

相生市第2次障害者基本計画 及び第3期障害福祉計画

(素案)

24年1月

相生市

目 次

1 . 計画の策定にあたって	1
1 - 1 計画策定の背景	1
1 - 2 計画の位置づけ	4
1 - 3 計画の期間	5
1 - 4 計画の策定体制	5
2 . 障害のある人を取り巻く相生市の現状	8
2 - 1 相生市の人口の推移	8
2 - 2 障害のある人の状況	9
3 . 計画の基本理念と基本目標	13
3 - 1 基本理念	13
3 - 2 基本的視点	14
3 - 3 基本目標	15
3 - 4 施策の体系	16
4 . 重点施策	18
4 - 1 安心して過ごせる「場」づくり	18
4 - 2 自立支援協議会の充実	20
4 - 3 相談支援体制の強化	21
4 - 4 就労支援の強化	22
4 - 5 災害時の支援体制の充実	23
5 . 施策の展開	24
5 - 1 すこやかに安心して暮らすために	24
5 - 2 自立した生活を実現するために	39
5 - 3 人にやさしく安全なまちづくりのために	55
5 - 4 生活の質（ＱＯＬ）の向上のために	65
5 - 5 こころのバリアを取り除くために	77

6 . ライフステージごとの施策展開の推進	86
6 - 1 ライフステージごとの施策展開の考え方	86
6 - 2 ライフステージごとの施策の整理	89
7 . 障害福祉計画の推進	97
7 - 1 障害福祉計画の視点	97
7 - 2 「障害者総合福祉法（仮称）」の制定に向けた基盤整備	99
7 - 3 平成26年度の目標値の設定	100
7 - 4 障害福祉サービス等のサービス見込量と確保策	104
7 - 5 地域生活支援事業の見込量と確保策	121
7 - 6 障害児支援の見込量と確保策	130
8 . 施策の推進体制	133
8 - 1 関係機関等との連携	133
8 - 2 住民参加の促進	133
8 - 3 計画の進行管理	133

1. 計画の策定にあたって

1 - 1 計画策定の背景

(1) 国の障害保健福祉施策の動向

国の障害保健福祉施策においては、平成14年12月に国の障害者施策の基本的方向を定めた新たな「障害者基本計画（平成15年度～24年度）」及び重点的に実施する施策やその達成目標を定めた「重点施策実施5か年計画（前期：平成15～19年度、後期：平成20～24年度）」が策定され、障害のある人の自立と社会参加に向けた施策の一層の推進が図られることとなりました。

「障害者権利条約」が平成18年12月に国連総会で採択され、わが国も平成19年9月に条約への署名を行っています（条約は平成20年5月に発効）。国では、平成21年12月に障がい者制度改革推進本部が設置され、平成22年1月に、障がい者制度改革推進会議が開催されました。国連の「障害者権利条約」を批准するための国内法の整備として、「障害者基本法」の改正（平成23年8月公布）や、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定（平成24年10月施行）、「障害者差別禁止法（仮称）」の制定、さらに、「障害者総合福祉法（仮称）」の制定（平成25年8月までに施行）など、障害者施策全般について見直しが進められています。

(2) 福祉サービス等の動向

福祉サービスにおいては、平成15年度から、従来の「措置制度」が「支援費制度」に移行し、利用者がサービスを選択・決定できるようになるとともに、サービス提供体制の拡充が図られました。平成18年4月には、障害のある人が住み慣れた地域で必要な支援を受けながら、自分らしく生活することができる地域社会の実現を目指す「障害者自立支援法」が施行されています。この法が制定された背景には、支援費制度の開始に伴うサービス量の増加による公的負担の増大や、支援費制度では精神障害のある人が対象から除外されていること、地域生活への移行、就労支援などの新たな課題への対応が必要となったことにあります。

この障害者自立支援法は、利用者の負担に定率負担が導入されたこと、事業者報酬が定額払いから利用者数に応じた実績払いに変更されたことなどについて様々な意見があり、これまで所要の政省令の改正が実施されましたが、この法律に対する不満・不備は払拭されず、障害者自立支援法を廃止し、新たな法律として、「障害者総合福祉法（仮称）」の制定が予定されています。また、平成22年12月には、「障害者総合福祉法（仮称）」の制定までの間に早急に対応を要する事項を見直すため、障害者自立支援法が改正されました。

(3)各分野の動向

就労支援

雇用・就業の分野では、平成18年4月、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が一部改正され、精神障害のある人の雇用対策が強化されました。また、平成21年4月には同法が一部改正され、福祉的就労から一般雇用のための支援体制の充実や、精神障害のある人に対する雇用施策の充実が進められています。

障害者自立支援法においても、就労支援を抜本的に強化するため、就労支援のためのサービスが再編され、雇用と福祉の連携強化が求められています。

発達障害関係

平成17年4月、「発達障害者支援法」が施行され、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害に代表される発達障害の定義と法的な位置づけが確立され、早期発見・早期の発達支援、保育、教育、就労支援、地域における生活支援等、ライフステージを通じた一貫した支援の流れが明確化されました。

また、平成22年12月には障害者自立支援法が改正され、この法律に基づく支援の対象者として発達障害児（者）が含まれることが明記されました。

教育・療育支援

平成19年4月、学校教育法等の一部改正により「特別支援教育」が法制化され、すべての学校において、障害のある児童・生徒の支援を充実させることになりました。この「特別支援教育」は、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援する視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導や必要な支援を行うとされました。

児童福祉法の改正等に伴う障害児施設体系の見直しにより、平成24年4月から障害児通所支援については市町村に一元化されることとなりました。さらに、障害のある児童への在宅支援として、新たな枠組みによる通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）、障害児相談支援（障害児支援利用計画の作成）などが開始される予定となっています。

生活環境の整備

平成18年12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行され、公共交通機関、道路、建築物だけではなく、都市公園や路外駐車場を含め、障害のある人等が日常生活において利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進が図られることになりました。

（４）相生市の動向

相生市では、「福祉のまちづくり重点地区整備事業」（平成7年）等により、障害のある人や高齢者にやさしいまちづくりを進めています。

平成10年3月には「相生市障害者福祉新長期計画」を策定し、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、障害のある人の「完全参加と平等」を実現するため、さまざまな施策を推進しています。平成16年3月には、国や県の障害者福祉施策の動向や社会背景を踏まえ、計画の改訂を行いました。

障害者自立支援法施行による制度改正に対応するため、平成18年度に「相生市障害者基本計画及び障害福祉計画」を策定し、地域での暮らしを支援することを中心に、在宅サービスの充実や日中活動の場の確保などに努めてきました。また、平成20年度においては、障害福祉計画の見直しを行い、「第2期障害福祉計画」を策定しています。

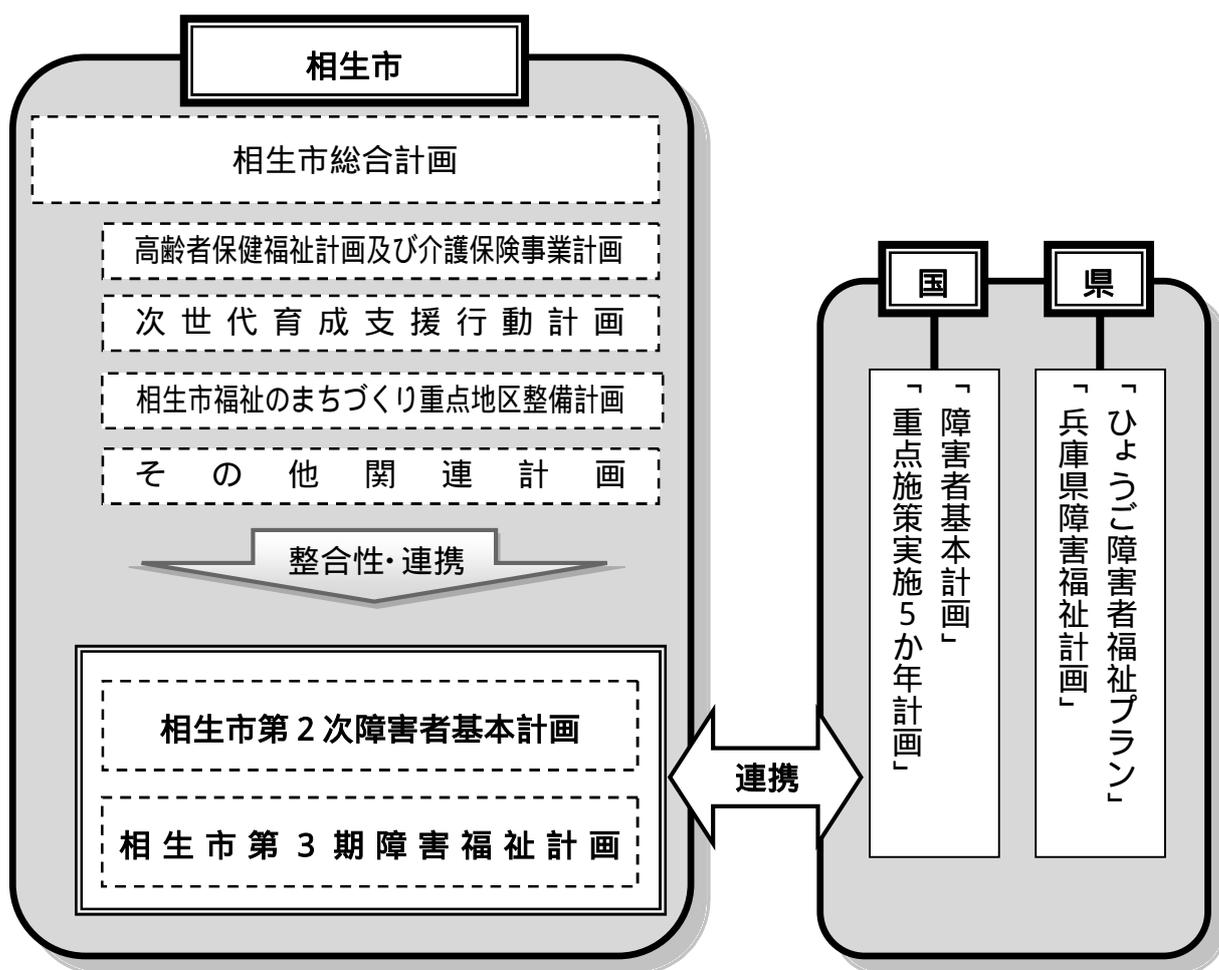
現在、国の法律や制度が大きく変わり、障害のある人を取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。今回策定する「相生市第2次障害者基本計画及び第3期障害福祉計画」は国の障害者施策全般の見直しの動向も考慮し、相談、教育、就労、人材育成を進め、支援体制をさらに充実させていきます。

1 - 2 計画の位置づけ

「相生市第2次障害者基本計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障害者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定める計画です。

「相生市第3期障害福祉計画」は、障害者自立支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、平成26年度を目標年度として障害のある人の地域移行や一般就労への移行について数値目標を定めるとともに、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスについて平成24年度から平成26年度までの間における必要量及び必要量確保のための方策を定める計画です。

これらの計画は、相生市の今後の障害者施策の指針となるものであり、県の「ひょうご障害者福祉プラン」、「相生市総合計画」を上位計画として「相生市高齢者保健福祉計画及び相生市介護保険事業計画」、「相生市福祉のまちづくり重点地区整備計画」等との整合性を図りながら一体的に推進します。



1 - 3 計画の期間

「相生市第2次障害者基本計画」の計画期間は、平成24年度から29年度までの6年間とします。

「相生市第3期障害福祉計画」の計画期間は、国の方針で平成24年度～26年度の3年間となっています。

計画期間中に、「障害者総合福祉法（仮称）」の制定が予定されており、国の指針等に従い見直しを行う可能性もあります。

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
障害者基本計画(平成18年～)								
		(見直し)	第2次障害者基本計画					
第2期障害福祉計画								
		(見直し)	第3期障害福祉計画					

1 - 4 計画の策定体制

(1) 相生市障害者自立支援協議会での審議

計画策定に当たっては、障害者団体の代表者、福祉団体の代表者、福祉・医療関係者、学識経験者、行政関係職員等で構成される「相生市障害者自立支援協議会」において、計画内容等について検討しました。また、相生市健康福祉部社会福祉課が事務局を設置して担当しました。

(2) アンケート調査の実施

調査の実施概略

障害のある人の生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向などを把握し、本計画策定の基礎資料として障害のある人の福祉の推進を図ることを目的に実施しました。

	障害のある人対象調査			市民対象調査
調査対象者	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉 手帳所持者	障害者手帳を所持してい ない市民
配布数	1,066人	236人	98人	600人
	1,400人			
抽出方法	無作為抽出			
調査方法	郵送配布・郵送回収			
有効回答数	830人			331人
有効回答率	59.3%			55.2%
調査期間	平成23年9月7日～平成23年9月22日			

(3) ヒアリング調査の実施

調査の実施概略

相生市の障害福祉等に関わる活動団体、福祉サービスの提供事業所等、各団体の現状と課題や今後の意向を把握し、相生市の障害福祉のニーズや課題を整理することを目的として実施しました。

対象の団体等名	
当事者団体	相生市身体障害者協会
	相生市手をつなぐ育成会
	赤相みのり家族会
福祉事業所	障害者支援施設みどり荘
	障害者支援施設若狭野荘
	就労継続支援事業所グリーン
	障害者ケアホームめばえ
	障害者支援施設野の草園
	リリーライフ相生センター
	特定非営利活動法人元気アップみのり
相談機関	相談支援事業所みどり
その他	社会福祉法人相生市社会福祉協議会
内容	
調査期間	平成23年8月8日～平成23年8月26日

(4)これまでの計画の評価・検証の実施

本計画の各施策・事業に関わる事項については、庁内の担当所管に「評価・検証シート」を配布し、施策の現状や進捗状況等についての評価・検証を行いました。

(5)パブリックコメントの実施

計画策定に当たっては、ホームページにおいて計画案を公表し、市民の考えや意見を聞くパブリックコメント（平成24年1月20日から2月10日）を実施しました。

2. 障害のある人を取り巻く相生市の現状

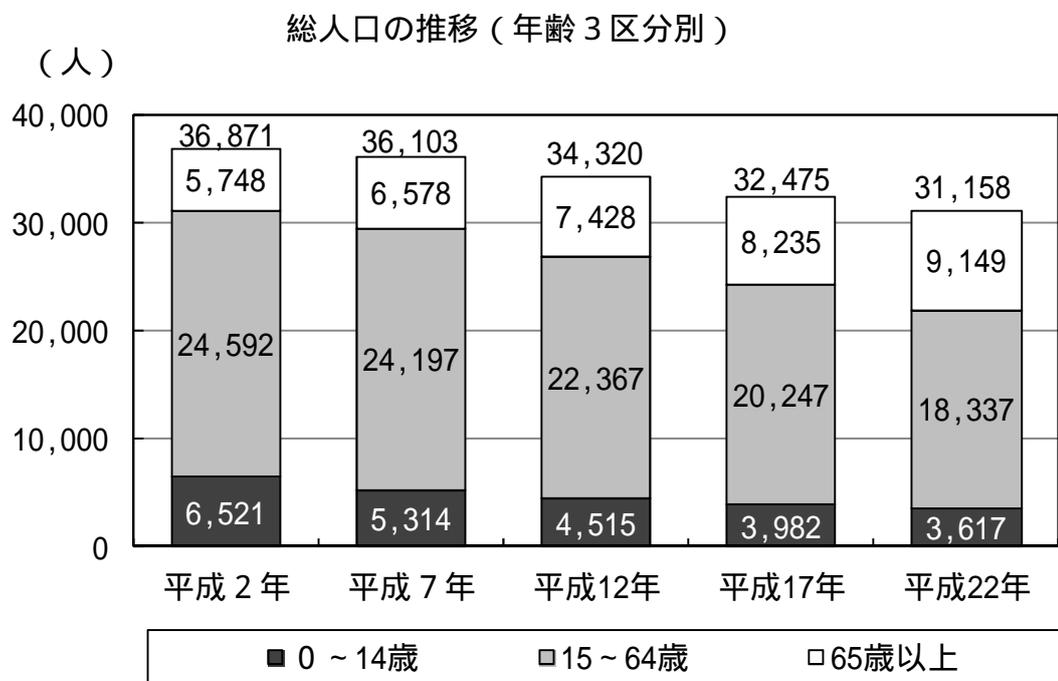
2 - 1 相生市の人口の推移

(1) 年齢3区分別人口の推移

本市の総人口の推移をみると、年々減少傾向にあり、平成22年度には31,158人となっており、平成2年度と比較するとこの20年間で0.85倍になっています。

年齢3区分別人口をみると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は減少傾向、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあります。

これを構成比の推移でみると、高齢化率が増加傾向にあり、本市においても、高齢化が進行していることが伺えます。



資料：国勢調査による

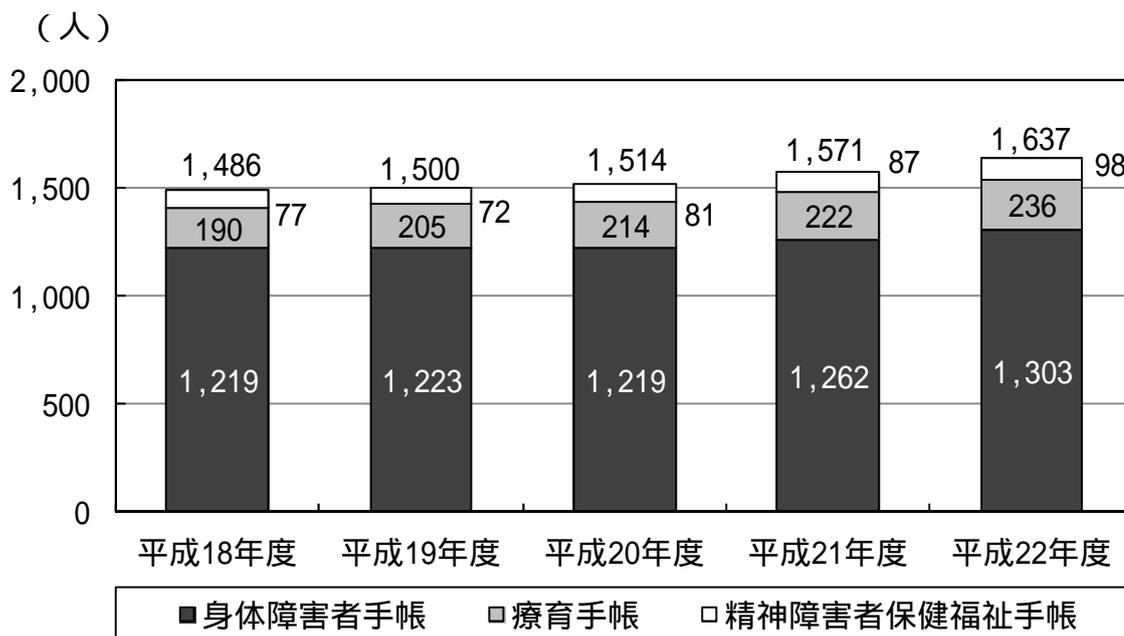
合計には年齢不詳を含む（年齢不詳数は、平成2年＝10人、平成7年＝14人、平成12年＝10人、平成17年＝11人、平成22年＝55人）

2 - 2 障害のある人の状況

(1) 障害のある人の数の推移

障害のある人の数の推移を手帳所持者数で見ると、すべての手帳の所持者も増加傾向にあります。それぞれの平成22年度の実績値を平成18年度と比較すると、身体障害者手帳では1.07倍、療育手帳では1.24倍、精神障害者保健福祉手帳では1.27倍となっています。

障害者手帳所持者数の推移



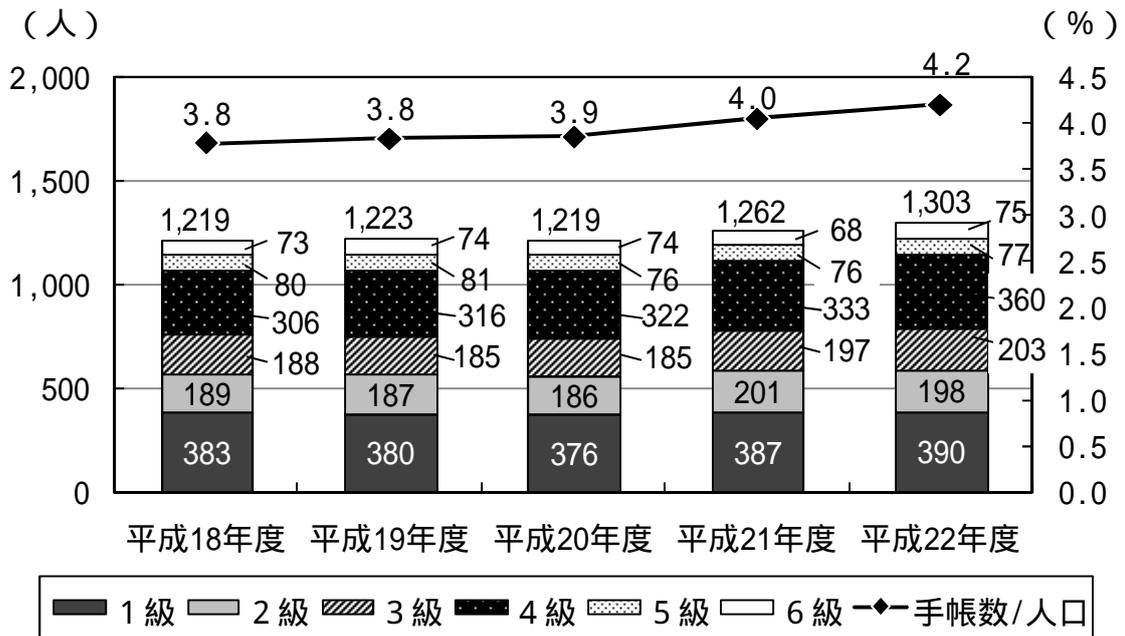
(2) 障害別・等級別障害のある人の状況

身体障害のある人

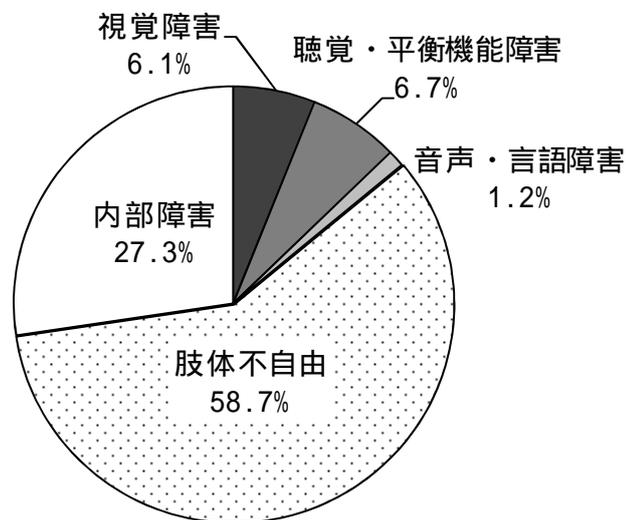
身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成20年度は減少しているものの、年々増加傾向にあり、平成22年度は1,303人、人口に対する比率は4.2%となっています。等級別に所持者数をみると、各年度ともに「1級」が最も多くなっています。次いで、各年度ともに「4級」が多くなっています。また、平成22年度の重度(1・2級)は45.1%と半数近くを占めています。

平成22年度の障害の種類別では、「肢体不自由」の割合が58.7%と最も高くなっています。次いで「内部障害」が高く、27.3%となっています。

身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移



平成22年度の身体障害者手帳所持者数
（障害の種類別）の内訳

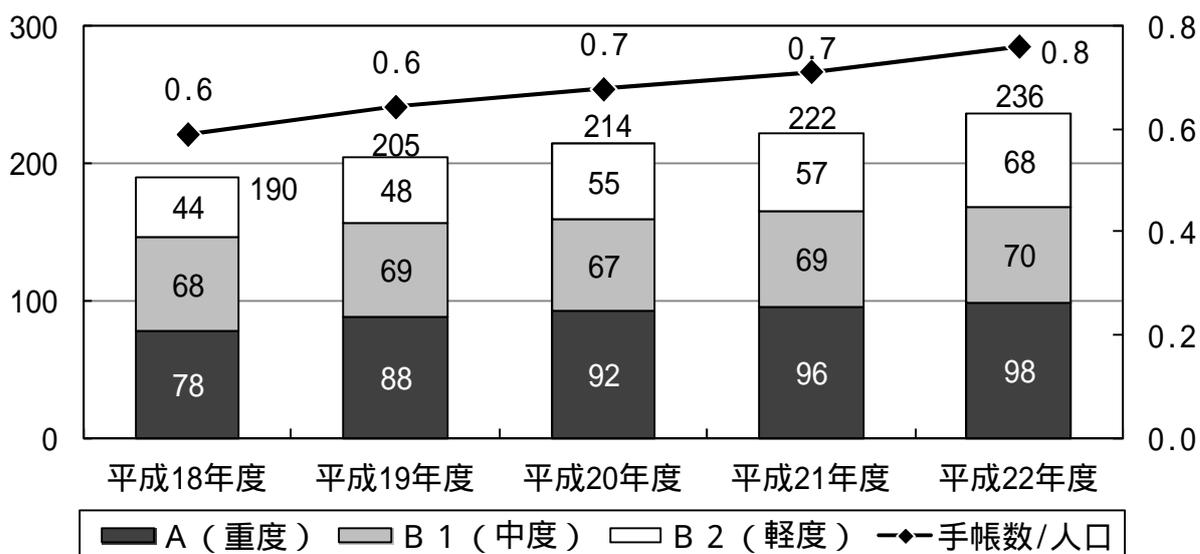


注：内部障害とは心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、免疫機能障害をいいます。

知的障害のある人

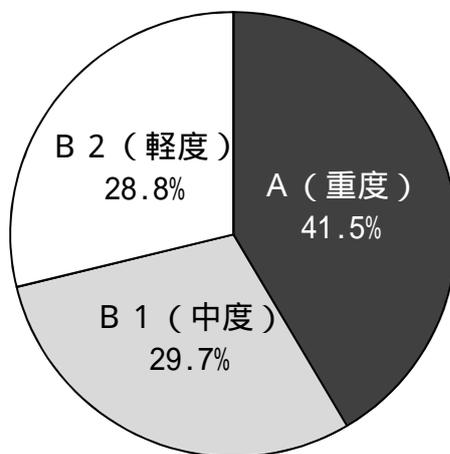
療育手帳所持者数の推移をみると、増加傾向にあり、平成22年度は236人、人口に対する比率は0.8%となっています。等級別に所持者数をみると、各年度ともに「A（重度）」が最も多くなっています。

療育手帳所持者数（等級別）の推移



資料：人口は住民基本台帳による

療育手帳所持者数（等級別）の内訳

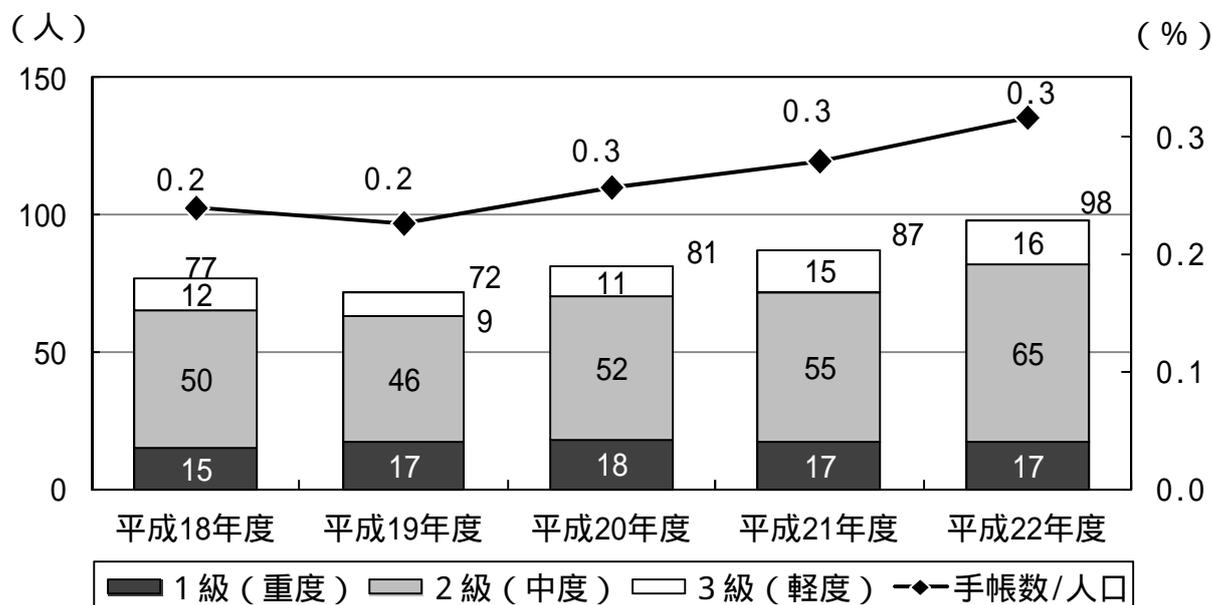


精神障害のある人

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、年々増加傾向にあり、平成22年度を平成18年度と比較すると1.27倍となっており、人口に対する比率は0.3%となっています。等級別に所持者数をみると、各年度ともに「2級」が最も多くなっています。

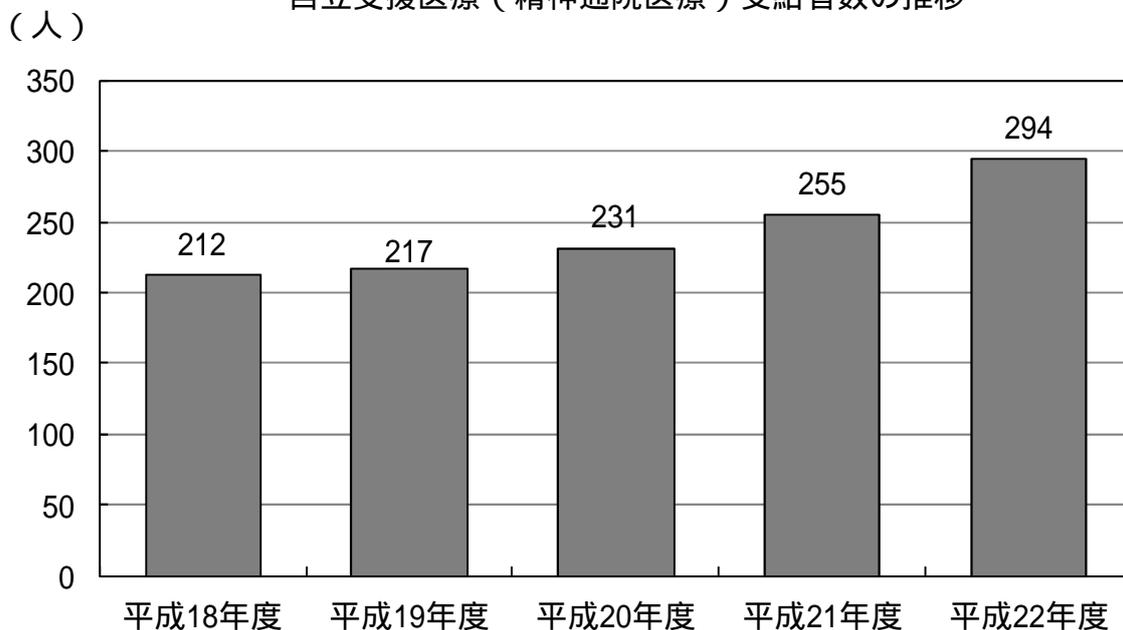
自立支援医療費（精神通院医療）の受給者数は、平成22年度は294人と、年々増加しており、平成18年度と比較すると1.39倍となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：人口は住民基本台帳による

自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移



3 . 計画の基本理念と基本目標

計画の基本理念、基本的視点及び基本目標は、次の通りとします。

3 - 1 基本理念

「すべての人が自分らしく、心豊かに、
安心して暮らせる地域社会へ」

【基本理念の考え方】

「すべての人が自分らしく、心豊かに」とは、障害があってもなくても、また、どのように障害が重くても、一人ひとりが自分らしく生きていくことができることを意味します。

「安心して暮らせる地域社会」とは、障害のある人が自分らしく生きていくために必要な支援を、地域全体の理解・協力のもとで受けることができ、この地域で暮らしていきたいと思えることを意味します。

3 - 2 基本的視点

(1) ノーマライゼーションの視点

社会参加を阻んでいる物理的な障壁、制度や習慣などの障壁、情報の障壁、人々の意識に関わる障壁など、あらゆる障壁（バリア）を取り除く（バリアフリーの推進）と同時に、新たなバリアが生じないように配慮します。

その結果として、すべての市民にとって生活しやすいまちづくりを進めていきます。

(2) 自己決定の視点

ライフステージのすべての段階において、障害のある人が自ら選択・決定することができるように、次のようにします。

自立した生活を送るために必要となる様々なサービスや支援をします。

支援のための政策、施策等の形成・決定過程、計画等策定への当事者を含む市民の主体的な参加を推進します。

(3) 共生の視点

障害のある人のニーズや特性等に応じた適切な支援を、既存の制度・事業等にとらわれることなく提供できるように、次のようにします。

事業所や関係機関、行政各分野がより緊密な連携を図ります。

市民一人ひとりが地域でお互いを尊重し、ともに支えあい、助けあう「共生」のまちづくりを展開します。

3 - 3 基本目標

基本目標1 すこやかに安心して暮らすために

障害や疾病があっても住み慣れた地域で心豊かに、すこやかに安心して暮らすことができるよう、障害の早期発見や医療体制の充実に努めるとともに、自立生活に必要な保健・福祉・医療等のサービスが適切に供給される環境の整備を図ります。

また、障害のある児童等の個性と可能性を伸ばし、将来地域で暮らしていくことができるよう、インクルージョンの理念に基づき、すべての子どもたちが共に学び合い、育ち合う教育を推進するとともに、一人ひとりの特性、能力に応じた適切な教育体制を整備します。

基本目標2 自立した生活を実現するために

一人ひとりの障害の種別や程度、多様なニーズに対応した福祉サービスの充実に努めるとともに、それらのサービス等をわかりやすく情報提供し、障害のある人が自らの意思で選択し、自主的な選択ができる体制を整備します。

また、福祉的就労の場の確保とともに、障害のある人が可能な限り一般就労に就き、職業を通じた社会参加、経済的自立の実現に向けて努めます。

基本目標3 人にやさしく安全なまちづくりのために

障害のある人の活動の場や行動範囲を広げ、自由な社会参加を促進するために、建物や道路等のバリアフリー化を推進します。

また、障害のある人を犯罪や災害から守り、安全な暮らしを確保するために、地域の防犯・防災ネットワークの構築や緊急通報システムの充実に努めます。

基本目標4 生活の質(QOL)の向上のために

必要な情報を提供できる体制とともに、身近な地域で専門的な相談を受けることのできる総合的な相談体制づくりに努めます。また、スポーツ、レクリエーション及び文化活動等を充実させ、社会参加や生きがいづくりを促進します。

障害のある人の権利と暮らしを守るため、地域の関係機関による権利擁護のネットワーク・システムの構築に努めます。

基本目標5 こころのバリアを取り除くために

障害及び障害のある人についての理解を深めるために、福祉教育の充実や障害のある人との交流機会の拡大、ボランティア活動の活性化等を通じ、障害のある人にとってのあらゆる「社会的障壁」を取り除くための啓発・広報の取り組みを積極的に展開します。

3 - 4 施策の体系

< 基本理念 >

すべての人が自分らしく、心豊かに、安心して暮らせる地域社会へ

【基本的視点】

ノーマライゼーションの視点

自己決定の視点

共生の視点

重点施策

- ・安心して過ごせる「場」づくり
- ・相談支援体制の強化
- ・災害時の支援体制の充実
- ・自立支援協議会の充実
- ・就労支援の強化

1 すこやかに安心して暮らすために

(1) 保健・医療サービスの充実

障害の予防と早期発見・早期治療
医療・リハビリテーション体制の充実

(2) 療育・教育の充実

療育の充実
教育内容の充実
相談・指導の充実

2 自立した生活を実現するために

(1) 生活支援の充実

福祉サービスの充実
障害のある人がいきいきと地域で生活するための「場」の整備

(2) 生活の安定

経済的支援の充実
介助家族の支援

(3) 就労支援の充実

障害のある人の雇用機会の確保と拡大
多様な就労の場の確保

3 人にやさしく安全なまちづくりのために

(1) 生活環境の整備

福祉のまちづくりの推進
住宅の整備
移動手段の確保

(2) 防犯・防災体制の整備

防犯・防災体制の整備

4 生活の質(QOL)の向上のために

(1) 相談体制及び情報提供の充実

相談体制の充実
情報提供の充実

(2) 権利擁護の推進

権利擁護の推進

(3) スポーツ・レクリエーション及び文化活動の充実

スポーツ・レクリエーション及び文化活動の充実

5 こころのバリアを取り除くために

(1) 理解と交流の推進

啓発・交流の推進

(2) ボランティア活動の充実

ボランティア活動の充実

4. 重点施策

本計画では、国や県、圏域の動向を踏まえつつ、これまで進めてきた本市の障害者福祉施策の評価や現状分析、今後予測される課題の把握を行い、今後、特に重点的な取り組みが必要な項目を重点施策として推進していきます。

4 - 1 安心して過ごせる「場」づくり

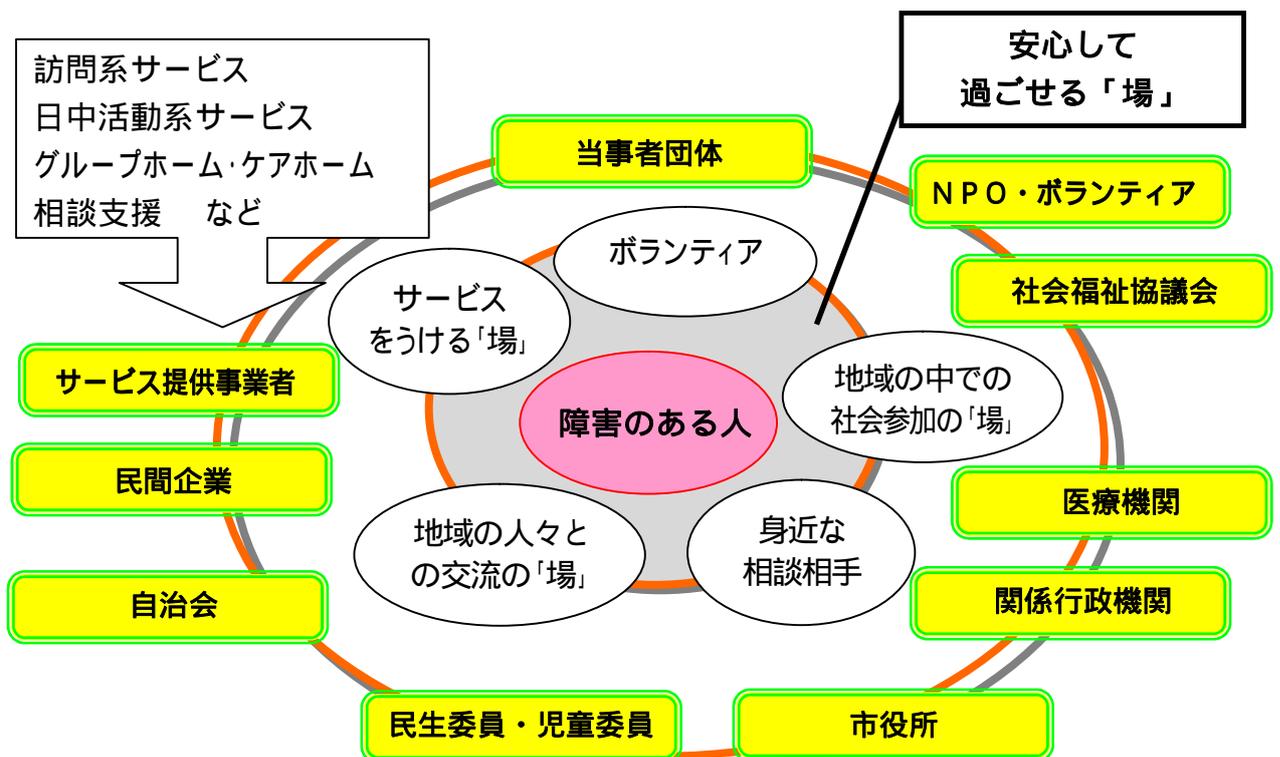
概要

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、本人や家族が地域で安心して過ごせることが必要ですが、その「安心して過ごせる場」が充分でないのが現状です。障害のある人がそれぞれのライフステージに応じて、社会参加、出会いや生活充実の「場」として、安心して過ごせる「場」の充実を図り、自立した生活を支援していきます。

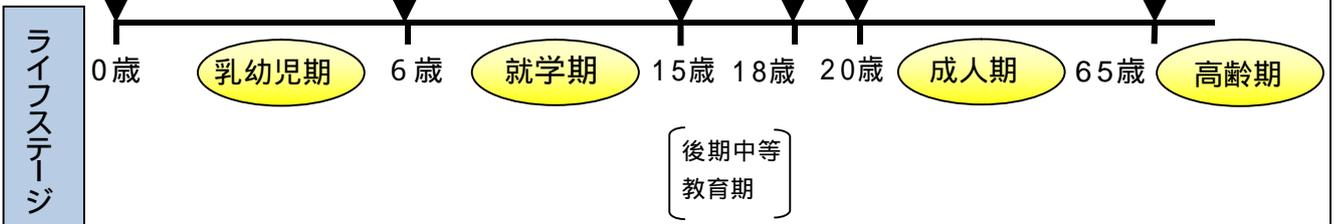
具体的な取り組み例

- 身近な地域で生活できる地域支援の充実
- 特別支援学校卒業生等を中心とした進路先の確保及び情報提供
- 障害のある児童等への支援体制の充実
- グループホーム・ケアホームの充実
- 精神障害のある人の居場所づくりの推進

身近な地域で生活できる地域支援の充実（イメージ図）



ライフステージに応じた支援体制の充実



ライフステージに沿った支援	保健・医療	障害の早期発見・早期療育、健康の保持・増進、精神通院医療			介護保険事業 高齢者福祉事業
		重度障害者医療費助成制度			
		自立支援医療（育成医療）		自立支援医療（更生医療）	
	日中活動の支援	障害児保育 児童発達支援事業 保育所等訪問支援事業	学童保育 特別支援教育（特別支援学校、特別支援学級） 放課後等デイサービス	生活介護 自立訓練 就労支援事業 地域活動支援センター	
	<在宅生活や社会参加に対する支援> 居宅介護 短期入所 日常生活用具給付 移動支援など				
住まいの支援	障害児入所支援		施設入所支援 グループホーム、ケアホーム		
経済的支援	特別児童扶養手当 障害児福祉手当		障害年金 特別障害者手当		
	重度心身障害者（児）介護手当				

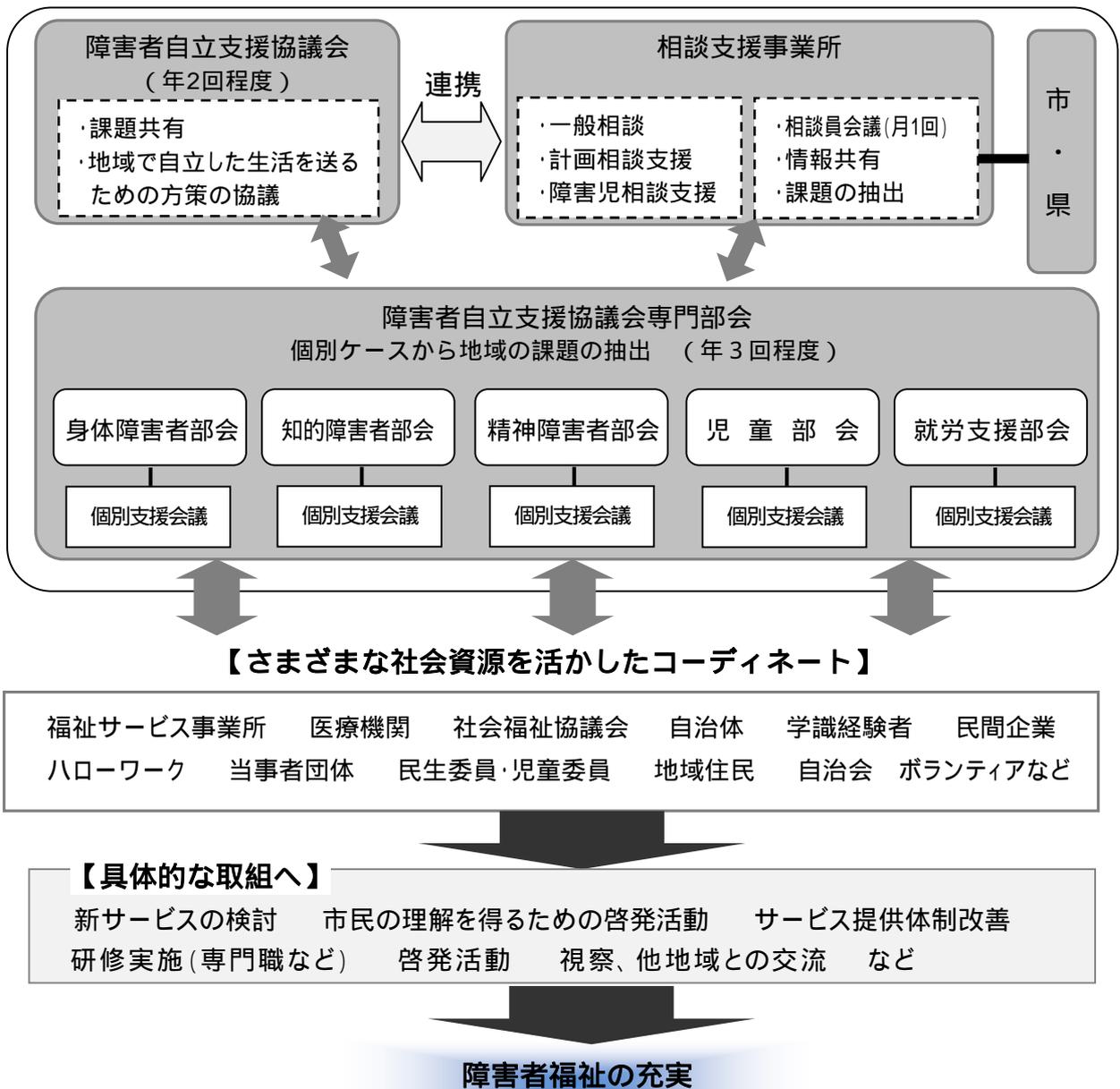
4 - 2 自立支援協議会の充実

概要

障害者自立支援法の改正に伴い、自立支援協議会の設置が法律上位置づけられるとともに、その活動の充実が求められています。その中では、地域における障害のある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとされています。

今後は関係機関の連携強化やスキルアップ、より具体的な課題検討等、自立支援協議会の機能の充実を図ります。

自立支援協議会の活性化イメージ



4 - 3 相談支援体制の強化

概要

これまでの相談支援体制では、それぞれのライフステージごとに相談が行われており、サービス等に関するニーズが潜在化するなど、生涯にわたってサポートすることが難しい状況が伺えました。

今後は、個々の障害の状態やライフステージに応じて、その自立に向けた適切なプランを提案でき、生涯にわたってサポートできる人材・機能づくりに努めます。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成24年10月1日施行)に基づいた虐待の防止や早期発見等への対応を行います。

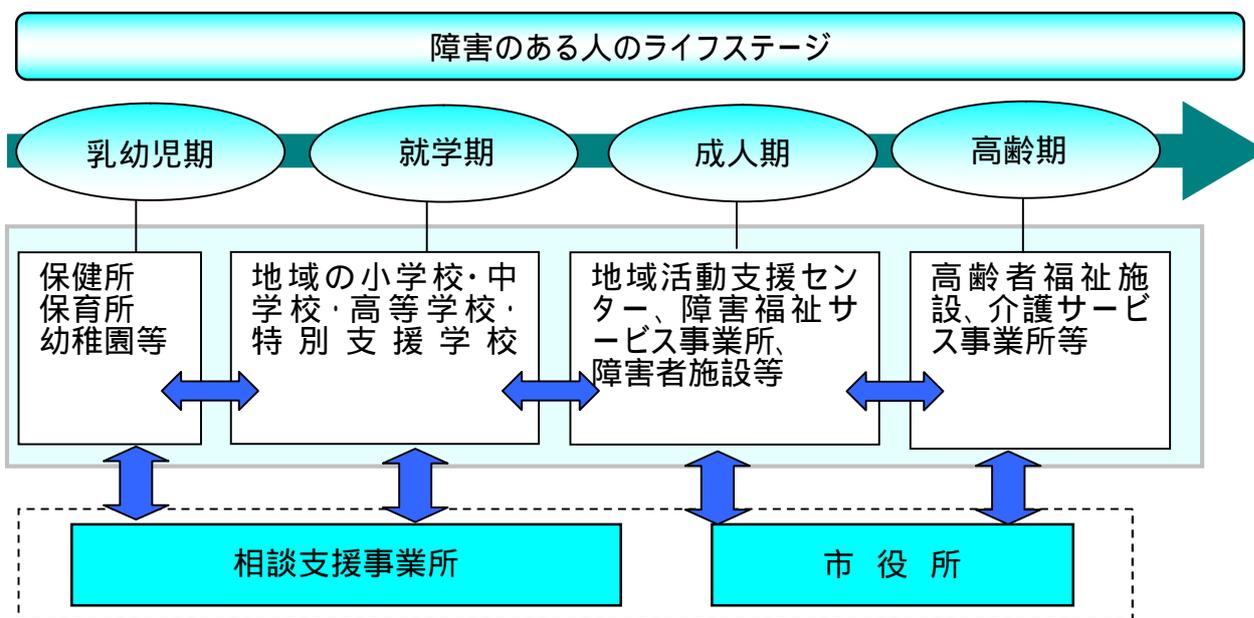
具体的な取り組み例

サポートファイルの作成・活用

サービス利用者全員へのサービス等利用計画の作成(計画相談支援)に向けた相談支援体制の整備

「障害者虐待防止センター」の設置

今後目指すべき切れ目のない相談支援体制イメージ

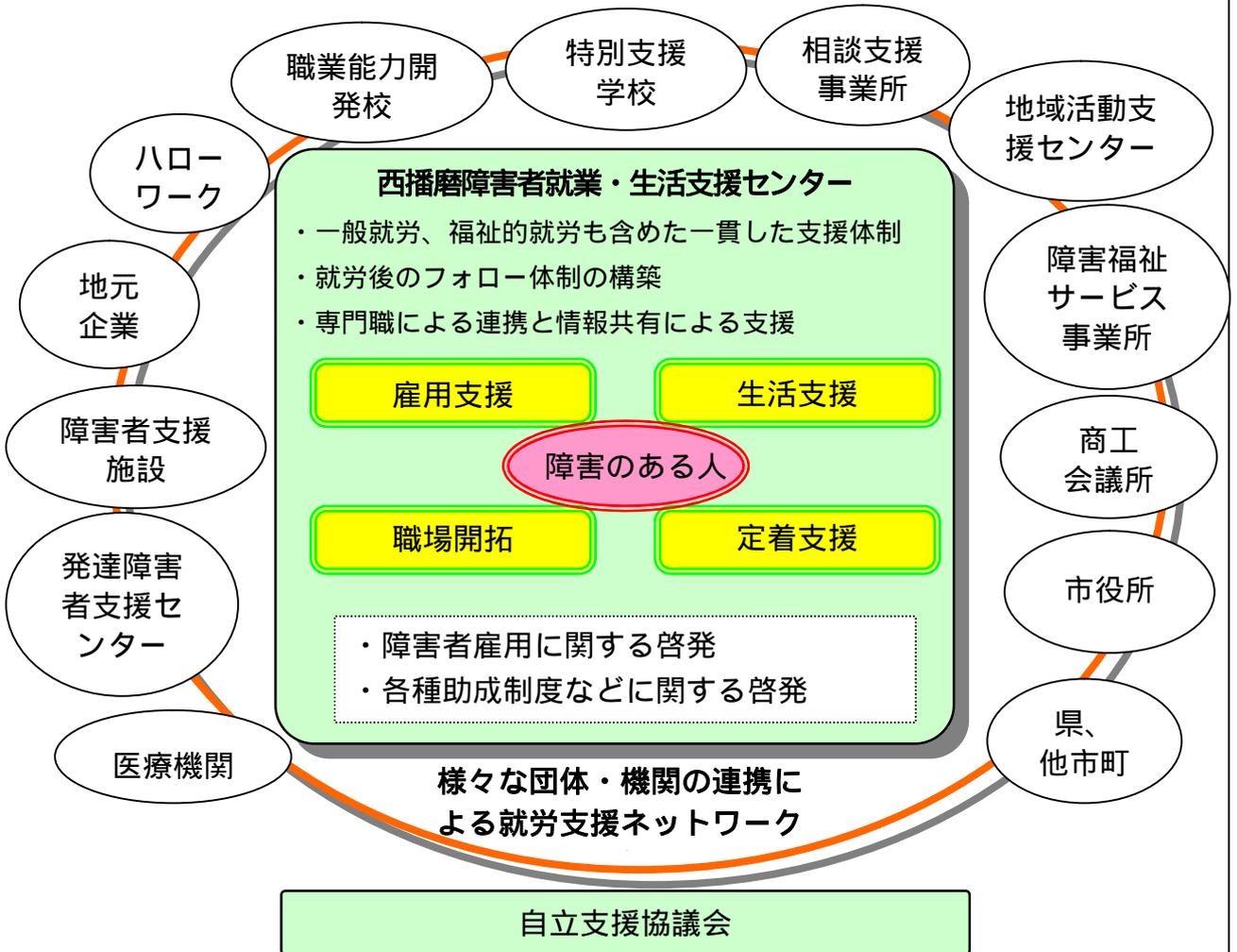


4 - 4 就労支援の強化

概要

西播磨障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどの関係機関と連携し、労働・教育・福祉等、地域における就労支援ネットワークを整備するとともに、相談支援、就労先の開拓、就労の斡旋、就職後のフォローアップ、企業等への啓発などの総合的な就労支援を推進します。

今後目指すべき就労支援体制イメージ



4 - 5 災害時の支援体制の充実

概要

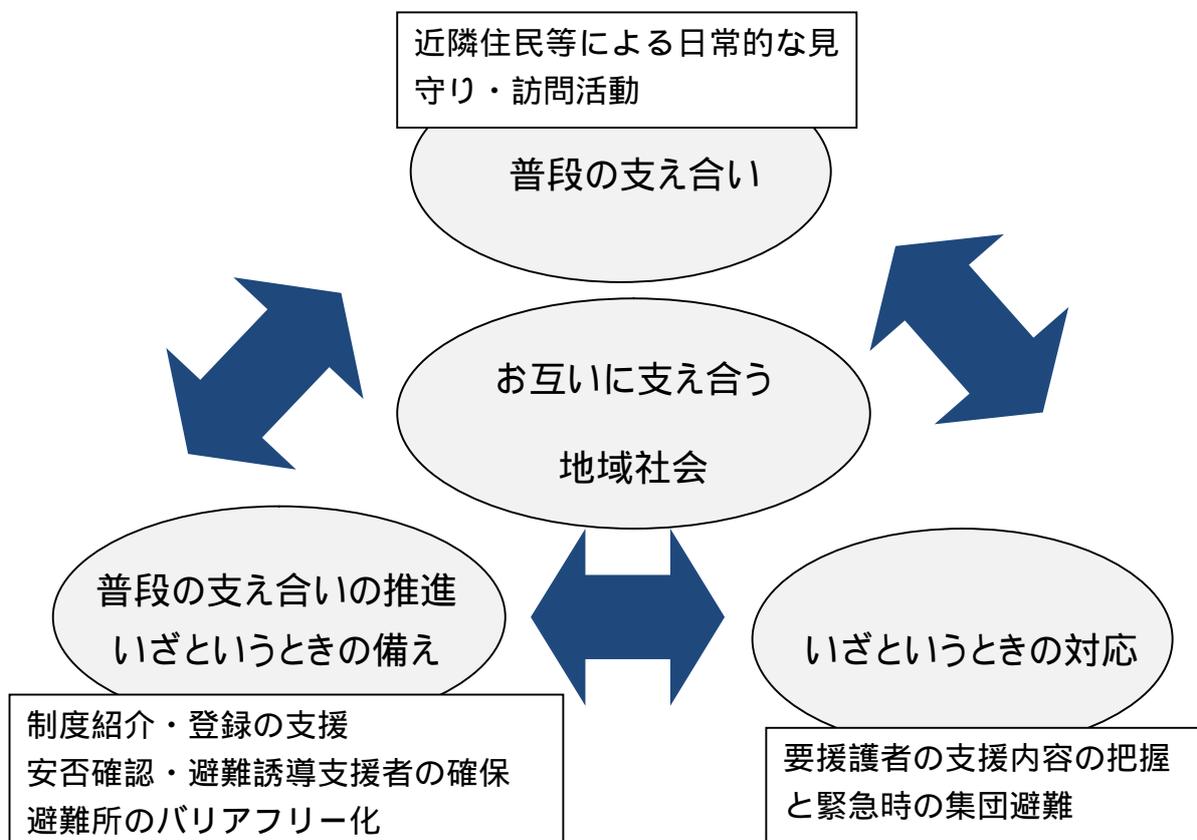
アンケート調査結果やヒアリング調査結果からも、災害時の支援の充実を求める意見が多くありました。

災害時の情報伝達、円滑な避難誘導、避難所での生活環境等について、災害時要援護者一人ひとりに合わせた支援を行えるよう、市、市民、関係団体等が連携し、その避難支援体制の確立を推進します。

また、災害時でも福祉サービスを継続して実施し、災害時要援護者を受け入れられるよう安全確保に向けた体制づくりをサービス提供事業所に働きかけます。

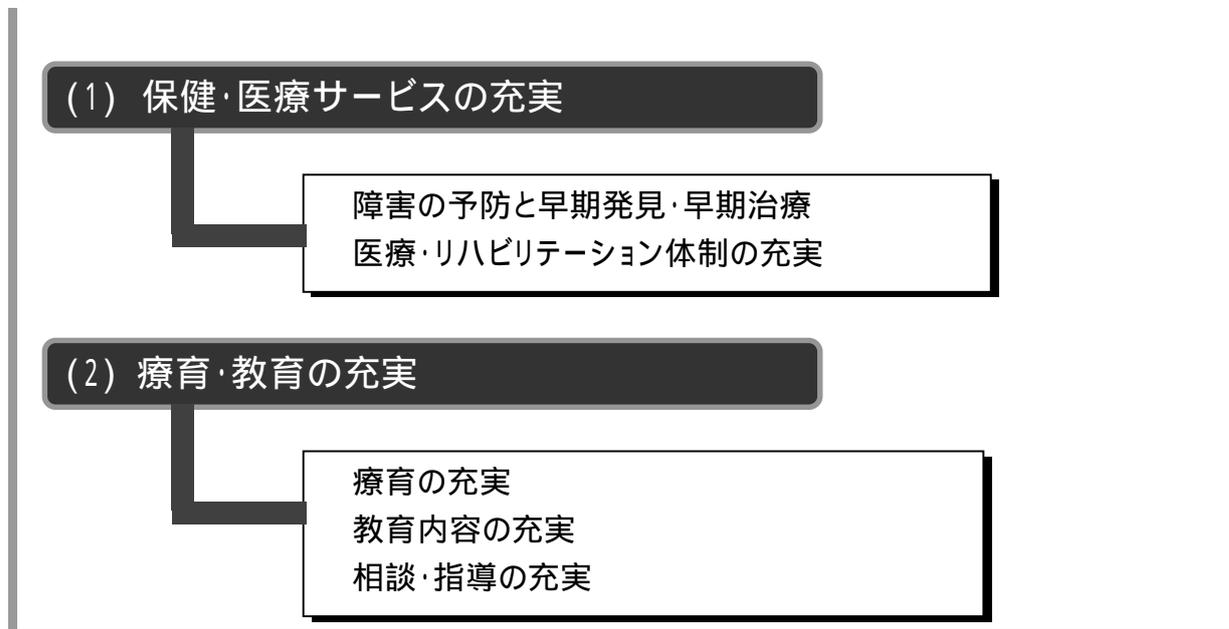
具体的な取り組み例

- 災害時要援護者避難支援マニュアルの活用
- 災害時要援護者避難支援計画個人表の整備
- 避難誘導、情報伝達訓練の実施
- 災害時要援護者の情報の把握
- 「福祉避難所」の指定



5. 施策の展開

5 - 1 すこやかに安心して暮らすために



調査結果からみる主な課題

健康づくりのための環境の整備

アンケート調査では、体調維持には一定数の人が配慮していますが、運動・レクリエーション等の健康増進の機会があまりない実態があり、生活習慣病の予防、寝たきり予防など、健康づくりのための環境整備が必要です。

〔体調を維持するために、気を配っていること（アンケート調査結果）〕

	身体障害者(N=679)		知的障害者(N=166)		精神障害者(N=85)	
1位	食事(栄養バランスなど)に気を付けている	58.8%	食事(栄養バランスなど)に気を付けている	49.4%	食事(栄養バランスなど)に気を付けている	57.6%
2位	定期的を受診(健診)し、必要であれば服薬している	49.5%	睡眠を十分にとっている	43.4%	定期的を受診(健診)し、必要であれば服薬している	51.8%
3位	睡眠を十分にとっている	36.8%	定期的を受診(健診)し、必要であれば服薬している	41.0%	睡眠を十分にとっている	47.1%
4位	スポーツ・運動(リハビリを含む)をしている	27.4%	酒・たばこを飲まない・吸わない、または控えている	21.1%	酒・たばこを飲まない・吸わない、または控えている	31.8%
5位	酒・たばこを飲まない・吸わない、または控えている	22.2%	趣味・レクリエーションでストレスを解消している	19.3%	趣味・レクリエーションでストレスを解消している	23.5%

(注) N数(number of case)は、集計対象者総数を表しています。

医療を受けやすくするための支援の充実

アンケート調査では、医療費等の経済的負担の他に、通院の移動時の支援や通院費（交通費）、専門的な治療の充実を求めています。

ヒアリング調査では、医療の分野では障害のある人が医療につながりやすい相談支援や体制づくりの充実や、緊急時の医療体制の充実を求めています。

〔医療を受ける上で困っていること（アンケート調査結果）〕

	身体障害者(N=679)		知的障害者(N=166)		精神障害者(N=85)	
1位	特にない	33.1 %	特にない	28.9 %	特にない	30.6 %
2位	通院（病院までの移動）が困難である	18.0 %	医療費の負担が大きい	18.7 %	医療費の負担が大きい	30.3 %
3位	医療費の負担が大きい	17.2 %	通院（病院までの移動）が困難である	18.7 %	通院（病院までの移動）が困難である	25.0 %
4位	専門的な治療をする病院が近くにない	15.2 %	専門的な治療をする病院が近くにない	14.5 %	専門的な治療をする病院が近くにない	15.3 %
5位	通院費（交通費）の負担が大きい	12.1 %	通院費（交通費）の負担が大きい	12.7 %	通院費（交通費）の負担が大きい	12.9 %

（注）N数（number of case）は、集計対象者総数を表しています。

〔保健・医療分野について（ヒアリング調査結果）〕

主な項目	現状・課題に関するご意見	今後の対応策に関するご意見
医療相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅で生活し医療を受けている障害のある人や家族の現状は、事業所では把握できない。 ・保護者が高齢である場合、通院すらできない家庭がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に在宅で生活し医療を受けている家庭の訪問や管理を充実することが必要である。 ・福祉サービスの利用者に対して、医療相談を紹介することや、通院を促すなどの援助を行うことが大切である。
緊急時の医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に受診できる医療体制が整っていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急医療体制の構築が課題である。

療育・教育の充実

ヒアリング調査では、療育分野においては、早期の段階からの療育の充実や専門機関との連携の強化が求められています。教育分野においては、教員の資質の向上や、教育相談の充実、卒業後の支援の強化、支援者が変わっても切れ目のない支援の充実などが求められています。

〔療育分野について（ヒアリング調査結果）〕

主な項目	現状・課題に関するご意見	今後の対応策に関するご意見
療育事業の充実（関係機関との連携の強化等）	・発達障害も含め、療育については非常に早期の段階で支援が入り、関わる支援者の技術や経験も積める研修等も多くなってきている。	・療育のバックアップ支援を行うセンター等の中核機関も西播磨にでき、充実してきており、さらなる連携が必要である。

〔教育分野について（ヒアリング調査結果）〕

主な項目	現状・課題に関するご意見	今後の対応策に関するご意見
教員の資質の向上	・教員の資質向上と知的障害のある児童等に対する教育効果が高まるような配慮が必要である。	・自閉症、アスペルガー症候群、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）等、障害が多様化する中で、教員の研修を義務づけ、スキルアップを図ってもらう。
教育相談の充実・卒業後の支援	・特別支援学校高等部の市内卒業予定者の受け入れ先を充実してほしい。 ・卒業してからも長期にわたり、バックアップできる体制づくりが必要である。	・障害のある児童の個別の「生活支援記録（ライフケース）」があればよい。

(1) 保健・医療サービスの充実

障害のある人に対し、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーションが提供され、又はそのための支援を行い、障害の予防、早期発見・早期治療を図ります。



障害の予防と早期発見・早期治療
医療・リハビリテーション体制の充実

障害の予防と早期発見・早期治療

現状・課題

本市では、成人期については、各種健康診査・保健指導を実施するなど、生活習慣の改善や疾病予防に重点を置いた施策を推進しています。特定健康診査や各種がん検診の受診率の向上のため、未受診者へのアンケート調査の実施や、電話による受診勧奨などを実施しています。今後も、これらの取り組みを強化するなど、受診率の向上を図る必要があります。

妊娠期については、安心して、安全な出産が迎えられるよう、妊婦健康診査の費用助成を行っています。

乳幼児期については、乳幼児健康診査の実施と指導、麻しん等の予防接種の実施などを通じ、疾病・障害の発見と相談などの支援を行っています。

今後も、予防はもちろん障害の早期発見とともに治療・療育への円滑な移行を進めることが重要となります。

乳幼児健康診査の状況

(単位：人)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
4 か 月 児	対象者数	239	259	226	217	229
	受診者数	221	250	218	210	222
	受診率(%)	92.4	96.5	96.5	96.8	96.9
1歳6か月児	対象者数	230	242	244	249	209
	受診者数	214	227	233	243	194
	受診率(%)	93.0	93.8	95.5	97.6%	92.8
3 歳 児	対象者数	223	216	215	236	227
	受診者数	200	192	204	231	208
	受診率(%)	89.7	88.9	94.9	97.9	91.6

施策の展開

今後の取り組み

<p>疾病の予防</p> <p>中途障害の原因疾患となる生活習慣病を予防するため、健康教育、健康相談など各種保健事業の充実を図ります。</p> <p>高齢者が要介護状態になることを防止するため、介護保険制度による介護予防事業の充実を図ります。</p>
<p>各種健康診査の充実</p> <p>メタボリックシンドロームの予防や生活習慣病の早期発見のために、各種健康診査や各種がん検診の受診率向上と診査結果に基づく指導の充実を図ります。</p>
<p>母子保健事業の充実</p> <p>安全な分娩を目的として、妊婦健康診査やハイリスク妊婦に対する指導の充実を図ります。</p> <p>疾病・障害を早期に発見し、適切な治療、療育を行うために、4か月児や1歳6か月児、3歳児健康診査の受診率の向上と全対象者の健康状態の把握に努めます。</p> <p>健康診査の結果、要精密、要医療の区分に該当する人の、その後の状況把握と助言、指導を図ります。</p> <p>麻疹（はしか）については、予防接種に関する啓発・広報の充実に努め、麻疹・風疹混合ワクチン（MR）による予防接種を勧奨し、感染症予防の強化を図ります。</p>

重点事業

事項名	現状（平成22年度実績）	今後の方向性
健康教育の実施 【健康介護課】	<p>64歳以下の人を対象に、疾病の予防のため、健康教育を実施している。65歳以上の者（要介護認定を受けていない者）に対しては、要介護状態になることを予防するため、運動・栄養・口腔指導及び、腰痛・膝痛対策指導を実施している。</p> <p>健康増進事業：485人 地域支援事業：6,408人 母子保健事業：490人</p>	継続

事項名	現状（平成22年度実績）	今後の方向性
健康相談の実施 【健康介護課】	<p>電話や面接により、全市民の健康相談を実施。 平成23年度より、10か月児相談を新設し、栄養士、歯科衛生士、保健師による相談を実施している。</p> <p>健康増進事業：1,689人 母子保健事業：2,123人</p>	<p>継続</p> <p>5歳児を対象とした発達相談等の実施について検討する。</p>
健康診査の実施 【健康介護課】	<p>各種健康診査（検診）を行うことにより、生活習慣病や疾病の疑いのある人をスクリーニングし、生活習慣改善指導や適正な受診指導を行っている。 平成19年度より前立腺がん検診を導入。</p> <p>基本健康診査：3,100人 がん検診(肺)2,796人 (胃)：1,735人 (大腸)：2,369人 (子宮)：730人 (乳)：864人 (前立腺)：779人 肝炎ウイルス検診：380人</p>	<p>継続</p>
乳幼児健康診査の実施 【健康介護課】	<p>受診率100%と全数把握をめざし、未受診者に対して受診の勧奨及び訪問等による健康状態の確認を行うなど未受診者対策に取り組んでいる。 平成19年度から、発達障害を早期発見・早期支援するため、1歳6か月児・3歳児健康診査の問診票・観察項目を見直し、その後の関わりや関係機関との連携体制等を強化している。</p> <p>4か月児健康診査：222人 1歳6か月児健康診査：194人 3歳児健康診査：208人</p>	<p>継続</p>
精密健康診査の実施 【健康介護課】	<p>基本健康診査及びがん検診、また乳幼児健康診査で精密検査が必要と判断された人に対し、受診勧奨を行っている。</p> <p>・基本健康診査（要医療） 939人 ・がん検診 延べ681人 ・乳幼児健康診査 延べ14人</p>	<p>継続</p>
訪問指導の実施 【健康介護課】	<p>個別の保健指導が必要な人及びその家族に対して訪問による指導を行っている。</p> <p>健康増進事業：29人 地域支援事業：36人 母子保健事業：378人 その他：43人</p>	<p>継続</p>

医療・リハビリテーション体制の充実

現状・課題

本市では、身体障害のある人の自立の促進、障害の軽減、機能回復等を図るため、日常生活訓練や創作活動、社会適応訓練等を実施するデイサービス事業として、「身体障害者リフレッシュ事業」を実施しています。

各中学校及び小学校1校に拠点校方式のスクールカウンセラーを配置し、心に不安のある児童・生徒や保護者が気軽に相談できるようにしています。また、相談内容によっては、医療機関等との連携を図っています。

厚生労働省は平成23年7月に、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病の四大疾病に、新たに精神疾患を加えて「五大疾病」とする方針を定めました。うつ病などの患者数が年々増加するなか、国民に広く関わる疾患として重点的な対策が必要とされています。今後は、精神障害の予防にも力を入れていく必要があります。

施策の展開

今後の取り組み

身体障害者リフレッシュ事業の実施

身体機能の回復・維持を目的に、理学療法士による機能訓練を引き続き実施します。

心に不安のある児童・生徒に対する相談・ケア体制の充実

心に不安のある児童・生徒が気軽に相談できるよう、スクールカウンセラーによる教育相談などの相談窓口の充実を図ります。

心身障害者(児)歯科診療事業の実施

心身障害者(児)に対して歯科診療をはじめ口腔衛生事業を引き続き実施します。

精神障害者相談体制の充実

精神的な疾患のある人の心のケアについては、保健師や県から委嘱を受けた精神障害者相談員及び相談支援事業所の相談支援専門員が電話・面接・訪問等により対応するなど、精神障害のある人やその家族に対して、福祉サービスの情報提供や相談が受けられる体制を充実します。

精神障害のある人が地域で暮らしていくことができるように、医療機関や健康福祉事務所、家族会等との連携に努めます。

難病保健・福祉対策の推進

医療機関等との連携を強化するとともに、医療費の助成や医療相談等の充実に努めます。

重点事業

事項名	現状（平成22年度実績）	今後の方向性
身体障害者リフレッシュ事業の実施 【社会福祉課】	年間24回（月2回）実施 延べ139人参加	継続
難病患者保健指導事業の実施 【兵庫県赤穂健康福祉事務所】	面接、訪問、電話等により対応する。 専門医やリハビリスタッフ等による相談会を開催し、疾病について理解を深めるとともに患者同士の交流の場とする。 関係職種を対象に難病研修会を開催し、支援者の質の向上をめざす。	継続
心身障害者（児）歯科診療事業の実施 【社会福祉課】	相生・赤穂市郡歯科医師会による心身障害児（者）の歯科診療をはじめ口腔衛生事業を実施。 広域（相生市・赤穂市・上郡町）による補助。 延受診者数：64人（身体障害者7人、知的障害者57人）	継続
精神障害者相談事業の実施 【社会福祉課】 【健康介護課】 【兵庫県赤穂健康福祉事務所】	電話、面接、訪問等により対応する。 また、緊急に医療が必要な場合は、警察や消防と連携を図りながら、専門医への受診につなげる。	個別に支援が必要なケースについては、自立支援協議会専門部会を活用しながら、精神障害のある人の継続的な相談支援体制の充実に努める。

(2) 療育・教育の充実

幼児期から学童期、青年期、成人期へと続くライフステージに応じて一貫した療育・教育を提供します。



療育の充実
教育内容の充実
相談・指導の充実

療育の充実

現状・課題

平成17年に「発達障害者支援法」が施行され、乳幼児期からの支援の推進や、発達障害のある児童等やその家族への支援体制の整備が本格的に取り組まれています。相生市では、発達障害のある子どもや発達障害の疑いのある子ども等に適切な支援を行い、自立及び社会参加を図ることを目的に、発達相談や各種訓練事業を実施しています。

放課後及び夏期休業中においては、障害等のある学齢期児童等の一時預かりを実施しています。

障害児保育については、障害のある子どもの保育体制を整え、円滑な受け入れを推進しています。

今後、障害のある児童のサービスについては、児童福祉法の改正等に伴い、平成24年4月から障害児通所支援については市に一元化されることとなりました。障害のある児童への在宅支援として、法に基づいて、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援（障害児支援利用計画の作成）を推進していくことが求められています。

施策の展開

今後の取り組み

療育事業の充実
現在実施している療育事業について、機能訓練等事業内容の充実、関係職員の研修等を行い、事業の充実を図ります。
障害のある子どもへの相談支援体制の整備
障害の疑いのある子どもやその保護者等からの相談に対し、保健、保育、福祉が連携して対応し、助言や情報提供等の支援を行います。 市が指定する特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者との連携のもと、障害のある子どもの居宅サービス、通所サービスの利用に当たっての障害児支援利用計画の作成を行います。
保育及び就学前教育の充実
障害のある幼児の心身の発達を促すために、保育士の加配や心身障害児支援補助員を配置し、保育所等での円滑な受け入れを推進します。
保育所等訪問支援の実施
保育所等を利用している障害のある子どもに対し、訪問指導を行います。

重点事業

事項名	現状（平成22年度実績）	今後の方向性
療育事業の実施 【社会福祉課】	あすなる教室(保育)延利用者：188人 あすなるクラブ：延利用者：19人 発達相談：延利用者：41人 理学療法士訓練：122人 言語聴覚士訓練：201人 作業療法士訓練：33人	継続

教育内容の充実

現状・課題

平成19年4月の学校教育法等の一部改正により、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育がスタートしました。小中学校では教育的ニーズを的確に把握し「個別の教育支援計画（個別の指導計画）」をもとに、特別支援教育が実施されています。

特別支援教育担当教員に対しては、専門知識や技術を高め、指導力及び資質の向上を図るために、県教育委員会等の研修会の受講を積極的にすすめるとともに、市教育研究所では、特別支援教育の内容を取り入れた研修講座を実施しています。

特別支援学校に就学する障害のある児童等の保護者に対しては、就学支援を目的とした「心身障害児就学奨励金事業」を実施しています。

今後は、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等の発達障害のある児童等に対応できる体制を整備することが必要です。

障害のある児童等一人ひとりの状態に応じたきめ細やかな対応ができるよう、各種関係機関との連携を強化するとともに、個別指導計画を評価できる体制づくりが必要です。

施策の展開

今後の取り組み

特別支援教育担当教員等の資質の向上

障害のある児童等の教育（特別支援教育）担当教員の専門知識や技術を高め、指導力及び資質の向上を図るために、研修の充実を図ります。また、発達障害を含めた多様な障害に対する理解を深めるため、管理職・全教員等への研修会を実施することにより、特別支援教育の改善・向上に努めます。

関係機関の連携強化

スクールアシスタントを小学校に配置するとともに、各学校の特別支援教育コーディネーターが中心となって、教育委員会・福祉・医療等の関係機関との連携強化により特別支援教育の充実に努めます。

交流教育等の推進

障害のある児童等に対する正しい理解と認識を深めるとともに、障害のある児童等の豊かな人間形成を促進するため、計画的、継続的に交流教育、福祉教育を推進します。

学校等施設・設備の改修の推進
必要に応じて、障害のある児童等の状況に合わせた施設・設備の改修を行います。
卒業後の進路開拓
義務教育終了後の障害のある児童等の進路については、高等部への進学や就労等、多様な進路について福祉等との連携を図りながら進路の開拓を図ります。

重点事業

事項名	現状（平成22年度実績）	今後の方向性
特別支援学級の充実 【学校教育課】	小学校10学級、中学校4学級、計25名の児童生徒が在籍。	継続
特別支援教育研修の実施 【学校教育課】	県教育委員会等の主催する研修会にすべての担当者が参加。	担当者及び教員に研修への参加を積極的に働きかけると共に、介助員、学習補助員への研修も行う。
内地留学研修の実施 【学校教育課】	小学校教諭1名が内地留学研修に参加。	継続
個別的な指導計画・指導内容とその工夫・改善 【学校教育課】	個別の指導計画・支援計画に関するマニュアルの作成及び市担当者会での学習会の実施。	継続
特別支援教育施設の整備 【学校教育課】 【教育管理課】	教室照明器具の増設及びトイレの改修を行った。 那波小学校	継続
教育機器の整備・充実 【学校教育課】	必要に応じて、整備している。 通常予算で対応	継続
障害のある児童の理解の推進 【学校教育課】	全学級において、特別支援学級と通常学級との交流学習を実施。	継続

事項名	現状（平成22年度実績）	今後の方向性
交流教育推進事業の実施 【学校教育課】	市内特別支援学級において、西はりま特別支援学校、赤穂特別支援学校との交流学习を実施。	継続
卒業後の進路の開拓（進路相談の実施） 【学校教育課】	市内中学校特別支援学級卒業生：6名 赤穂特別支援学校へ進学：2名 播磨特別支援学校へ進学：3名 在家庭：1名	継続

相談・指導の充実

現状・課題

保育所、幼稚園、小・中学校と連携して、障害のある児童等の正確な実態把握を行っています。就学指導は、障害のある児童等の適切な教育の基礎となることから、校内就学指導委員会及び市就学指導委員会において、障害の種類・程度を医学的、教育的な見地から総合的に調査・検討し、保護者の意見も尊重して適切に行っています。

本人や保護者の意向を十分に取り入れた適切な就学指導が行われるためにも、就学指導委員会の開催までに、計画的、段階的に本人や保護者の意見等を十分に確認できる場が必要です。また、障害のある児童等のニーズに可能な限り対応できるよう、委員会の開催回数についても柔軟に対応する必要があります。

障害のある児童等の教育に関する様々な相談については、各学校園できめ細かい対応ができるよう、スクールソーシャルワーカーの配置を検討するとともに、ひょうご専門家チームの派遣事業を活用し、障害のある児童等一人ひとりのニーズに対応できるよう体制を整える必要があります。

少年育成センター及び適応教室においては、臨床心理士による電話相談・面接相談を実施しています。

様々な支援の必要な障害のある児童等について、障害者自立支援協議会の専門部会（児童部会）で情報を共有し、保健・福祉・教育等の関係機関や相談支援事業所等の関係機関が連携し、個々の状況に応じた支援策の協議を行うことも求められています。

施策の展開

今後の取り組み

就学指導の充実

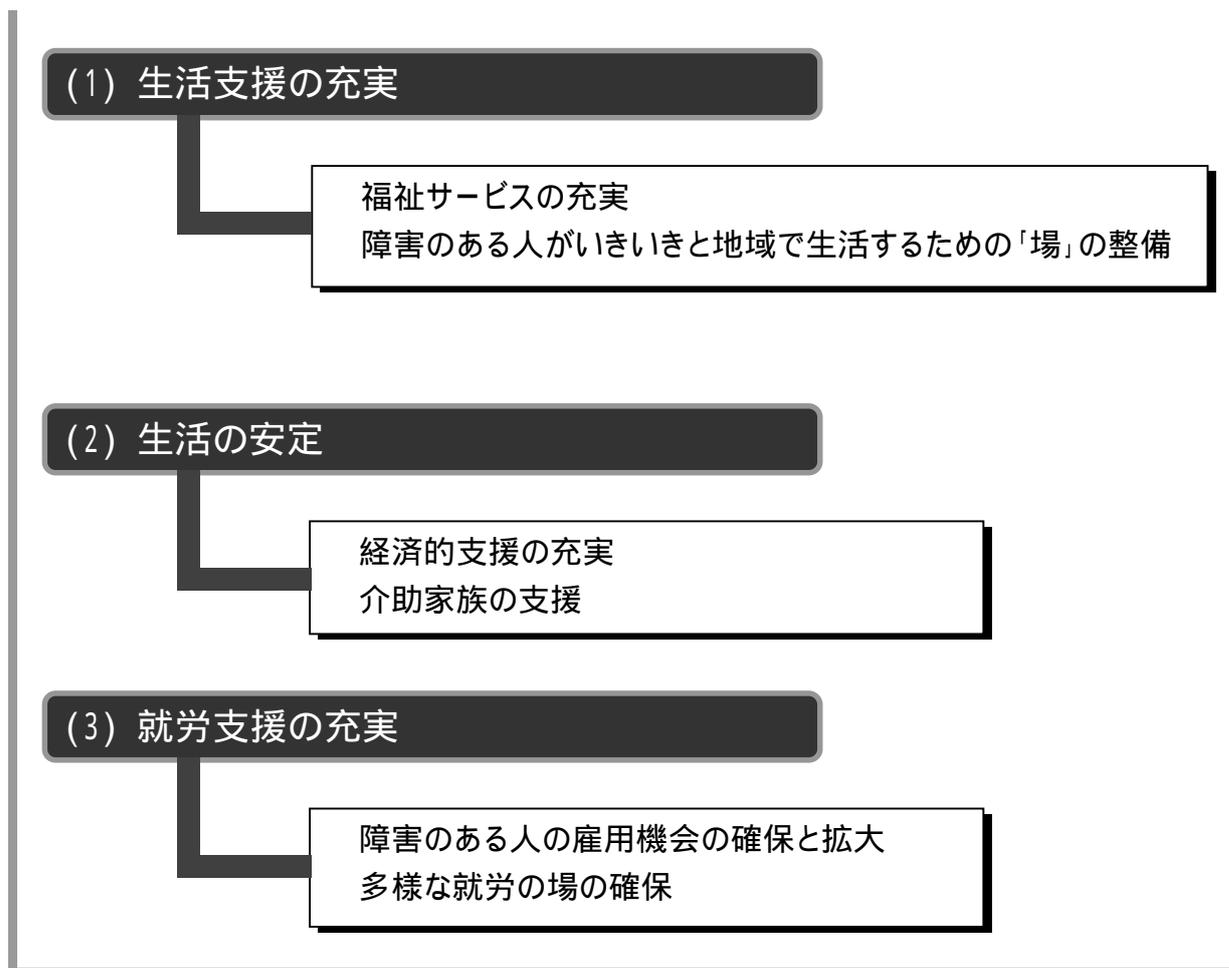
障害のある児童等やその保護者の意見を十分に聴くために、就学指導委員会等を必要に応じて開催し、適切な実態把握に努めます。また、障害のある児童等一人ひとりのニーズに応じた適切な就学指導が行われるよう努めます。さらに、保護者の就学指導委員会への参加を積極的に働きかけます。

教育相談の充実
小・中学校、関連施設等において、きめ細かい相談ができるよう、教育相談体制の充実を図るとともに、教育・福祉が連携した相談窓口を設置します。また、教育、福祉、医療等の関係機関の連携を強化するとともに、質の高い教育相談ができる教員OB等の専門員の配置を検討する等、相談体制づくりに努めます。さらに、スクールソーシャルワーカーの配置を検討します。
一貫した教育の推進
就学前から卒業まで一貫した教育を受けることができるよう、特別支援学校との連携の強化に努めます。
特別支援学校へ通学する児童の送迎
ボランティアの協力により、姫路市立書写養護学校に通学する、常時看護的な処置や見守りが必要な児童等の送迎を実施します。

重点事業

事項名	現状（平成22年度実績）	今後の方向性
就学指導委員会の充実 【学校教育課】	年2回（8月・11月）実施	継続
就学指導の充実 【学校教育課】	12名に対して就学指導を行った。 赤穂特別支援学校：4名 市内特別支援学級：6名 通常学級：2名	継続
教育相談の充実 【学校教育課】	一人ひとりの多様なニーズに応じ、関係課及び関係機関と連携を図りながら、教育相談を実施。	継続 必要に応じて発達相談など療育事業の利用を促していく。
出張相談の実施 【学校教育課】	・特別支援学校による巡回相談 14回 ・専門家との連携相談 92回 ・県巡回相談事業は平成22年度で廃止	巡回相談の充実を図るとともに、ひょうご専門家チームの派遣事業をすすめる。
発達障害児支援の充実 【社会福祉課】	障害者自立支援協議会児童部会を2回開催し、保健・福祉・教育や関係機関が集まり、サポートファイルの活用等について協議した。	継続
姫路市立書写養護学校学校へ通学する児童の送迎 【社会福祉協議会】	実施日：毎週火曜日・木曜日 実施回数：53回 延利用者数：80名 （平成22年度実績）	継続

5 - 2 自立した生活を実現するために



調査結果からみる主な課題

身近な地域における居住、日中活動などの場の充実

ヒアリング調査では、サービスについて、市内でサービス提供事業所が少ないことが課題としてあげられました。中でも、グループホーム、ケアホームといった住まいの場、日中活動の場、短期入所といったサービスの充実が求められています。

地域課題については、自立支援協議会等の場における協議を充実するなど、事業者間の横の連携など、すでにある本市の社会資源をより有効に活用する対応策が求められています。

〔生活支援について（ヒアリング調査結果）〕

主な項目	現状・課題に関するご意見	今後の対応策に関するご意見
各種サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市外の施設を利用している人が、身近な地域で生活できるよう、市内施設の整備を行ってほしい。 ・緊急時の短期入所（ショートステイ）事業が利用しにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域でサービスを受けられるように充実してほしい。 ・行政、事業所のネットワーク（自立支援協議会など）の充実、活性化を図ってほしい。
自立の支援・生活の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・親の高齢化等により、住まいの場所に不安を感じている人が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム・ケアホームを確保してほしい。

障害のある人の収入等の現状

「生活を支えている収入」についてみると、いずれの障害も、「年金・障害年金・特別障害者手当など」といった公的年金や手当の占める割合が高くなっています。3障害とも、本人の収入ではなく、年金や各種手当、家族の収入により生活が支えられている現状が伺えます。

「月収の総額（年金や手当を含む）」についてみると、3障害とも「5～10万円未満」が2～4割と最も高くなっています。特に、知的障害のある人や精神障害のある人については、収入の確保が難しい現状が伺えます。

〔生活を支えている収入（アンケート調査結果）〕

	身体障害者(N=679)		知的障害者(N=166)		精神障害者(N=85)	
1位	年金(国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金など)	71.6%	家族の給与・親戚などの援助	36.1%	障害年金・特別障害者手当など	48.2%
2位	障害年金・特別障害者手当など	14.9%	年金(国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金など)	36.1%	家族の給与・親戚などの援助	25.9%
3位	家族の給与・親戚などの援助	14.1%	障害年金・特別障害者手当など	35.5%	年金(国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金など)	25.7%

(注) N数(number of case)は、集計対象者総数を表しています。

〔月収の総額（年金や手当を含む）（アンケート調査結果）〕

	身体障害者(N=679)		知的障害者(N=166)		精神障害者(N=85)	
1位	5～10万円未満	21.5%	5～10万円未満	30.7%	5～10万円未満	44.7%
2位	15～20万円未満	18%	なし	15.1%	10～15万円未満	14.1%
3位	10～15万円未満	16.6%	10～15万円未満	12.0%	5万円未満	12.9%

(注) N数(number of case)は、集計対象者総数を表しています。

障害のある人の就労形態の現状

「どのような形で働いているか」についてみると、「正社員・正職員」の割合は、最も高かった身体障害のある人でも29.6%にとどまっており、障害のある人の一般就労の困難さが伺えます。そして、知的障害のある人や精神障害のある人はともに「福祉施設・作業所など」が約6割と最も高くなっています。今後、ますます企業への一般就労支援を充実することが望まれるとともに、福祉的就労の場についても引き続き確保する必要があります。

〔どのような形で働いているか（アンケート調査結果）〕

	身体障害者(N=98)		知的障害者(N=56)		精神障害者(N=19)	
1位	正社員・正職員	29.6%	福祉施設・作業所など	62.5%	福祉施設・作業所など	57.9%
2位	臨時職員、アルバイト、パート	24.5%	臨時職員、アルバイト、パート	16.1%	臨時職員、アルバイト、パート	36.8%
3位	自営業者	24.5%	正社員・正職員	12.5%	自営業者	5.3%

(注) N数(number of case)は、集計対象者総数を表しています。

障害のある人が就労するための条件整備

「働く上で、どのような条件が必要か」についてみると、3障害とも「障害に合った仕事であること」が1～3割と最も高く、「障害に合った勤務条件であること」との回答も多く見られました。このことから、障害の状況に応じた多様な雇用・就労形態の確保や情報提供、就労後の定着支援などが重要であることが伺えます。

知的障害のある人や精神障害のある人については、「障害に対する周囲の理解があること」との回答が多いことから、就労促進においても、障害や障害のある人に対する理解の必要性が伺えます。

〔働く上で、どのような条件が必要か（アンケート調査結果）〕

	身体障害者(N=679)		知的障害者(N=166)		精神障害者(N=85)	
1位	障害に合った仕事であること	17.4%	障害に合った仕事であること	28.3%	障害に合った仕事であること	30.6%
2位	特になし	16/8%	障害に対する周囲の理解があること	26.5%	障害に合った勤務条件であること	24.7%
3位	障害に合った勤務条件であること	13.5%	通勤手段があること	15.1%	障害に対する周囲の理解があること	22.4%
4位	障害に対する周囲の理解があること	9.7%	障害に合った勤務条件であること	12.7%	自分がやりたい又は、やりがいのある仕事であること	16.5%
5位	自分がやりたい又は、やりがいのある仕事であること	9.1%	障害のある人に配慮した設備が整っていること	12.0%	賃金が妥当であること	14.1%

(注) N数(number of case)は、集計対象者総数を表しています。

福祉的就労と一般就労の充実

ヒアリング調査においても、職場開拓・雇用支援・生活支援・就労サポート・定着支援、多様な就労のあり方の検討、福祉的就労における工賃アップなど、福祉的就労と一般就労の充実を求める意見が多くなっています。

〔雇用・就業分野について（ヒアリング調査結果）〕

主な項目	現状・課題に関するご意見	今後の対応策に関するご意見
福祉的就労の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の能力にあった作業を見つけることが難しい。 ・公共施設、病院等における清掃の仕事などを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉的就労の場として、障害年金と工賃で、自立した生活が営める人が多くなるように工賃アップに努める。 ・社会人としてのマナーや接遇などを身につけることが大切である。
一般就労の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害のある人の就労は福祉的就労が多く、障害のある人を理解し受け入れられる一般就労の受け皿が少ない。 ・身体障害のある人や、軽度の知的障害のある人は、障害者雇用の対象となり得るが、精神障害のある人で、手帳が中等度以上の方は、就職自体が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政などがさらに積極的に市内にある企業に雇用を働きかけてほしい。 ・就職後の事業所へのサポート体制を充実することが必要である。 ・就労につながるような実習をお願いしたい（トライアル雇用、ジョブコーチ）。

(1) 生活支援の充実

障害のある人が住み慣れた地域で安心して当たり前の生活が送れるよう、障害福祉サービス等の充実を図ります。



福祉サービスの充実
障害のある人がいきいきと地域で生活するための「場」の整備

福祉サービスの充実

現状・課題

本市では、障害者自立支援法及び相生市障害福祉計画に基づき、居宅介護や生活介護、就労継続支援事業、共同生活援助（グループホーム）などの自立支援給付をはじめ、相談支援事業や移動支援事業、日常生活用具給付等事業、日中一時支援事業などの地域生活支援事業を実施しています。

相生市障害者自立支援協議会を設置し、サービス提供事業所間のネットワーク構築を進めています。

アンケート調査やヒアリング調査では、介護者・介助者への精神面を含めた一時的休息（レスパイト）などの支援のニーズが高くなっています。特に、短期入所・日中一時支援の利用意向は高くなっていますが、一方で、利用が難しい面も指摘されています。今後、一層のサービスの充実が求められています。

国においては、平成25年8月に、障害者自立支援法に代わり「障害者総合福祉法（仮称）」が制定される予定となっており、今後、障害福祉サービスの体系が大きく変わることが予想されます。そのため、このような国の動向にも対応しつつ、サービスの提供基盤等の充実を図ることが必要となっています。

施策の展開

今後の取り組み

訪問系サービスの推進

身体の介護や家事の支援等を行う居宅介護をはじめとする訪問系サービスは、障害のある人の居宅生活を支える基本となるため、サービス量の確保とともに、障害の状態に応じて適切に提供できるよう、質の向上を図ります。

移動支援の推進
移動支援（ガイドヘルプ）は、障害のある人の社会参加の機会を提供し、生活の質を向上させ、自立生活の確立につながることから、外出ニーズの多様化に対応しながら、制度の充実を図ります。
日中活動系サービスの推進
生活介護や就労継続支援、就労移行支援などのサービス基盤を整備し、障害のある人の地域における日中活動を支援します。
生活の場の確保
障害のある人が、親から独立し、“親亡き後”も住み慣れた地域で安心して生活を営むことができるよう、ケアホームやグループホーム等の整備や、民間賃貸住宅を含めた住まいの場の確保・入居支援策を推進します。
短期入所（ショートステイ）事業等の推進
家族の介護負担の軽減、障害のある人の自立を図るため、短期入所（ショートステイ）事業及び日中一時支援事業を推進します。
相談支援体制の充実
平成24年度からの相談支援の再編に伴う、「計画相談支援」「障害児相談支援」「地域相談支援」の充実に努めます。 障害福祉サービスを利用するすべての障害のある人又は障害のある児童等に対しては、「計画相談支援」「障害児相談支援」を活用し、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントの手法により計画を作成します。
介護保険制度等との調整
身体障害者手帳所持者に高齢者が多いことを踏まえ、高齢者保健福祉事業及び介護保険制度によるサービスと障害のある人へのサービスとを総合的に組み合わせ、一人ひとりに最も効果的なサービス提供となるよう努めます。
補装具の購入・修理費用、日常生活用具の給付
障害の軽減、補完のための補装具の購入・修理に要する費用の給付や生活支援のための日常生活用具の給付について、制度の周知に努め利用者の拡大を図ります。

障害者総合福祉法（仮称）に基づく障害福祉サービスの推進

制度改正に伴うサービス提供事業所の円滑な移行への支援に努めます。
 新法に基づき、「就労支援」「日中活動等支援」「居住支援」「施設入所支援」「個別生活支援」「コミュニケーション支援及び通訳・介助支援」「補装具・日常生活用具」「相談支援」「権利擁護」等の各種サービスの充実に努めます。

重点事業

事項名	現状（平成22年度実績）	今後の方向性
障害者ケアマネジメントの実施 【社会福祉課】	平成24年度からスタートする指定特定相談支援事業者による「計画相談支援」によりケアマネジメント体制の充実を図る。	特定相談支援事業者の事業者指定を行い、サービスの申請及び支給決定後においても継続して相談支援が受けられるよう体制を整備する。
精神障害のある人の短期入所の受け入れ先の確保 【社会福祉課】	精神障害のある人の受け入れ可能な施設は限られているのが現状である。	短期入所も含めていかなる障害があっても必要なサービスを受けられるよう、事業所との連携を図りながら支援していく。
補装具の交付・修理 【社会福祉課】	交付件数：43件 修理件数：11件 給付費：4,672,180円	継続
日常生活用具の給付 【社会福祉課】	給付件数：266件 給付費：5,688,447円	継続
福祉機器の貸出 【社会福祉協議会】	ギャッチベッド：50件 車いす：187件 シルバーカー：8件 ポータブルトイレ：4件	継続

事項名	現状（平成22年度実績）	今後の方向性
<p>難病患者等居宅生活支援事業の実施 【社会福祉課】</p>	<p>実績なし</p>	<p>継続 日常生活用具の給付とともにホームヘルプサービスについても、難病患者等が在宅において安心して日常生活を営むことができるように、ヘルパーを派遣して身体の介護や家事援助などの支援を行っていく。</p>

障害のある人がいきいきと地域で生活するための「場」の整備

現状・課題

今後も障害があっても身近な地域で自立した生活が送れるよう、「日中活動の場」の整備に努める必要があります。特に、特別支援学校卒業生等や、在宅で過ごす障害のある人の日中活動の場として、生活介護事業所や就労支援事業所の開拓が求められています。

「働く場」については、就労支援については、精神障害者の社会適応訓練事業、西播磨就業・生活支援センターによる職場訓練・職場実習など専門機関と連携した支援の充実に努めています。一方、本市では、NPO法人による障害者生活サポート事業により、総合福祉会館の管理業務に障害のある人を一定期間雇用するなどの施策を推進していますが、一般雇用につながる支援には至っていない現状があります。

「生活の場」については、入所施設や精神科病院などから地域社会へ移行する人のために、グループホームやケアホーム等の共同生活の場の整備や、住まいの場の確保・入居支援策を推進することが課題となっています。

施策の展開

今後の取り組み

障害（児）者施設の整備、充実

重度の障害のある人が地域で安心して生活できるよう、必要な施設の整備、充実に努めます。また、民間事業所にも障害のある人の日中活動の場の確保について積極的に働きかけていきます。

働く場の拡充

障害のある人が一般就労へ円滑に移行できるように、西播磨就業・生活支援センターやハローワーク等の専門機関等との連携を強化し、職場開拓・雇用支援の充実に努めます。

生活の場の整備

障害のある人が自らの意思により、通所施設で障害程度に相応しい日中活動系のサービスが利用できるよう支援します。また、障害のある人が自立した生活が送れるよう、グループホームやケアホームの整備に努めていきます。

(2) 生活の安定

障害のある人の経済的自立、生活安定のために、障害のある人の所得保障などの経済的支援を充実させます。

また、介護者の心身の負担の軽減を図るための施策の充実を図ります。



経済的支援の充実
介助家族の支援

経済的支援の充実

現状・課題

障害のある人の生活を安定させるため、国や県の事業に基づく各種年金・手当とともに、市独自の「重度心身障害者福祉年金」を支給しています。その他、医療費負担の軽減を図るため、重度障害者（重度身体障害者、重度知的障害者及び重度精神障害者）の保険診療にかかる医療費の一部を給付する「重度障害者医療費助成制度」や後期高齢者医療制度に加入している重度障害者の保険診療にかかる医療費の一部を給付する「高齢重度障害者医療費助成制度」を設けています。

市の国民健康保険では、加入者の自立支援医療（精神通院医療）の本人負担分について助成する「精神医療付加金」の制度があります。

施策の展開

今後の取り組み

各種手当・年金等の周知・徹底

障害のある人の所得保障のため、各種年金や手当制度の周知・徹底に努めます。また、市の金銭給付事業については、必要に応じて見直しを行います。

障害のある人の経済的負担を軽減するため、税の減免制度やJR等の運賃・料金の割引制度について周知を図るとともに、内容の拡充、対象者の拡大を国や県等に働きかけます。

障害者自立支援法に基づく自立支援医療の給付

障害のある人が医療を受ける場合、その心身の障害の状態から自立支援医療費（精神通院医療・育成医療・更生医療）の支給を行います。

障害者自立支援法に基づく補装具費の支給

障害のある人が、その障害の状態から補装具の購入又は修理が必要と認められた場合、補装具の購入又は修理に要した費用について、補装具費の給付を行います。

重点事業

事項名	現状（平成22年度実績）	今後の方向性
特別障害者手当 【社会福祉課】	22年度末現在受給者：16人 月額：26,440円 平成23年4月分から26,340円に改定	国の施策により継続
障害児福祉手当 【社会福祉課】	22年度末現在受給者数：12人 月額：14,380円 平成23年4月分から14,330円に改定	国の施策により継続
特別児童扶養手当 【子育て支援室】	20歳未満で身体もしくは精神に重度障害又は中度障害のある児童を家庭で扶養している世帯に支給 重度障害児 月額50,750円 （平成23年4月から50,550円に改定） 中度障害児 月額33,800円 （平成23年4月から33,670円に改定） 22年度末現在受給者：48人	国の施策により継続

事項名	現状（平成22年度実績）	今後の方向性
重度心身障害者 介護手当 【社会福祉課】	65歳未満の方が在宅で6ヵ月以上寝たきりまたは同様の状態であり、身体障害者手帳1級、2級の方又は重度の知的障害者と判定された方を現に主として介護し、介護保険による介護手当の支給対象とならない方で次の要件に当てはまる介護者に対して支給 障害者の属する世帯が市民税非課税世帯で、過去1年間、障害福祉サービスや介護保険サービスを受けていない方：年額100,000円（県補助対象） 障害者の属する世帯が市民税課税世帯でその所得割額の合計が16万円未満の方：年額50,000円（市単独補助）	継続
障害基礎年金 【市民課】	（年額） 1級：986,100円 2級：788,900円（平成23年4月改定）	国の施策により継続
重症心身障害者 福祉年金 【社会福祉課】	平成20年4月より支給額の変更 1級福祉年金：月額2,700円 2,400円 2級福祉年金：月額1,800円 1,600円	継続
身体障害者福祉金 【社会福祉課】	身体障害者福祉基金の収益を持って、リフト付き車両を新規購入または既所有の車両にリフト装置を装着する経費を助成 助成額：1人につき10万円以内	継続
心身障害者扶養 共済制度掛金助成 【社会福祉課】	助成件数：6件 助成金額：128,290円 保護者が生存中掛金を納付することにより、保護者が万一亡くなった場合などに、障害のある人に終身にわたって一定の年金を支給する扶養共済制度の加入者に対して、その世帯の所得階層に応じて掛金の一部を助成する。	継続 平成20年4月改正による掛金のアップ及び民間保険の充実により、新規加入者が減少している。障害のある人の生活の安定を図るため、引き続き共済制度の周知を行う。
生活福祉資金の貸付 【社会福祉協議会】	障害者手帳の交付を受けている方の属する世帯で、資金の貸付によって自立更生できる世帯を対象に、資金の貸付を実施。 実績なし	資金貸付制度の周知を行う。
相生市外国籍障害者等福祉給付金 【市民課】	障害福祉年金支給制度の適用除外となっていた在日外国人で重度障害者の無年金者に対して市独自の給付金を支給 月額 76,800円（平成23年4月改定） 平成23年4月から老齢厚生年金、遺族厚生年金等の受給権者に対する当給付金の併給を可能とした。	継続

介助家族の支援

現状・課題

アンケート調査結果からも、介助者の高齢化が進んでいることや、家族が介護の負担を感じている現状が伺えます。

今後は、介助者の精神的・肉体的負担を軽減するための福祉サービスの充実に努める必要があります。また、障害の種別によって様々な悩みや必要とする情報が異なるため、多岐にわたる相談・情報提供の充実に努めることも必要です。

施策の展開

今後の取り組み

サービス等の利用促進

障害のある人やその家族が利用できるサービスやボランティア活動についての情報提供をするとともに、サービス利用の促進を図ります。

介助家族の情報交換の場の確保

介助家族が悩み相談や情報交換ができるような交流の場の確保を検討します。また、障害者当事者団体及び家族会への参加を促し、それらの団体等への活動支援を行います。

(3) 就労支援の充実

一般就労、福祉的就労にかかわらず、一人ひとりの適性と能力に応じて可能な限り、継続して就労できるよう福祉、労働の関係機関と連携し、機会の充実に努めます。



障害のある人の雇用機会の確保と拡大
多様な就労の場の確保

障害のある人の雇用機会の確保と拡大

現状・課題

本市では、西播磨障害者就業・生活支援センターやハローワーク等関係機関との連携を図り、就労促進のための相談支援、職場開拓、仕事を継続するための就労後フォローアップなどの総合的な支援に努めています。また、保健・医療・福祉・教育・労働の関係機関や国・県の就労施策、企業・サービス提供事業者等との連携を図り、就労から職場定着までの支援に努めています。

障害のある人の日常生活や社会生活上の相談と支援が一体となった就労支援を推進します。

施策の展開

今後の取り組み

一般雇用の促進

障害のある人の雇用促進に関して、市民や民間企業等の理解を深めるために、県やハローワークと連携して、積極的な啓発活動を推進します。また、就労支援体制の整備を図るとともに、障害のある人を雇用した場合に雇用主に対して支給される各種助成金の周知・徹底を図り、雇用の拡大に努めます。

日中活動系サービスの充実
一般企業などへの就労を希望する障害のある人に対して、就労の機会の提供や、就労に必要な知識・能力の向上のため、障害者自立支援法による訓練系サービスの機会を確保します。
行政機関への雇用促進
今後の退職予定人数、採用すべき人数を把握し、計画的な雇用を図ります。また、法定雇用率確保はもとより、他の公的部門についても障害のある人の雇用拡大に努めます。

重点事業

事項名	現状（平成22年度実績）	今後の方向性
民間企業への雇用促進 【社会福祉課】	西播磨障害者就業・生活支援センターやハローワーク等関係機関との連携を図り、雇用の促進に努める。	継続
就労支援体制の整備 【社会福祉課】	NPO法人自立支援プラザ相生による就労支援（障害者生活サポート事業） 障害者雇用者数：16人 一般就労に向けた西播磨障害者就業・生活支援センターや発達障害者支援センター等の専門的支援機関、ハローワーク等の関係機関との連携を図っていく必要がある。	継続
行政機関への雇用促進 【総務課】	障害のある人の雇用促進と職業安定を図るため、市職員として雇用する。 平成23年12月現在：6人	今後、退職予定の障害者数、採用すべき障害者の数を把握したうえで、計画的に実施していく。 平成24年度採用予定人数：2人
知的障害者職親事業の実施 【社会福祉課】	実績なし 事業の周知が積極的に出来ておらず制度が活用できていない。	就労支援を専門的に行っている障害福祉サービス事業所や西播磨障害者就業・生活支援センター等との連携を強化し、就労に必要な訓練・実習を充実していく必要がある。

事項名	現状（平成22年度実績）	今後の方向性
社会適応訓練事業の実施（職親制度） 【兵庫県赤穂健康福祉事務所】	赤穂健康福祉事務所管内17協力事業所のうち、相生市内に4事業所あり。20～21年度に3カ所の事業所で訓練生を受け入れている。市内在住者の事業利用者は1名である。	事業の啓発に努め、利用者及び協力事業所の拡充を図る。
知的障害者就労実習の実施 【社会福祉課】	実績なし 障害福祉サービス（訓練等給付）により、本人の状態に応じたきめ細かな支援を実施。 市内において、就労移行支援などの訓練等給付事業所が少ないため、障害のある人の希望に答えられていない。	障害福祉サービス事業所や西播磨障害者就業・生活支援センターなどにおいて実施していく。

多様な就労の場の確保

現状・課題

これまで、障害者施設や地域活動支援センター等において、訓練系サービス等による就労支援を推進してきましたが、今後も、その機能を充実させるとともに、本人の意向、障害の状況等に応じ、企業等への就労を視野に入れたきめ細かな支援が必要です。

多様な就労形態を提供できるよう、生産活動の機会を提供する福祉的就労の場を確保していくとともに、福祉的就労の推進においては、施設の運営の安定や利用者の工賃水準の向上を図ることが課題となっています。

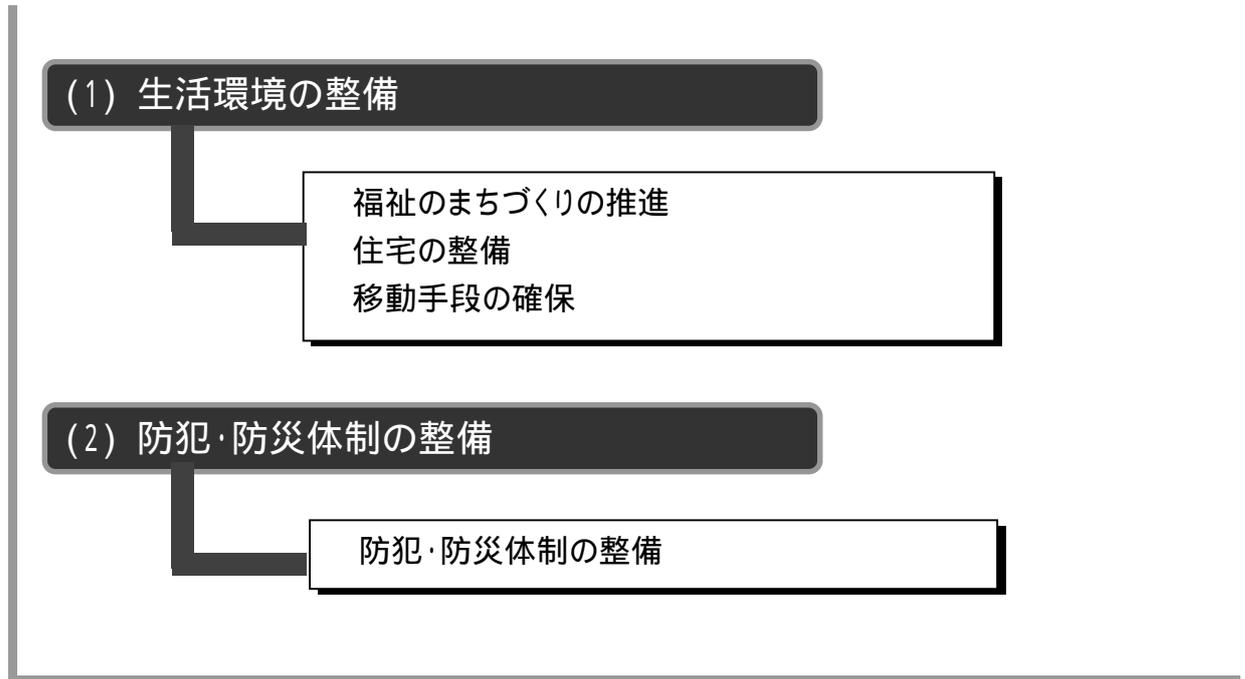
施策の展開

今後の取り組み

福祉的就労の充実

福祉的就労の充実を検討し、一般企業等への就職が困難な障害のある人の就労の場の確保に努めます。

5 - 3 人にやさしく安全なまちづくりのために



調査結果からみる主な課題

障害のある人が外出できる環境の整備

アンケート調査では、身体障害のある人については、「電車やバスなどの交通機関を利用しづらい」など、ハード面についての回答が多く見られました。

ヒアリング調査でも、公共的建造物・道路等におけるバリアフリー化に関する、ハード面での要望が多く見られました。

アンケート調査では、知的障害のある人、精神障害のある人については、「他人との会話がむずかしい」といったソフト面での回答が多くみられました。ハード面だけでなく、ソフト面におけるバリアフリー・ユニバーサルデザイン化も必要であることが伺えます。

〔生活環境分野について（ヒアリング調査結果）〕

主な項目	現状・課題に関するご意見	今後の対応策に関するご意見
公共的建造物・道路等におけるバリアフリー化の促進	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所（公民館）のバリアフリー化に不足を感じる。 歩道の点字ブロックがまだまだ少なく、誤った敷設をしている場所もある。 車いすで道路を通行する際、車道から歩道に上がる段差が緩やかでないため、転倒の危険性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 当事者の意見を幅広く聴きながら整備する必要があると考える。

〔外出するときに、困っていること（アンケート調査結果）〕

	身体障害者(N=679)		知的障害者(N=166)		精神障害者(N=85)	
1位	特に困っていることはない	40.9%	特に困っていることはない	31.9%	特に困っていることはない	35.3%
2位	電車やバスなどの交通機関を利用しづらい	12.1%	他人との会話がむずかしい	22.9%	他人との会話がむずかしい	20.0%
3位	歩道が狭く、道路に段差が多い	10.6%	電車やバスなどの交通機関を利用しづらい	14.5%	他人の視線が気になる	15.3%
4位	障害者用のトイレが少ない	10.5%	気軽に利用できる移送手段が少ない(福祉車両、福祉タクシーなど)	9.6%	付き添ってくれる人がいない	11.8%
5位	気軽に利用できる移送手段が少ない(福祉車両、福祉タクシーなど)	10.2%	他人の視線が気になる	9.0%	歩道が狭く、道路に段差が多い	10.6%
					気軽に利用できる移送手段が少ない(福祉車両、福祉タクシーなど)	10.6%

(注) N数(number of case)は、集計対象者総数を表しています。

災害時に必要とされる支援

アンケート調査では、いずれの障害のある人においても「災害情報を知らせてほしい」「避難時の声かけをしてほしい」との回答が多く見られました。災害情報を知ることや避難が必要かどうかを知るとは、障害のある人にとって困難な場合が多いので、情報提供・声かけ支援をいかにして緊急時に実現するかが課題となっていることが伺えます。

アンケート調査では、「必要な治療や薬を確保してほしい」という回答も多く、災害時における医療の確保に対して不安を感じられていることがわかります。

ヒアリング調査では、災害時に無事に避難できるのかという避難行動に関する意見や、避難場所に関する意見が多く見られました。

〔災害発生時に支援してほしいこと（アンケート調査結果）〕

	身体障害者(N=679)		知的障害者(N=166)		精神障害者(N=85)	
1位	災害情報を知らせてほしい	42.7%	避難時の声かけをしてほしい	41.6%	災害情報を知らせてほしい	49.4%
2位	必要な治療や薬を確保してほしい	34.3%	災害情報を知らせてほしい	40.4%	必要な治療や薬を確保してほしい	47.1%
3位	避難時の声かけをしてほしい	31.7%	避難場所までの避難を支援してほしい	31.9%	避難時の声かけをしてほしい	41.2%
4位	避難場所までの避難を支援してほしい	29.3%	必要な治療や薬を確保してほしい	27.1%	避難場所までの避難を支援してほしい	27.1%
5位	避難場所の設備(トイレ・段差など)を整備してほしい	21.2%	避難場所を教えてほしい	19.9%	避難場所を教えてほしい	25.9%
					障害のある人がどこの病院で治療が受けられるか明確にほしい	25.9%

(注) N数(number of case)は、集計対象者総数を表しています。

〔防災分野について（ヒアリング調査結果）〕

主な項目	現状・課題に関するご意見	今後の対応策に関するご意見
災害時の避難体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の災害や緊急時の支援につき、個々に応じたマニュアルがない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市、関係機関、団体等が協力し、個々の状況に応じた支援ができるよう民生委員・児童委員や地域住民の協力を呼びかける。
災害時の避難場所の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に、自閉症等の発達障害のある人が家族にいる場合、避難所にいる周りの人に迷惑がかかるので、避難所に入ることができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人や、その家族のための緊急時の避難場所の確保が課題である。 ・福祉避難所の設置及び避難所への協力体制を整える必要がある。

(1) 生活環境の整備

障害のある人が可能な限り住み慣れた地域で生活するために、都市環境の整備を“ユニバーサルデザイン”の視点から進めていくとともに、住宅の改造や整備、移動手段の確保を促進します。



福祉のまちづくりの推進
住宅の整備
移動手段の確保

福祉のまちづくりの推進

現状・課題

県は「福祉のまちづくり条例」及び「福祉のまちづくり重点地区整備方針」に基づき、障害者や高齢者の移動を確保するための面的な整備を目的とする「福祉のまちづくり重点地区整備事業」を進めています。

本市においても、市道の段差解消や幅の広い歩道の整備、歩行者空間の確保等の事業を進めています。また、公共施設や市内の公共性の高い民間建築物については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「兵庫県福祉のまちづくり条例」及びユニバーサルデザインの考え方に基づき、障害のある人を含むすべての人が安全かつ快適に利用することができる環境の整備に努めています。今後も、障害のある人も安心して外出できるよう“ユニバーサルデザイン”の視点から、都市環境の整備を進めていく必要があります。

今後の取り組み

福祉のまちづくり重点地区整備の推進

福祉のまちづくり重点地区整備計画の策定と同計画に基づく整備事業を推進し、重点地区（旭A・B地区）における公共的建築物や道路等のバリアフリー化による、すべての人にとって利用しやすいまちづくりに努めます。
ユニバーサル社会づくり推進地区の指定を行い、ハード整備だけでなくソフト事業に取り組む推進地区を重点的に支援し、ユニバーサルの視点を広めていきます。

公共的建築物におけるユニバーサルデザイン化の促進

公共的建築物の新築、改修の際には、「福祉のまちづくり関係法令等」に定める整備基準に基づいた整備を行います。

道路等におけるユニバーサルデザインの促進

幅の広い歩道の整備や視覚障害者誘導用ブロックの敷設、段差の解消などの整備を行います。

民間事業者等への周知

民間事業者に対して、「福祉のまちづくり関係法令等」に定める整備基準や、「バリアフリー新法」等の周知を図り、その趣旨への理解を求め、民間施設におけるユニバーサルデザイン化を推進します。

身体障害者補助犬に対する理解促進

「身体障害者補助犬法」に関する広報活動を充実させるとともに、補助犬について理解と認識が深められるよう市民に対する啓発・周知を図り、地域への受入れを促進します。

住宅の整備

現状・課題

障害のある人が可能な限り住み慣れた地域で暮らしていくためには、障害のある人に配慮された住宅を確保することが必要です。住宅改造に必要な経費を助成する「身体障害者住宅改造費助成」や障害者の市営住宅の入居促進に努めています。

引き続き制度の周知を図るとともに、障害のある人に配慮された住宅の建設や住宅の入居促進が重要です。

施策の展開

今後の取り組み

住宅改造への支援

障害のある人が自宅を利用しやすく改造するための支援策として、費用の助成や資金の貸し付け等の啓発広報の充実に努めます。

市営住宅への入居促進

障害のある人の市営住宅への入居を促進するために、建替時の障害者対応の整備や入居資格の緩和を実施します。

重点事業

事項名	現状（平成22年度実績）	今後の方向性
身体障害者住宅改造費助成 【社会福祉課】	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障害者(児)が段差解消など住環境の改善を行う場合、改修経費の一部を助成。3件助成	継続
市営住宅建替事業に伴う障害者用住宅の建設 【建設管理課】	実績なし	老朽化した市営住宅の建替えや改修計画において、障害者に配慮した仕様・設備の住宅への改造について検討する。
障害者の市営住宅の入居促進 【建設管理課】	23世帯25人	引き続き入居資格要件の緩和を図り、入居者の促進を図る。

移動手段の確保

現状・課題

障害のある人の日常生活における移動手段となる電車・バスなどの公共交通機関は、特に身体障害のある人にとっては利用しづらく、障害のある人への一層の配慮が求められています。

障害のある人への社会参加のための外出支援については、通院等介助や市社会福祉協議会による移送サービスなどがあります。

さらに、経済的支援として、福祉タクシー助成事業や重度の心身障害者に対して自動車改造費の助成及び運転免許取得助成を行っています。引き続き、利用の啓発とともに、事業の周知を図る必要があります。

施策の展開

今後の取り組み

自動車にかかわる助成の充実

身体障害のある人が自ら運転する自動車を改造するための費用を助成する「自動車改造費助成事業」や運転免許取得にかかる費用の一部を助成する「運転免許取得助成事業」の周知を図り、必要な対象者への利用を促します。

「リフト付車両等購入助成事業」「駐車禁止区域の緩和制度（警察署）」「兵庫ゆずりあい駐車場利用証の交付」などに関する利用啓発・広報の充実を図ります。

福祉タクシー助成事業

障害者の移動手段を確保するとともに、可能な限り住み慣れた地域の中で自立した生活を送り、社会参加の促進を図ることを目的としたタクシー利用料を補助する福祉タクシー助成事業を実施します。

運賃割引制度等の周知

障害者の移動にかかる経済的負担を軽減するために、バスやタクシー、JR等の運賃割引制度や有料道路の割引等の周知を図ります。

重点事業

事項名	現状（平成22年度実績）	今後の方向性
身体障害者用送迎車（リフト付きバス）の運行サービスの実施 【社会福祉協議会】	車いす等により外出が困難な在宅生活者の社会参加を促進するため、リフト付福祉車両により通院等の送迎を実施。 ボランティアによる送迎事業であるため、需要と供給のバランスが困難である。 通院・入院・退院・転院：423件 施設等送迎：60件 各種申請他：30件 社協事業送迎支援等：4件	安定した事業運営が行えるよう、利用対象者及び利用料等を検討する。
福祉タクシー事業の実施 【社会福祉課】	外出が困難な在宅の重度心身障害者の外出を支援するため、タクシーの基本料金の9割相当を助成。1人年間最大36枚を限度に交付。 124人に交付し、1,732枚利用	継続
各種割引制度等の周知 【社会福祉課】	障害者手帳交付時に「障害者福祉制度のてびき」により周知を図る。	継続

(2) 防犯・防災体制の整備

障害のある人が安全で安心して生活できる地域社会を実現するために、障害のある人を犯罪や災害から守り、その被害を最小限にするための防犯・防災体制の整備を進めます。



防犯・防災体制の整備

防犯・防災体制の整備

現状・課題

地域の防犯・防災ネットワークや緊急通報手段の確立とともに、災害時要援護者支援制度の充実を図り、災害や犯罪による被害を未然に防ぐための基盤づくりを推進することが必要です。

平成21年3月に作成した「災害時要援護者支援マニュアル」に基づき、災害時要援護者名簿を作成し、要援護者の情報の把握に努めています。また、自治会、民生委員・児童委員、消防団と情報（名簿）の共有を図るとともに、要援護者一人ひとりの避難支援計画個人表の作成に取り組んでいます。

施策の展開

今後の取り組み

災害時要援護者避難支援計画個人表整備の促進

「災害時要援護者支援マニュアル」に基づき、要援護者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集・管理・共有するとともに、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、避難支援計画個人表の整備を進めます。

社会福祉施設の対応強化

通常の避難所での生活が困難な災害時要援護者を受け入れることができるよう、相談等必要な生活支援が受けられるなど、災害時要援護者が安心して生活ができる体制を整備した施設を「福祉避難所」として指定し、各社会福祉施設等への協力の呼び掛けを行います。

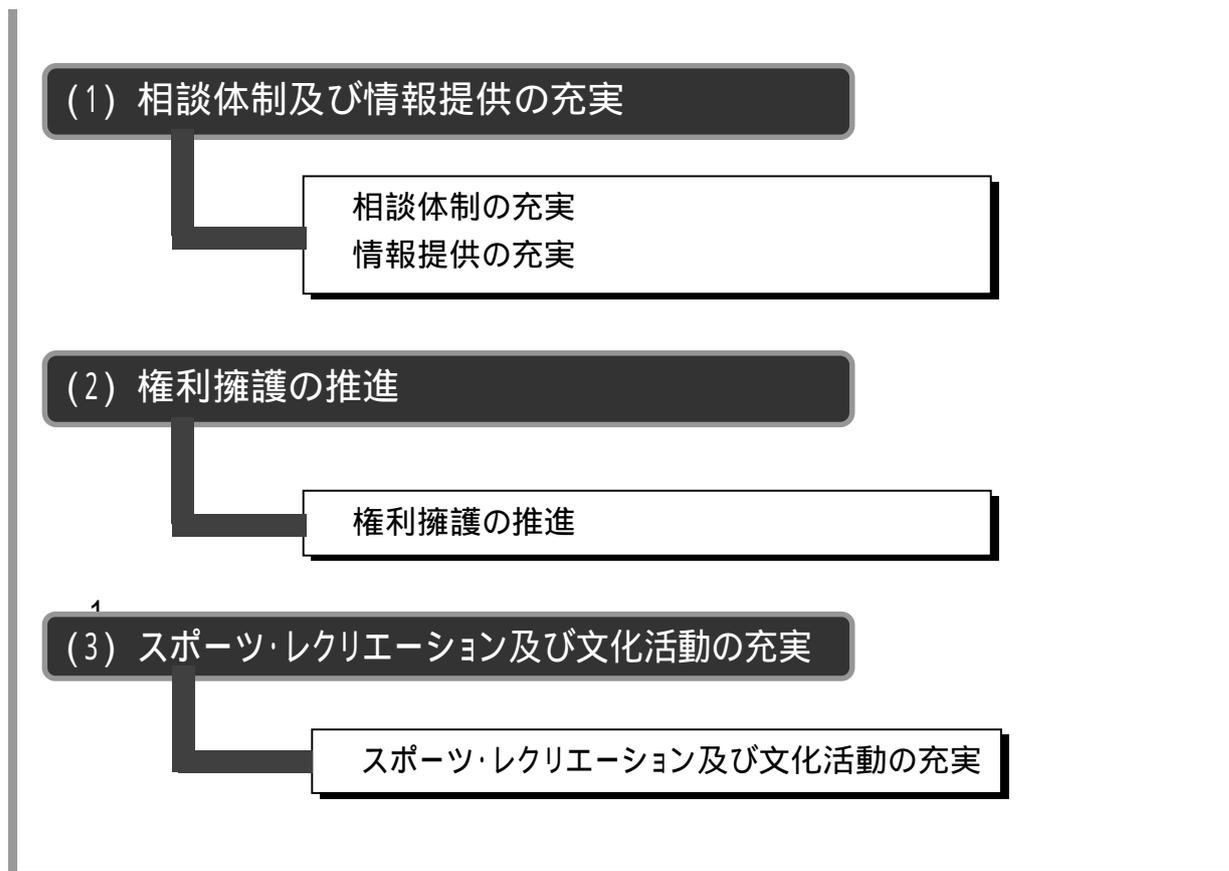
避難誘導體制の整備

災害時に要援護者が円滑に避難できるよう、避難準備情報等の情報伝達手段を整備するとともに、避難支援計画個人表の整備を進め、地域との連携による避難支援体制の確立を図ります。

重点事業

事項名	現状（平成22年度実績）	今後の方向性
避難訓練等の実施 【総務課】	<p>市防災訓練として、矢野川中学校区の2小学校において、災害時の避難経路の確認や災害時要援護者対策を想定した図上訓練を実施した。</p> <p>今後は、避難誘導訓練等も必要であると考え、実際の避難誘導には課題も多く、様々な想定の中で訓練し対応していく必要がある。</p> <p>【消防訓練】 障害者支援施設等...年2回実施</p>	<p>災害時における避難場所や避難経路の再確認及び周知を図るため、図上訓練や避難訓練等を通して意識啓発を行う。また、障害者施設等において施設利用者が円滑に避難できるよう、当該福祉施設で、福祉関係部署や防災関係機関が連携し避難訓練等を実施する。</p>
避難施設のバリアフリー化 【総務課】	<p>災害時に避難所となる教育施設等を中心に、障害者用トイレの整備など高齢者や障害のある人も利用できるよう整備を図ってきた。</p>	<p>災害時要援護者の避難生活が確保できる施設となるよう、引き続き検討を加えながら可能な限り順次整備を行っていく。</p>
防災・防犯体制の整備 【社会福祉課】	<p>防災・防犯に必要な火災警報器や自動消火器・屋内信号装置などの日常生活用具の給付制度及び緊急通報システムの周知を図った。</p>	<p>継続</p> <p>平成23年度より、電話による119番通報が困難な聴覚又は言語等に障害のある人にファクシミリによる緊急通報(FAX119)を実施。</p>

5 - 4 生活の質（QOL）の向上のために



調査結果からみる主な課題

相談支援の充実

アンケート調査では、「主に相談している人」についてみると、3障害ともに「家族・親戚」が6割以上と最も高くなっています。また、身体障害のある人、精神障害のある人では「医療機関（病院、診療所など）」、知的障害のある人では「通所先（施設など）の職員」が高く、その人の生活スタイルに応じ、身近な支援者が役割を担っている傾向があります。今後は、フォーマル、インフォーマルの両面における相談支援の充実が求められています。

ヒアリング調査では、相談支援体制の充実を求める意見が多く見られましたが、サービス内容の周知不足を指摘する意見も見られます。

〔主に相談している人（アンケート調査結果）〕

	身体障害者(N=679)		知的障害者(N=166)		精神障害者(N=85)	
1位	家族・親戚	80.6%	家族・親戚	78.9%	家族・親戚	81.2%
2位	医療機関(病院、診療所など)	19.6%	通所先(施設など)の職員	18.1%	友人・知人	28.2%
3位	友人・知人	18.7%	医療機関(病院、診療所など)	15.7%	医療機関(病院、診療所など)	24.7%
4位	ケアマネジャー	10.8%	友人・知人	10.2%	市役所の窓口(社会福祉課など)	14.1%
5位	市役所の窓口(社会福祉課など)	7.8%	市役所の窓口(社会福祉課など)	10.2%	通所先(施設など)の職員	9.4%

(注)N数(number of case)は、集計対象者総数を表しています。

〔相談支援体制について（ヒアリング調査結果）〕

主な項目	現状・課題に関するご意見	今後の対応策に関するご意見
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業について、周知が不足している。（3障害対応、無料、サービス内容説明等） ・社会福祉協議会が「福祉サービス利用援助事業」を実施しているが、契約件数がまだまだ少ないように感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と連携し、定期的な訪問相談支援を行う。 ・解決困難な事例については、障害者自立支援協議会の部会などにおいて協議し、社会資源をうまく活用しながら解決を図りたい。
権利擁護支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「成年後見人制度」の活用が必要になっている。 	

情報提供の充実

「福祉サービスに関する情報をどこから入手しているか」についてみると、3障害ともに「家族・親戚」の占める割合が高く、「市役所の窓口」「市の広報紙」などはまだまだ低い割合にとどまっています。今後、市が発行する広報紙や情報誌、インターネット等を充実するとともに、市役所の障害のある人への相談窓口の周知と利用促進を図ることが求められます。

ヒアリング調査では、視覚障害や聴覚障害のある方に配慮したコミュニケーションツールの充実や、ボランティア活動の継続した支援の充実が求められています。

〔福祉サービスに関する情報をどこから入手しているか（アンケート調査結果）〕

	身体障害者(N=679)		知的障害者(N=166)		精神障害者(N=85)	
1位	市の広報紙	33.7%	家族・親戚	39.8%	家族・親戚	34.1%
2位	家族・親戚	32.0%	市の広報紙	19.3%	医療機関(病院、診療所など)	28.2%
3位	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	19.9%	市役所の窓口(社会福祉課など)	16.9%	特に情報を入手していない	17.6%
4位	医療機関(病院、診療所など)	18.1%	通所先(施設など)	16.3%	市役所の窓口(社会福祉課など)	16.5%
5位	ケアマネジャー	15.3%	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	15.7%	市の広報紙	15.3%

(注) N数(number of case)は、集計対象者総数を表しています。

〔情報提供について（ヒアリング調査結果）〕

主な項目	現状・課題に関するご意見	今後の対応策に関するご意見
情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・どのような情報を必要としているのか把握できていない。 ・視覚障害や聴覚障害など、特別な配慮を必要とする障害のある人への情報提供方法やコミュニケーションツールの充実を図ることが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・点字ボランティアや朗読ボランティアを今後も充実する必要がある。

(1) 相談体制及び情報提供の充実

障害のある人やその家族が安心して暮らしていける地域社会を実現していくために、相談体制の強化を図るとともに、行政サービスについて障害のある人に十分に認知していただくために、情報提供体制の充実を図ります。



相談体制の充実
情報提供の充実

相談体制の充実

現状・課題

平成24年4月よりサービス利用者全員へのサービス等利用計画の作成や市町村における総合相談窓口（基幹相談支援センター）の設置等が求められており、地域移行や定着の支援を行う上でも相談支援体制の充実は大きな柱となっています。現在、総合的な相談窓口として、相談支援事業所で、障害（身体・知的・精神）別に相談支援専門員を配置し、障害のある人や支援者、家族等の相談に応じています。より身近に感じられる相談窓口の整備と、相談からサービス利用につながるケアマネジメントの観点からの充実を図っていく必要があります。

施策の展開

今後の取り組み

総合的な相談体制の整備

障害のある人の年齢や障害の種別・程度等に関わらず、一人ひとりの生活状況等に応じ、必要なサービスが利用できるよう、柔軟で適切な相談支援体制の充実を図ります。また、窓口担当者の資質の向上を図り、利用者にとって身近で相談しやすい窓口とするとともに、福祉、保健・医療、教育等様々な情報を集約し、適切な助言・指導等がきめ細かくかつ迅速に行えるように、総合的な相談窓口の充実を図ります。

障害者相談員活動の充実

民生委員・児童委員や身体障害者相談員、知的障害者相談員及び精神障害者相談員が、障害のある人やその家族にとって身近な相談相手となるよう、巡回相談等による活動の充実を図ります。また、研修等による相談員の資質の向上を図ります。

重点事業

事項名	現状（平成22年度実績）	今後の方向性
身体障害者相談員の設置 【社会福祉課】	6名（兵庫県より委嘱） 平成24年度より市に権限移譲	継続
知的障害者相談員の設置 【社会福祉課】	2名（兵庫県より委嘱） 平成24年度より市に権限移譲	継続
精神障害者相談員の設置 【社会福祉課】	5名（兵庫県より委嘱） 障害のある人やその家族、介助者等が抱えるさまざまな問題の解決に向け、身近な地域で気軽に相談できる体制を整えるため、当事者及びその家族に委託。	継続
すくすく相談の実施 【健康介護課】	乳幼児健康診査後のフォロー事業として、発育、発達、育児への個別の支援を行っている。 対応件数：71人	継続
家庭児童相談室の設置 【子育て支援室】	家庭における適正な児童療育、その他の家庭児童福祉の向上を図るための相談に応じる。 相談件数：573件（うち障害相談111件）	各関係機関と円滑な連携を図る
こころのケア相談の実施 【赤穂健康福祉事務所】	赤穂健康福祉事務所で実施するこころのケア相談（専門医による相談）として実施している。 平成22年度 6回延べ17人（相生市3人）	広報等で相談の啓発に努めるとともに相談支援事業所などの関係機関と連携を図り、専門医の相談につなげる
ふれあい福祉相談所の実施 【社会福祉協議会】	市民の身近な相談窓口として、ふれあい福祉相談所を開設し、相談員による相談事業を実施。また、他機関との連携を強めるとともに総合相談体制の充実を図る。 ふれあい法律相談 137件 ふれあい心配事相談 20件	継続

事項名	現状（平成22年度実績）	今後の方向性
障害者相談支援事業の実施 【社会福祉課】	相談支援の機能強化を図るため、社会福祉法人みどり福祉会の相談支援事業所みどりに相談支援業務を委託し、障害者やその家族からの相談に対応。相談内容によっては、訪問による相談も行っている。 相談件数 166件（平成22年度実績）	継続
保育所等における発達障害巡回相談の実施 【社会福祉課】 【健康介護課】	県と市が連携して実施していたが平成21年度より、市の単独事業となり、また、平成23年度より、全保育所・幼稚園に臨床心理士及び保健師が出向き、発達障害児（疑）の早期発見・早期支援を行っている。	継続

情報提供の充実

現状・課題

市の情報提供方法としては、窓口の他、広報紙や障害者福祉制度のしおりの発行、点字・録音による行政情報の提供等を行っています。また、市のホームページにおいても障害者福祉に関する情報を提供しています。

今後は、障害の特性に配慮した情報提供（情報バリアフリーへの対応）と積極的な利用を支援していくことが必要です。

施策の展開

今後の取り組み

行政サービス情報提供の充実

障害のある人が障害の種別や程度に応じて行政サービスを最大限に利用できるよう、行政サービスをまとめたパンフレット等を毎年発行し、配布します。また、視覚障害のある人には録音広報の配布を行います。

情報・コミュニケーションの確保

視覚障害のある人や聴覚障害のある人等、情報の入手が困難な人のために、音声や要約筆記及びインターネット等による情報提供の拡充を図ります。また、県が実施している音声パソコン講習等に関する情報提供を充実させ、参加しやすい環境を整備します。

聴覚障害のある人のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者を派遣します。

議会や選挙における対応の充実

議会報等について視覚障害者への対応を検討します。また、障害のある人が投票をスムーズに行えるよう、点字投票や代理投票制度等の周知を図ります。

重点事業

事項名	現状（平成22年度実績）	今後の方向性
障害者福祉制度のしおりの発行 【社会福祉課】	障害者施策をまとめた障害者福祉制度のてびきを作成し、障害者手帳の交付を受けた人に窓口で説明している。	制度の見直しや新たな事業については適宜修正を加えながら、継続する
声の広報・点字広報の実施 【社会福祉協議会】	・声の広報：13名 ・点字広報：2名	点字や音声により必要とされている情報のニーズ調査を実施する。 点字ボランティア及び朗読ボランティアの活動をPRし、利用者の拡充を図る
精神障害者保健福祉手帳の発行 【社会福祉課】	自立支援医療（精神通院）制度とともに精神障害者保健福祉手帳の周知を図った。	継続
点字投票、代理投票、不在者投票制度の実施 【選挙管理委員会】	・点字投票 （参議院議員選挙 選挙区0名、比例代表1名） ・代理投票 （参議院議員選挙 選挙区62名、比例代表62名） ・在宅投票 （参議院議員選挙 選挙区9名、比例代表10名）	引き続き法制度のPRを行う。
点字候補者氏名掲示の備え付け 【選挙管理委員会】	視覚障害者用の候補者指名・所属党派一覧表を備え付ける。 該当投票所 8ヶ所 各10枚	実施
視覚障害者向け選挙公報の発行 【選挙管理委員会】	要望に応じてカセットテープで対応。	PRに努め利用者の拡大を図る。
議場での手話通訳の設置 【議会事務局】	未設置	要請があれば、対応する。
障害者向けの議会報の作成 【議会事務局】	音訳議会報 対象者 5人 年4回発行	継続

(2) 権利擁護の推進

障害のある人の財産管理や日常的な金銭管理等の支援を推進します。「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行（平成24年10月1日施行）に向け準備を進めるとともに、法律に基づいた虐待の防止や早期発見等への対応を行います。



権利擁護の推進

権利擁護の推進

現状・課題

障害のある人が、自分の生き方や生活を自由に選択・決定し、その人らしい自立生活を営むためには、人権や個人の尊厳が保障される権利擁護の視点が大切です。本市では、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、また、安心して福祉サービスが利用でき、サービスに対する相談・苦情解決への対応ができるよう、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業の周知と利用の促進を図っています。

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が公布されたことに伴い、法律に基づいた虐待の防止や早期発見等への対応を行うこととなります。障害のある人の権利擁護の観点からも、地域における関係機関との連携を図りながら取り組みを推進する必要があります。

施策の展開

今後の取り組み

権利擁護の推進

権利擁護事業の制度を理解しやすく広報します。

障害の種別・程度により、日常生活を送るうえで必要となる支援の状況、その人が有する資産の状況など個々の状況に応じて地域権利擁護事業や成年後見制度を活用し、福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理、財産管理を行うことにより、安心して地域で自立した生活を送ることができるよう支援します。

**「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
(平成24年10月1日施行)に基づいた支援の推進**

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行に向け準備を進めるとともに、法律に基づいた虐待の防止や早期発見等への対応を行います。

障害者虐待の禁止や虐待を発見したときの通報義務等の広報啓発を図ります。

障害のある人の虐待の防止や虐待を受けた障害のある人の保護等を図るため、「障害者虐待防止センター」の運営について検討します。

重点事業

事項名	現状（平成22年度実績）	今後の方向性
成年後見制度の推進 【社会福祉課】	意思表示や判断能力が不十分な知的障害のある人・精神障害のある人の権利を擁護するため、成年後見制度の活用を図る。	継続
福祉サービス利用援助事業の実施 【社会福祉協議会】	判断能力が不十分な高齢者や障害者等が、本人の意思が最大限尊重された生活を送ることができるよう、生活支援員による福祉サービス利用援助事業を実施した。	継続
障害のある人の虐待防止 【社会福祉課】	高齢者部門や関係機関との連携、さらには、地域による日常的な見守り支援などを組み合わせた体制づくりに努める。	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく、各種施策の実施。 関係機関、団体との連携を強化し、迅速な連絡、連携体制の確立を図る。

(3) スポーツ・レクリエーション及び文化活動の充実

スポーツ・レクリエーション活動や文化活動を支援し、障害のある人の社会参加に加え、生きがいづくりを促進します。



スポーツ・レクリエーション及び文化活動の充実

スポーツ・レクリエーション及び文化活動の充実

現状・課題

スポーツ活動では「あいあいスポーツ大会」を開催するとともに、「ひょうごゆうあいスポーツ大会」等への参加を促しています。

「あいあい作品展」を実施し、障害のある人の創作活動の発表の場を設けることで、社会参加意欲の促進を図っています。平成22年度においては193点の出品がありました。

スポーツ・レクリエーション活動や文化活動は、障害者の社会参加に加え、生きがいを持つうえでも重要です。また、住民との積極的な交流の場として活用することにより、障害や障害者に対する理解と認識を深めることができます。引き続き、障害者のスポーツ・レクリエーション活動や文化活動の参加を進めるとともに、内容の充実が求められます。

施策の展開

今後の取り組み

スポーツ大会の開催・スポーツ参加機会の拡充

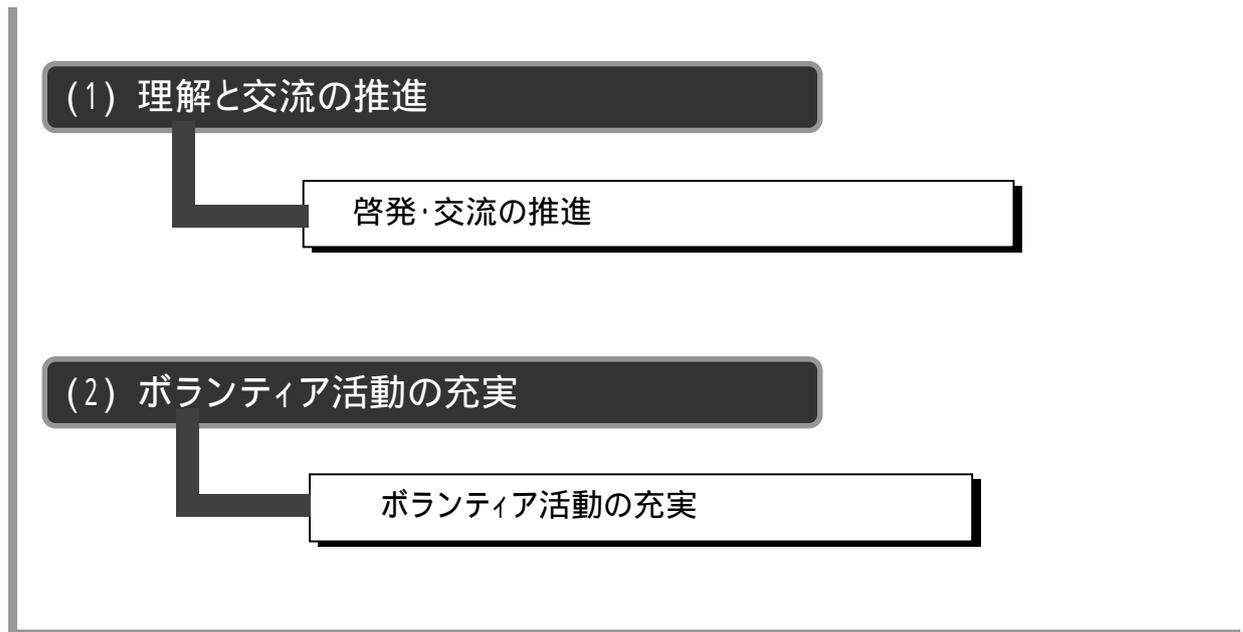
障害のある人が各種スポーツに参加する場を設け、障害のない人や障害のある人同士の交流を通じて、社会参加の機会の拡充を図ります。

レクリエーション活動の充実
障害のある人を対象とした行事や各障害者団体の行うレクリエーション活動を支援するとともに、市民への広報活動等を充実させることで、参加者の拡大に努めます。
障害のある人の作品展の開催
「あいあい作品展」等、障害のある人の創作活動支援の充実を図ります。
スポーツ、文化施設のユニバーサルデザイン化
公共のスポーツ、文化施設等については、障害者をはじめ、すべての市民が利用しやすい施設となるよう整備を推進します。

重点事業

事項名	現状（平成22年度実績）	今後の方向性
「あいあいスポーツ大会」への参加促進 【社会福祉課】	参加者：172人	継続
「兵庫県身体障害者スポーツ大会」への参加促進 【社会福祉課】	参加者数：22人	継続
「ひょうご・ゆうあいスポーツ大会」への参加促進 【社会福祉課】	参加者数：28人	継続
「ばんたん・ゆうあい文化祭」への参加促進 【社会福祉課】	参加者数：31人	継続
「ばんたん親善運動会」への参加促進	参加者数：29人	継続

5 - 5 こころのバリアを取り除くために



調査結果からみる主な課題

市民の障害や障害のある人への理解

アンケート調査では、「学校における福祉教育の充実」が40.5%と最も高く、障害のある人への偏見のない社会は学校の福祉教育からとの思いが伺えます。

「障害のある人への積極的な社会への進出」「福祉施設の地域への開放や、地域住民との交流」といった回答も多く、福祉教育や障害のある人の側からの積極的な活動や働きかけ、交流活動の充実が、理解を深めるために必要であることが伺えます。

〔障害のある人への市民の理解を深めるためには、何が必要であると思うか（障害者手帳を所持していない市民を対象としたアンケート調査結果）〕

(N=331)

1位	学校における福祉教育の充実	40.5%
2位	障害のある人の積極的な社会への進出	31.4%
3位	福祉施設の地域への開放や、地域住民との交流	26.9%
4位	市民交流を通じての理解と参加の促進	24.5%
5位	障害のある人へのボランティア活動の推進	24.2%

(注) N数(number of case)は、集計対象者総数を表しています。

地域の行事や活動への参加

半数近くの人が社会参加に関する活動を行っていない現状があり、障害のある人の生きがいつくりの支援の充実を図る必要性が伺えます。

3障害ともに「参加したいと思わない」が3～4割と最も高くなっていますが、それぞれの障害により、社会参加に関する活動が異なっており、それぞれのニーズに応じた支援の充実が求められています。

〔最近1年間に地域の行事や活動に参加したか（アンケート調査結果）〕

	身体障害者(N=679)		知的障害者(N=166)		精神障害者(N=85)	
1位	参加していない	54.6%	参加していない	42.2%	参加していない	61.2%
2位	自治会活動・祭りなど地域の行事	18.3%	学校・園などの行事	22.9%	自治会活動・祭りなど地域の行事	16.5%
3位	趣味やスポーツなどのサークル活動	13.3%	自治会活動・祭りなど地域の行事	18.7%	趣味やスポーツなどのサークル活動	11.8%
4位	障害のある人の団体の集会・活動	8.5%	障害のある人の団体の集会・活動	18.1%	障害のある人の団体の集会・活動	8.2%
5位	セミナー・講演会などの学習活動	7.2%	趣味やスポーツなどのサークル活動	8.4%	セミナー・講演会などの学習活動	5.9%

(注) N数(number of case)は、集計対象者総数を表しています。

〔参加したい行事や活動〕

	身体障害者(N=679)		知的障害者(N=166)		精神障害者(N=85)	
1位	参加したいと思わない	43.0%	参加したいと思わない	31.9%	参加したいと思わない	43.5%
2位	趣味やスポーツなどのサークル活動	17.8%	学校・園などの行事	19.3%	趣味やスポーツなどのサークル活動	25.9%
3位	自治会活動・祭りなど地域の行事	16.1%	自治会活動・祭りなど地域の行事	18.1%	自治会活動・祭りなど地域の行事	12.9%
4位	セミナー・講演会などの学習活動	9.4%	障害のある人の団体の集会・活動	16.9%	セミナー・講演会などの学習活動	10.6%
5位	障害のある人の団体の集会・活動	8.4%	趣味やスポーツなどのサークル活動	10.2%	障害のある人の団体の集会・活動	9.4%

(注) N数(number of case)は、集計対象者総数を表しています。

(1) 理解と交流の推進

啓発・広報活動や福祉教育を充実させるとともに、すべての市民が、一人ひとりの障害のある人との交流を通じ、障害や障害のある人への理解を深め、共に暮らすことが自然であるという「ノーマライゼーション」の理念を広めていくとともに、人権が尊重される地域社会を構築します。



啓発・交流の推進

啓発・交流の推進

現状・課題

本市では障害の有無に関係なく、すべての人が交流し、相互理解を深めるためのイベントとして「あいあいのつどい」を12月に開催しています。障害のある人の文化活動によって制作された作品を展示する作品展やバザーを開催しています。

地域の施設等において様々な地域交流事業も行われています。

地域高年クラブや小学校、保育所等で様々な交流行事を行っています。

市内全小中学校を福祉教育推進校に指定し、地域住民と協働する児童・生徒のボランティア活動体験教室等、各校の特色ある福祉実践活動に助成を行うなど福祉教育を推進しています。

福祉に対する正しい理解と認識を深めるため、ハンディキャップのある人等に対する見方、考え方等、小・中学校児童・生徒の福祉教育作文を募集し、優秀作品について善意のつどいで発表及び表彰を行っています。

今後は、行事内容の充実を図りつつ、市民に対してこれまで以上に福祉教育を推進することや交流の機会を提供することが必要です。

今後の取り組み

障害のある人への理解促進

障害のある人に対する市民の理解促進、雇用の推進を図るために、市の広報媒体等を利用した積極的な啓発・広報活動を行います。

民生委員・児童委員に対して、障害や障害のある人に対する正しい理解と認識の促進を目的とした研修等の実施を検討し、心のバリアフリーを進めます。

「障害者の週間」の周知

障害や障害のある人に対する正確な理解と認識が深まるよう、「障害者の週間」等の周知を図るとともに、各種イベント等を開催します。

福祉教育の推進

小・中学校等における福祉教育や体験学習の充実を図るとともに、障害のある児童等と障害のない児童等がともに学習活動をする交流教育を推進します。

社会人を対象とした公民館講座等の生涯教育においても、障害のある人に関する内容を盛り込む等、内容の充実を図ります。

交流機会の提供

障害のある人と障害のない人が共にふれあう機会を増やすために、市や各種団体の主催する行事への参加を促進するとともに、「あいあいスポーツ大会」、「あいあいのつどい」等、障害のある人を主体とした行事にも市民の参加を促します。

「障害者の週間」には、障害のある人に関連する講演会、障害のある人と障害のない人が共にふれあうイベント等を実施します。

重点事業

事項名	現状（平成22年度実績）	今後の方向性
障害者の週間事業の実施 【社会福祉課】	あいあいのつどいの開催（12月5日） 地域住民との交流の機会の少ない心身障害者（児）に、交流の場を設け、障害のない人と障害のある人、又は障害のある人同士の温かい心のふれあいを通じて社会参加の促進を図った。	継続
福祉教育の推進 【社会福祉協議会】 【学校教育課】	子どもの頃から思いやりの心を持って助け合い、共に生きる心を育てるため、各小中学校、高等学校において、点字・手話・車いす等の福祉体験教室を実施した。 ・実施回数 20回 ・参加児童・生徒数 877人 また、各小中学校が行う特色ある福祉実践活動に対して1校あたり50,000円を上限に助成を行った。 ・助成件数 10校	継続
地域交流事業の実施 【社会福祉課】	「市内の福祉施設の地域交流事業の実施状況」（下記）を参照	継続

市内の福祉施設の地域交流事業の実施状況

【野の草園】

いぶき作業所交流会、平芝保育所との交流会、なばのふれ愛、関西電力労働組合西播火力支部餅つき大会、コープバレンタイン交流会

【みどり福祉会】

ハートフルフェアの開催

参加者数：1,500人

【若狭野荘】

若狭野まつりの開催

参加者数：約300人

その他、地域小学校運動会や市合唱祭などに参加

【みどり荘】

ふれ愛フェスティバル（11月）

地元小学校運動会へ参加

【入野グリーン】

コスモスまつりへ参加（10人）

(2) ボランティア活動の充実

市民の間に障害のある人を支援するボランティア活動の輪がこれまで以上に広がっていくように、ボランティア活動を推進する施策の充実を図ります。



ボランティア活動の充実

ボランティア活動の充実

現状・課題

本市には、社会福祉協議会のボランティアセンターに障害のある人を対象としたボランティア団体が6団体あり、それぞれ活発な活動を行っています。

社会福祉協議会がボランティアセンターを運営し、ボランティア活動に関するさまざまな支援を行っており、障害のある人のニーズに沿ったボランティア講座等の企画・運営も行っています。

ボランティア活動者の中心年齢が60歳代後半から70歳代前半の高年齢層となっており、今後は、若い世代の参加を呼びかけていく必要があります。

今日では、テープ図書からCD図書へ、タイプライターからパソコン点訳へと使用する福祉機器が変わっていることから、ボランティアには幅広い対応が求められています。

市内の福祉施設の地域交流事業の実施状況

(平23年4月1日現在)

団体名	所属者数(人)			活動中心年齢	主な活動内容
	男	女	計		
朗読ボランティア ひびきの会	0	22	22	60歳代後半	広報紙や身近なニュースの録音活動
相生点灯会	1	16	17	60歳代	点字点訳活動
あいおい外出介助 グループ	1	12	13	60歳代後半	車椅子の扱い方教室の開催等
あいおいサマリー	2	8	10	70歳代	要約筆記活動
手話サークル和み	0	12	12	60歳代	手話通訳活動
あいおい運転 ボランティアグループ	19	2	21	60歳代後半	車椅子利用者の福祉車両による送迎活動

今後の取り組み

ボランティア活動の推進

市民によるボランティア活動を推進するために、企業や地域において各種ボランティア講座等を開設します。

障害のある人自身へも積極的にボランティアへの参加を呼びかけ、ピアカウンセリングを実施する等、多様なボランティアニーズに対応できる幅広いボランティア活動の推進を図ります。

ボランティアへの市民参加の推進

市民が参加しやすいボランティア講座のメニューづくりを行います。また、団塊の世代が参加できるようなボランティア活動の場を設けます。

障害のある人のニーズに沿ったボランティア講座を企画・実施します。

学校教育における福祉学習の促進

福祉教育推進指定校である市内小中学校の福祉教育担当教員との連絡会を開催する等、連携を強化し、児童・生徒の福祉学習の充実を図ります。

ボランティア活動の啓発・情報提供

ボランティアセンター等を中心として、ボランティア活動に関する情報を提供していきます。また、ホームページを開設する等、リアルタイムに情報が発信できるツールを検討します。

ボランティア団体の連携強化

ボランティア連絡会を定期的で開催し、ボランティア活動が円滑に継続して行うことのできる体制づくりに努めます。また、定期的研修会を開催し、障害に対する理解を深め、可能な限り住み慣れた地域で暮らすことができるような環境づくり・地域づくりに努めます。

重点事業

事項名	現状（平成22年度実績）	今後の方向性
ボランティアの啓発、情報の提供 【社会福祉協議会】	ボランティアに関する情報提供等を行い、活動を支援 ・社協だよりを定期的に発行し、ボランティア活動の紹介や募集を行う。 ・社会福祉協議会のホームページにより、随時、情報発信を行う。 ・リーフレット及びチラシの作成を行う。	継続
ボランティア自主講座の開催 【社会福祉協議会】	障害のある人のニーズに添ったボランティア講座の企画と実施。 市民が参加しやすいボランティア講座の開催。	継続
企業・職域のボランティアの育成 【社会福祉協議会】	実績なし	企業と連携を図り、ボランティア活動に結びつく教室、講習を開催し、企業フィランソロピー活動を支援する。
地域ボランティアの育成 【社会福祉協議会】	ボランティア活動に関する情報発信 ・「あいおいの福祉」への掲載 ・社会福祉協議会ホームページへの掲載 ・社会福祉協議会掲示板の利用	継続
学校ボランティアの育成 【社会福祉協議会】	市内全小・中学校を福祉教育推進校に指定し、福祉の心や生きる力を培うための企画を提案する。 ・赤い羽根共同募金配分金による助成 ・福祉学習用教材の貸出し 夏休み期間等において、児童・生徒を対象にしたボランティア講座の開催。 ・ジュニアボランティアスクール ・サマーボランティアセミナー	継続
学生によるボランティア活動支援の充実 【社会福祉協議会】	市内高校生による技術ボランティア活動の支援を図る。 ・相生産業高等学校 機械科 空飛ぶ車いす事業	継続

事項名	現状（平成22年度実績）	今後の方向性
ボランティア連絡協議会の組織化 【社会福祉協議会】	ボランティア連絡協議会である相生ボランティア協会が、様々な事業を実施。 ・代表者会議の開催（毎月） ・あいあいスポーツ大会への参加・協力 ・あいあいのつどいへの参加・協力 ・市内各福祉施設が開催するイベントへの参加・協力 ・青い鳥学級及びくすのき学級への参加・協力	継続
ボランティア活動支援の充実 【社会福祉協議会】	ボランティア活動が充実するよう、様々な支援を実施。 ・ボランティア活動に関する相談 ・各種助成金に関する案内及び申請手続きについての相談 ・ボランティアセンター・録音室の提供 ・活動資材の貸出し ・ボランティア保険の取扱い	継続
ボランティアの需給調整 【社会福祉協議会】	ボランティア協力依頼者とボランティア登録者の需給調整を行う。 ・依頼件数：1,552件 ・コーディネート件数：1,464件	継続
実習生・ボランティアの受け入れ 【社会福祉協議会】	専門学校や大学から実習生を受け入れ、専門職を養成。 希望に応じ、トライやる・ウィークの生徒を受け入れ。 ボランティアを積極的に受け入れ、障害者を理解する活動を図る。	継続

6. ライフステージごとの施策展開の推進

6 - 1 ライフステージごとの施策展開の考え方

ライフステージとは、人の一生における人生の各場面のことです。人は乳児として生まれ、子ども時代を過ごし、成長し、やがて大人となり、高齢者となります。障害のある人が自らの生活を組み立てていく取り組み、障害のある人への支援のありようも、各ライフステージにおいて力点が異なってきます。こうした観点から、それぞれのライフステージにおいて、必要な視点、推進すべき施策、提供されるサービス等を明らかにします。

(1) 乳幼児期

生まれてから小学校へ入学するまでの時期を、ライフステージの第1ステージとして乳幼児期とします。この時期は障害のある児童において育成・療育の視点が重要であり、また、保護者への支援や障害理解の促進なども重要なテーマとなります。乳幼児期においては、医療・療育体制の一層の充実を図るとともに、保育所や幼稚園の機能強化、保護者等への相談・情報提供体制の充実等を進め、また、関係機関のネットワークにより障害のある児童・保護者へのサポートが中断しないように体制づくりを進めていきます。

【乳幼児期を対象とする主な事業】

乳幼児健康診査の実施

療育事業の実施

保育所等における発達障害巡回相談の実施 等

(2) 就学期

第2のライフステージは、小学校の時期（児童期）と、中学生から高校生の時期（青少年期）から構成される就学期とします。児童期において重要なことは、まず、乳幼児期から児童期へのサポート体制の円滑な移行です。また、青少年期は、子ども時代を終え、大人に向かっていく時期であり、障害のある児童においても自らの将来の生き方を見据えながら、地域生活や就労などについて考えてい

く時期でもあります。そして、学校の役割は、就学期を通じてきわめて大きく、それぞれの障害のある児童等がその障害特性に応じて適切な教育を受けることができるように体制を充実していく必要があります。

したがって、就学期においては、乳幼児期の支援ネットワークからの円滑な移行を図るための学校の連携体制の強化を図るとともに、特別支援教育の体制充実を進め、障害のある児童等に配慮した学校施設の整備等を推進します。また、地域生活や就労の手助けとなる施策の充実を図ります。

【就学期を対象とする主な事業】

特別支援学級の充実

就学指導の充実

心に不安のある児童等に対する相談・ケア体制の充実 等

(3)成人期

第3のライフステージは、成人期としています。成人期は、おおむね18歳以降64歳までの時期となります。成人期においては、障害のある人が自立した地域生活を送ることができるように、自立支援サービスの基盤の充実を進め、障害のある人への相談・情報提供体制の充実、就労支援、社会参画に向けた支援、権利擁護など多様な取り組みを推進するとともに、障害のある人の生活を総合的に支えることができるように施策の連携を図っていきます。また、親や家族に依存せずに安定した生活が送れるように、早期から段階に応じた自立生活支援を充実していきます。

【成人期を対象とする主な事業】

就労支援体制の整備

健康診査の実施

レクリエーション活動の充実

議会や選挙における対応の充実

地域交流事業の実施 等

(4) 高齢期

65歳以降の時期を高齢期としています。障害のある人が高齢期になっても安心して地域生活を送ることができるように、高齢者保健福祉事業や介護保険サービスも含めてサービスの充実が必要となります。高齢の障害のある人に配慮した相談や情報提供体制の整備を図るとともに、地域の中で安心して生活ができるように、適切なサービスの提供や権利擁護、また、地域の見守りネットワークの充実などに取り組んでいきます。

【高齢期を対象とする主な事業】

身体障害者住宅改造費助成

障害者相談支援事業の実施

権利擁護の推進 等

6 - 2 ライフステージごとの施策の整理

1 地域で安心して暮らすために					
中項目	小項目	乳幼児期	就学期	成人期	高齢期
1 保健 医療 サービスの 充実	障害の予防と早期発見・早期治療				
	- 1 疾病の予防			—————▶	
	- 2 各種健康診査の充実			—————▶	
	- 3 母子保健事業の充実	—————▶			
	【重点】健康教育の実施			—————▶	
	【重点】健康相談の実施	—————▶			
	【重点】健康診査の実施			—————▶	
	【重点】乳幼児健康診査の実施	—————▶			
	【重点】精密健康診査の実施	—————▶			
	【重点】訪問指導の実施	—————▶			
	医療・リハビリテーション体制の充実				
	- 1 身体障害者リフレッシュ事業の実施			—————▶	
	- 2 心に不安のある児童・生徒に対する相談・ケア体制の充実		—————▶		
	- 3 心身障害者(児)歯科診療事業の実施	—————▶			
	- 4 精神障害者相談体制の充実	—————▶			
	- 5 難病保健・福祉対策の推進	—————▶			
	【重点】身体障害者リフレッシュ事業			—————▶	
	【重点】難病患者保健指導事業の実施	—————▶			
	【重点】心身障害者(児)歯科診療事業の実施	—————▶			
	【重点】精神障害者相談事業の実施	—————▶			

中項目	小項目	乳幼児期	就学期	成人期	高齢期
2 療育 教育の 充実	療育の充実				
	- 1 療育事業の充実	■■■■■			
	- 2 障害のある子どもへの相談支援体制の整備	■■■■■			
	- 3 保育及び就学前教育の充実	■■■■■			
	- 4 保育所等訪問支援の実施	■■■■■			
	【重点】 療育事業の実施	■■■■■			
	教育内容の充実				
	- 1 特別支援教育担当教員等の資質の向上		■■■■■		
	- 2 関係機関の連携強化		■■■■■		
	- 3 交流教育等の推進		■■■■■		
	- 4 学校等施設・設備の改修の推進		■■■■■		
	- 5 卒業後の進路開拓		■■■■■		
	【重点】 特別支援学級の充実		■■■■■		
	【重点】 特別支援教育研修の実施		■■■■■		
	【重点】 内地留学研修の実施		■■■■■		
	【重点】 個別的な指導計画・指導内容とその工夫・改善		■■■■■		
	【重点】 特別支援教育施設の整備		■■■■■		
	【重点】 教育機器の整備・充実		■■■■■		
	【重点】 障害のある児童の理解の推進		■■■■■		
	【重点】 交流教育推進事業の実施		■■■■■		
	【重点】 卒業後の進路の開拓(進路相談の実施)		■■■■■		
	相談・指導の充実				
	- 1 就学指導の充実			■■■■■	
	- 2 教育相談の充実			■■■■■	
	- 3 一貫した教育の推進	■■■■■			
	- 4 特別支援学校へ通学する児童の送迎			■■■■■	
	【重点】 就学指導委員会の充実			■■■■■	
	【重点】 就学指導の充実			■■■■■	
	【重点】 教育相談センターの設置			■■■■■	
	【重点】 出張相談の実施			■■■■■	
	【重点】 発達障害児支援連絡会議の設置	■■■■■			
	【重点】 姫路市立書写養護学校へ通学する児童の送迎			■■■■■	

2 自立した生活を実現するために					
中項目	小項目	乳幼児期	就学期	成人期	高齢期
1 生活支援の充実	福祉サービスの充実				
	- 1 訪問系サービスの推進	▶			
	- 2 移動支援の推進	▶			
	- 3 日中活動系サービスの推進			▶	
	- 4 生活の場の確保			▶	
	- 5 ショートステイ事業等の推進			▶	
	- 6 相談支援体制の充実	▶			
	- 7 介護保険制度等との調整	▶			
	- 8 補装具の購入・修理費用、日常生活用具の給付			▶	
	- 9 障害者総合福祉法(仮称)に基づく障害福祉サービスの推進	▶			
	【重点】 障害者ケアマネジメントの実施	▶			
	【重点】 精神障害のある人の短期入所の受入れ先の確保	▶			
	【重点】 補装具の交付・修理	▶			
	【重点】 日常生活用具の給付	▶			
	【重点】 福祉機器の貸出	▶			
	【重点】 難病患者等居宅生活支援事業の実施	▶			
	障害のある人がいきいきと地域で生活するための「場」の確保				
	- 1 障害(児)者施設の整備、充実	▶			
	- 2 働く場の拡充			▶	
	- 3 生活の場の整備			▶	

中項目	小項目	乳幼児期	就学期	成人期	高齢期
2 生活の安定	経済的支援の充実				
	- 1 各種手当・年金等の周知・徹底	▶	▶	▶	▶
	- 2 障害者自立支援法に基づく自立支援医療の給付	▶	▶	▶	▶
	- 3 障害者自立支援法に基づく補装具費の支給	▶	▶	▶	▶
	【重点】 特別障害者手当			▶	
	【重点】 障害児福祉手当	▶	▶		
	【重点】 特別児童扶養手当	▶	▶		
	【重点】 重度心身障害者介護手当	▶	▶	▶	▶
	【重点】 障害基礎年金			▶	▶
	【重点】 重症心身障害者福祉年金			▶	▶
	【重点】 身体障害者福祉金			▶	▶
	【重点】 心身障害者扶養共済制度掛金助成	▶	▶	▶	▶
	【重点】 生活福祉資金の貸付	▶	▶	▶	▶
	【重点】 相生市外国籍障害者等福祉給付金	▶	▶	▶	▶
	介助家族の支援				
- 1 サービス等の利用促進	▶	▶	▶	▶	
- 2 介助家族の情報交換の場の確保	▶	▶	▶	▶	
3 就労支援の充実	障害のある人の雇用機会の確保と拡大				
	- 1 一般雇用の促進			▶	▶
	- 2 日中活動系サービスの充実			▶	▶
	- 3 行政機関への雇用促進			▶	▶
	【重点】 民間企業への雇用促進			▶	▶
	【重点】 就労支援体制の整備			▶	▶
	【重点】 行政機関への雇用促進			▶	▶
	【重点】 知的障害者職親事業の実施			▶	▶
	【重点】 社会適応訓練事業の実施(職親制度)			▶	▶
	【重点】 知的障害者就労実習の実施			▶	▶
多様な就労の場の確保					
- 1 福祉的就労の充実			▶	▶	

3 人にやさしく安全なまちづくりのために

中項目	小項目	乳幼児期	就学期	成人期	高齢期
1 生活環境の整備	福祉のまちづくりの推進				
	- 1 福祉のまちづくり重点地区整備の推進				
	- 2 公共的建築物におけるユニバーサルデザイン化の促進				
	- 3 道路等におけるユニバーサルデザインの促進				
	- 4 民間事業者等への周知				
	- 5 身体障害者補助犬に対する理解促進				
	住宅の整備				
	- 1 住宅改造への支援				
	- 2 市営住宅への入居促進				
	【重点】 身体障害者住宅改造費助成				
	【重点】 市営住宅建替事業に伴う障害者用住宅の建設				
	【重点】 障害者の市営住宅の入居促進				
	移動手段の確保				
	- 1 自動車にかかわる助成の充実				
	- 2 福祉タクシー助成事業				
	- 3 運賃割引制度等の周知				
	【重点】 身体障害者用送迎車の運行サービスの実施				
【重点】 福祉タクシー助成事業の実施					
【重点】 各種割引制度等の周知					
2 防犯 防災体制の整備	防犯・防災体制の整備				
	- 1 災害時要支援者避難支援計画個人表整備の促進				
	- 2 社会福祉施設の対応強化				
	- 3 避難誘導體制の整備				
	【重点】 避難訓練等の実施				
	【重点】 避難施設のバリアフリー化				
	【重点】 防災・防犯体制の整備				

4 生活の質(QOL)の向上のために					
中項目	小項目	乳幼児期	就学期	成人期	高齢期
1 情報提供の充実 相談体制及び	相談体制の充実				
	- 1 総合的な相談体制の整備	▶			
	- 2 障害者相談員活動の充実	▶			
	【重点】 身体障害者相談員の設置	▶			
	【重点】 知的障害者相談員の設置	▶			
	【重点】 精神障害者相談員の設置	▶			
	【重点】 すくすく相談の実施	▶			
	【重点】 家庭児童相談室の設置	▶			
	【重点】 こころのケア相談の実施	▶			
	【重点】 ふれあい福祉相談所の実施	▶			
	【重点】 障害者相談支援事業の実施	▶			
	【重点】 保育所等における発達障害巡回相談の実施	▶			
	情報提供の充実				
	- 1 行政サービス情報提供の充実	▶			
	- 2 情報・コミュニケーションの確保	▶			
	- 3 議会や選挙における対応の充実	▶			
	【重点】 障害者福祉のしおりの発行	▶			
	【重点】 声の広報・点字広報の実施	▶			
	【重点】 精神障害者保健福祉手帳の発行	▶			
	【重点】 点字投票、代理投票、不在者投票制度の実施	▶			
【重点】 点字候補者氏名掲示の備え付け	▶				
【重点】 視覚障害者向け選挙公報の発行	▶				
【重点】 議場での手話通訳の設置	▶				
【重点】 障害者向けの議会報の作成	▶				
2 権利擁護の推進	権利擁護の推進				
	- 1 権利擁護の推進	▶			
	- 2 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づいた支援の推進	▶			
	【重点】 成年後見制度の推進	▶			
	【重点】 福祉サービス利用援助事業の実施	▶			
【重点】 障害のある人の虐待防止	▶				

中項目	小項目	乳幼児期	就学期	成人期	高齢期
3 スポーツ・レクリエーション及び文化活動の充実	スポーツ・レクリエーション及び文化活動の充実				
	- 1 スポーツ大会の開催・スポーツ参加機会の拡充				
	- 2 レクリエーション活動の充実				
	- 3 障害のある人の作品展の開催				
	- 4 スポーツ、文化施設のユニバーサルデザイン化				
	【重点】「あいあいスポーツ大会」への参加促進				
	【重点】「兵庫県身体障害者スポーツ大会」への参加促進				
	【重点】「ひょうご・ゆうあいスポーツ大会」への参加促進				
	【重点】「ばんたん・ゆうあい文化祭」への参加促進				
【重点】「ばんたん親善運動会」への参加促進					

5 こころのバリアを取り除くために					
中項目	小項目	乳幼児期	就学期	成人期	高齢期
1 理解と交流の推進	啓発・交流の推進				
	- 1 障害のある人への理解促進	▶			
	- 2 「障害者の週間」の周知	▶			
	- 3 福祉教育の推進	▶			
	- 4 交流機会の提供	▶			
	【重点】 障害者の週間事業の実施	▶			
	【重点】 福祉教育の推進	▶			
	【重点】 地域交流事業の実施	▶			
2 ボランティア活動の充実	ボランティア活動の充実				
	- 1 ボランティア活動の推進	▶			
	- 2 ボランティアへの市民参加の推進	▶			
	- 3 学校教育における福祉学習の促進		▶		
	- 4 ボランティア活動の啓発・情報提供	▶			
	- 5 ボランティア団体の連携強化	▶			
	【重点】 ボランティアの啓発、情報の提供	▶			
	【重点】 ボランティア自主講座の開催	▶			
	【重点】 企業・職域のボランティアの育成	▶			
	【重点】 地域ボランティアの育成	▶			
	【重点】 学校ボランティアの育成	▶			
	【重点】 学生によるボランティア活動支援の充実	▶			
	【重点】 ボランティア連絡協議会の組織化	▶			
	【重点】 ボランティア活動支援の充実	▶			
【重点】 ボランティアの需給調整	▶				
【重点】 実習生・ボランティアの受け入れ	▶				

7. 障害福祉計画の推進

7 - 1 障害福祉計画の視点

「相生市障害福祉計画」は、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する、本市の計画的な地域基盤整備を進めていくものです。

本計画においては、障害福祉サービスの見込量確保のための方策に加えて、障害のある人の雇用・就労の促進、地域における居住の場確保、相談支援体制及び情報提供の充実等の施策展開が求められており、次の視点のもと計画を進めます。

(1) 訪問系サービスの充実

障害のある人が地域で生活していくために、居宅生活を支援してくれる訪問系サービス（居宅介護（ホームヘルプサービス）、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援）について、障害種別に関係なくサービスが提供できるよう提供基盤の体制の充実とサービスの質を向上させていくことが必要となります。

(2) 日中活動系サービスの充実

障害のある人が地域で生活していくために、日中に希望するサービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所）を受けられるよう、日中活動系サービスの充実を図ることが必要となります。

(3) 地域生活支援事業の推進

地域生活で自立した日常生活や社会生活を送るためには、円滑にサービスが利用できるよう、中立かつ公平な立場で適切な相談支援ができる体制を整備するとともに、地域生活支援事業（コミュニケーション支援、日常生活用具給付、移動支援、日中一時支援など）を地域の実情に応じて提供していくことが必要となります。

(4) 地域生活移行の推進

障害のある人の地域における居住の場として、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、自立訓練事業等の充実を図ることにより、施設入所や入院から地域生活へ移行できるよう、支援体制、訓練体制を整備していくことが必要となります。

(5) 一般就労への移行の推進

障害のある人が地域で生活していくためには、働くことも重要なポイントとなります。就労移行支援や就労継続支援のサービスの充実を図るとともに、一般就労が難しい障害のある人については福祉施設において雇用の場（福祉的就労）を拡大するなど、障害のある人の一般就労への移行または、働く場の確保を推進していくことが必要となります。

7 - 2 「障害者総合福祉法（仮称）」の制定に向けた基盤整備

国では、障害者自立支援法に代わる法律として、平成25年8月に「障害者総合福祉法（仮称）」の施行が予定されています。平成22年12月には、「障害者総合福祉法（仮称）」の施行までの間に早急に対応を要する事項を見直すため、障害者自立支援法が改正されており、本計画においても、定められている事項等について推進します。

障害者自立支援法等の一部改正（注）の概要（平成22年12月）

利用者負担の見直し（平成24年4月1日施行）

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

障害者の範囲の見直し（平成22年12月10日施行）

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

相談支援の充実（平成24年4月1日施行）

- 相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）
- 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勸案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

障害児支援の強化（平成24年4月1日施行）

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へなど）
- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 在園期間の延長措置の見直し（18歳以上の入所者については障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。）

地域における自立した生活のための支援の充実（平成23年10月1日施行）

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- 重度の視覚障害者の移動を支援するサービス（同行援護）の創設（個別給付化）

（その他）（1）「その有する能力及び適性に応じ」の削除、（2）成年後見制度利用支援事業の必須事業化、（3）児童デイサービスに係る利用年齢の特例、（4）事業者の業務管理体制の整備、（5）精神科救急医療体制の整備等、（6）難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

（1）（3）（6）：平成22年12月10日施行

（2）（4）（5）：平成24年4月1日施行

（注）障害者自立支援法は、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により改正されました。

7 - 3 平成26年度の目標値の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害のある人のうち、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホームや一般住宅等に移行する人の数を見込み、平成26年度末の段階において地域生活に移行する人の数値目標を設定します。平成17年10月1日時点の施設入所者49人のうち9人が、平成26年度末までに地域生活に移行することを目標値とします。

また、平成26年度末の施設入所者数を削減することを目指し、平成23年度末時点の施設入所者55人（見込）のうち2人を減少させることを目標とします。

施設入所者の地域生活への移行の目標値(第3期計画目標)

区 分	数 値	考 え 方
平成17年の入所者数 (A)	49人	平成17年10月1日の人数
平成23年度末時点の施設入所者数 (見込) (B)	55人	
【目標値】 地域生活移行者数[(A) × 16.5%] (C)	9人	「平成17年の入所者数」のうち、施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ地域移行した入所者の数 16.5%以上【県の3期方針】
【目標値】 削減見込[(B) × 0.03] (D)	2人	「平成23年度末時点」のうち、施設入所者数の削減数 3%以上【県の3期方針】
目標年度入所者数 (B) - (D)	53人	平成26年度末時点の施設入所者数

(2) 入院中の精神障害のある人の地域生活への移行

【第3期計画の目標値】(現時点における国の方針)

入院中の精神障害のある人の地域生活への移行に関する目標値については、第2期計画では「平成23年度末までの退院可能な精神障害者数の減少目標値を設定する」とされていました。

しかし、国の基本指針によると、第3期計画では

(1) 1年未満入院者の平均退院率を平成20年度より7%相当分増加させること

(2) 5年以上かつ65歳以上の退院者数を直近の状況より20%増加させること

の2点を「都道府県」の目標値として設定することが示されています。

このことを受け、第3期計画においては入院中の精神障害のある人の地域生活への移行に関する目標値は定めないこととします。

(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する人の数値目標を設定します。平成26年度では2人が施設を退所し、一般就労することを目標とします。

福祉施設から一般就労に移行する人数の目標値

区 分	数 値	考 え 方
現在の年間一般就労移行者	0人	平成17年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成26年度の年間一般就労移行者数	2人	平成26年度において施設を退所し、一般就労する者の数

(4) 市営住宅を活用したグループホーム・ケアホームの整備数

国の基本指針では、地域移行において、グループホーム等の充実を図り、入所などから地域生活への移行を促進することとなっています。

県の方針によると、地域生活拠点の確保に向けた行政率先取り組みの強化として、現在の整備実績と今後転用可能な戸数を踏まえて、市営住宅を活用したグループホーム・ケアホームの整備数を定めることとなっています。

本市においては、施設の老朽化やバリアフリーの状況から、市営住宅を活用したグループホーム等の整備は困難な状況であるため、目標値は設定しないこととします。ただし、市営住宅の建替えや改修を計画する場合は、担当課と協議のうえ、グループホーム等の整備を検討します。

(5) 市で雇用する障害者数

県の方針によると、一般就労への移行促進に向けた行政による率先取り組みの強化として、知的・精神障害者の雇用者等数（短期雇用・職場実習等を含む。）について、これまでの実績を踏まえて、県・市町で雇用する障害者数を設定することとされています。本市においては、目標値を8人として設定し、公的機関が障害者雇用に率先して取り組むことで、民間企業への働きかけを含めた障害者雇用の拡大を図ります。

項目	数 値	考え方
現在の雇用者数	6人	市で雇用する障害者数(平成23年12月現在)
うち知的障害のある人	0人	
うち精神障害のある人	0人	
【目標値】 雇用する障害者数	8人	市で雇用する障害者数(平成26年度末)
うち知的障害のある人	1人	
うち精神障害のある人	1人	

(6) 市の優先発注

国の基本指針では、「重点施策実施5か年計画」と都道府県の「工賃倍増5か年計画」を踏まえて、一般就労への移行促進と併せて、福祉的就労の質的向上に向けた取り組みを強化することとし、行政自ら受注拡大に向けた率先行動に取り組むこととされています。

県の方針によると、福祉的就労の質的向上に向けた行政率先取り組みの強化として、これまでの実績を踏まえて、県・市町の優先発注金額を設定することとされています。本市においては、目標値を6件、3,400千円として設定し、福祉的就労の質的向上に向けた、優先発注の促進を図ります。

項目	数 値	考え方
現在の優先発注件数及び金額	6件	福祉的就労の質的向上に向けた、市の優先発注件数及び金額(平成23年度見込み)
	3,344千円	
【目標値】 優先発注件数及び金額	6件	平成26年度において福祉的就労の質的向上に向けた、市の優先発注件数及び金額
	3,400千円	

7 - 4 障害福祉サービス等のサービス見込量と確保策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスには次の5種類があります。

訪問系サービスの内容

サービス名	サービスの内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	身体障害者、知的障害者、精神障害者で、日常生活を営むのに支障がある場合、入浴、排せつ、食事の介護等、居宅での生活全般にわたるサービスを提供します。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者を対象に、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービスを提供します。
行動援護	知的・精神障害により行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対して、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護等のサービスを提供します。
同行援護	重度の視覚障害により、移動が困難な人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する重度障害者を対象に、居宅介護をはじめ福祉サービスを包括的にを行います。

制度改正等により踏まえるべき事項(注1)

同行援護の創設(重度の視覚障害者の移動支援の個別給付化)

地域での暮らしを支援する観点から、重度の視覚障害者の移動支援についても、自立支援給付の対象となります。

(注1)障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するため、関係法律を整備する必要がある事項を明記しました。

見込量確保のための方策

必要なサービスを身近な地域で利用できるよう、受け皿となる事業所の参入を働きかけ、サービス提供基盤の確保に努めます。また、障害特性を理解できるヘルパーの確保と質の向上に努めます。

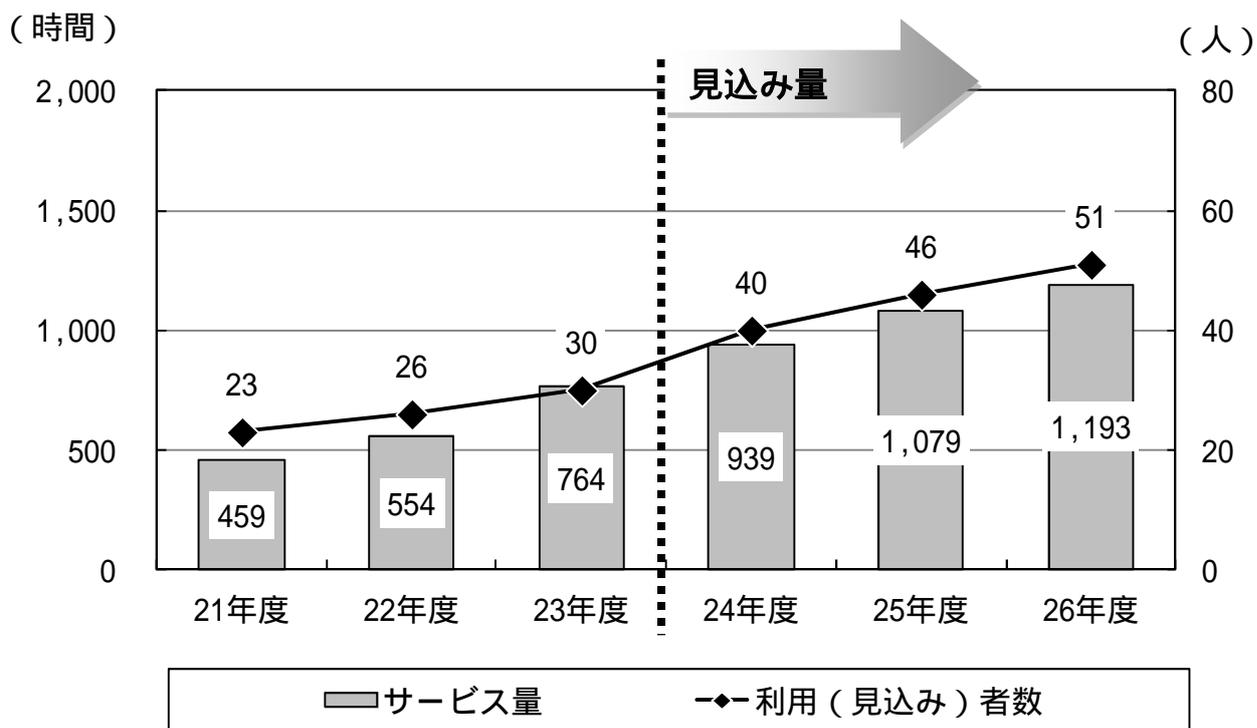
行動援護や重度障害者等包括支援についても、サービスを提供できるヘルパーの確保を事業者に働きかけます。

1か月当たりの利用量・利用者数の実績及び見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護	人	22	25	29	33	38	42
	時間	417	541	743	858	988	1,092
重度訪問介護	人	1	1	1	1	1	1
	時間	42	13	21	21	21	21
行動援護	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
同行援護	人	0	0		6	7	8
	時間	0	0		60	70	80
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
訪問系サービス(合計)	人	23	26	30	40	46	51
	時間	459	554	764	939	1,079	1,193

注：平成23年度は4月から8月までの実績値を基にした推計値です。

「時間分」…月間のサービス提供時間



各サービスの平成20年度からの利用実績により、一人当たりの平均利用時間を求めるとともに、障害のある人の増加傾向をもとに今後の利用者数を推計し、同行援護の移動支援事業から移行する方の人数と、地域移行によるニーズの増加も加えて、サービス見込量を算出しています。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには次の7種類があります。

日中活動系サービスの内容

サービス名	サービスの内容
生活介護	常時介護を要する障害者を対象とした、主として日中に障害者支援施設等で行われる、入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動又は生産活動の機会の提供等のサービスを行います。
療養介護	主として日中に病院等の施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助等のサービスを行います。
短期入所	日常の介護者が病気等の場合、障害者支援施設等への一時的な入所により、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを行います。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むことを目的に、身体機能や生活能力の向上のための有期の訓練等のサービスを行います。
就労移行支援	職場実習等、就労に必要な知識・能力の向上のための有期の訓練等のサービスを行います。
就労継続支援A型	通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援します。
就労継続支援B型	通所により、雇用契約は結ばない就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労等への移行に向けて支援します。

見込量確保のための方策

必要なサービスを身近な地域で利用できるよう、受け皿となる多様な事業所の参入を働きかけ、サービス提供基盤の確保に努めます。また、市内に事業所のないサービスについては、関係機関と連携し、サービス提供体制を強化します。

障害の程度や状況に応じて、適切な日中活動を送ることができるよう支援します。

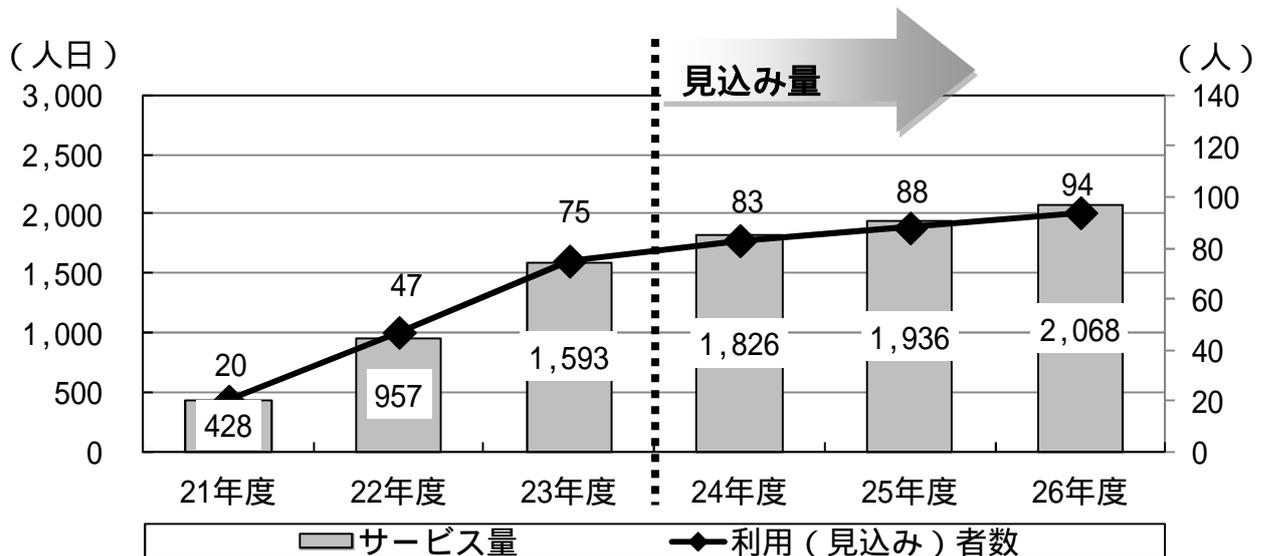
生活介護

1か月当たりの利用量・利用者数の実績及び見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	人日	428	957	1,593	1,826	1,936	2,068
	利用者数	20	47	75	83	88	94

注：平成23年度は実績値を基にした推計値です。

「人日」とは、「月間の利用者数」に「一人1か月当たりの平均利用日数」を乗じて得られた数です。例えば、5人の利用者が平均20日サービスの提供を受けた場合には、「100人日分」となります。



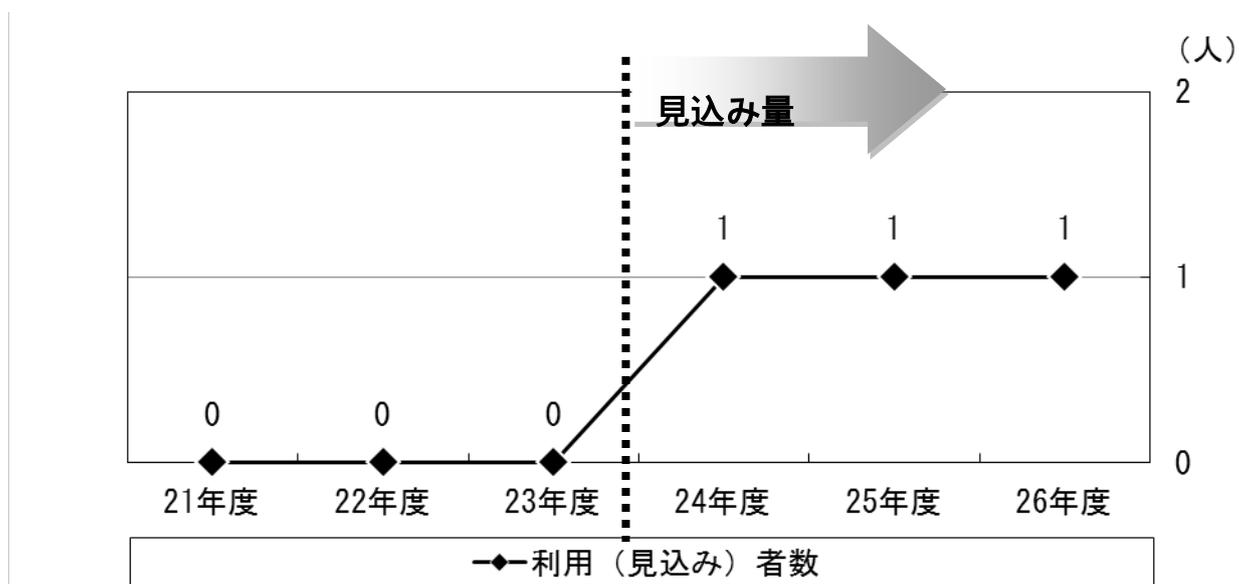
平成20年度からの利用実績により、一人当たりの利用日数（22人日）を求め、障害のある人の増加傾向をもとに今後の利用者数を推計し（新規利用者 平成23年3人、平成24年3人、平成25年3人）、施設の新体系移行予定（新規移行 平成24年3人）から利用者数を見込むとともに、特別支援学校の卒業生（利用者数 平成23年度卒2人、平成24年度卒2人、平成25年度卒2人）の状況などを勘案して、サービス見込量を算出しています。

療養介護

1 か月当たりの利用量・利用者数の実績及び見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
療養介護	利用者数	0	0	0	1	1	1

注:平成23年度は4月から8月までの実績値を基にした推計値です。



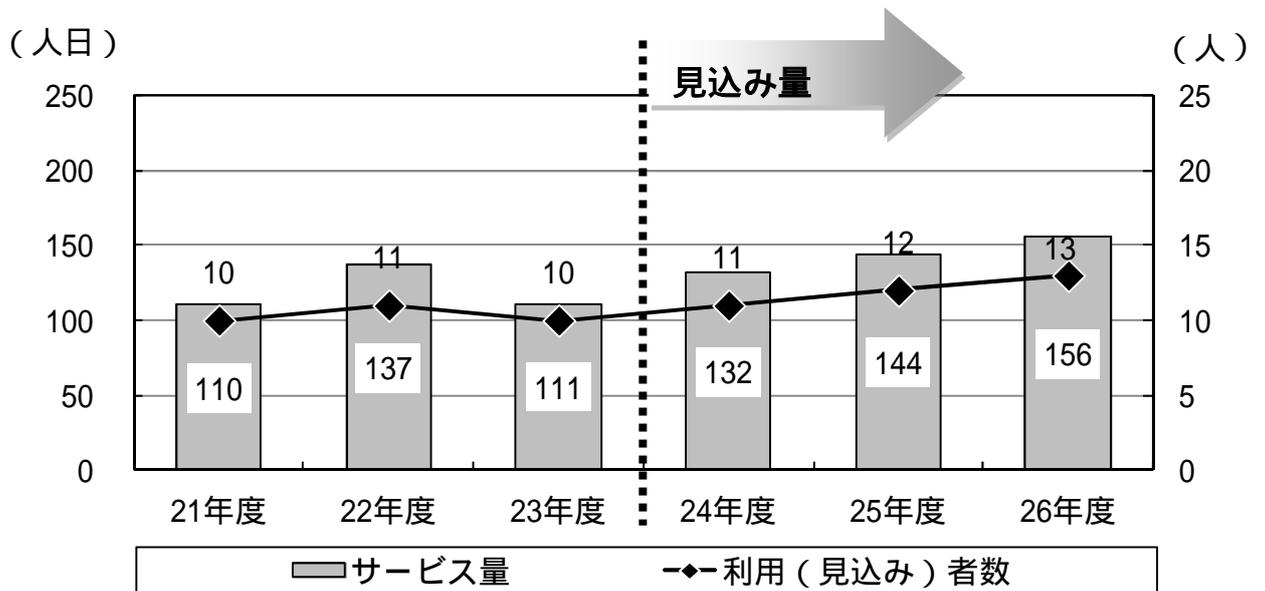
平成20年度からの利用実績と、児童福祉施設の新体系移行から利用者数（利用者数 平成24年1人）を見込み、利用者数を算出しています。

短期入所

1か月当たりの利用量・利用者数の実績及び見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
短期入所	人日	110	137	111	132	144	156
	利用者数	10	11	10	11	12	13

注：平成23年度は4月から8月までの実績値を基にした推計値です。



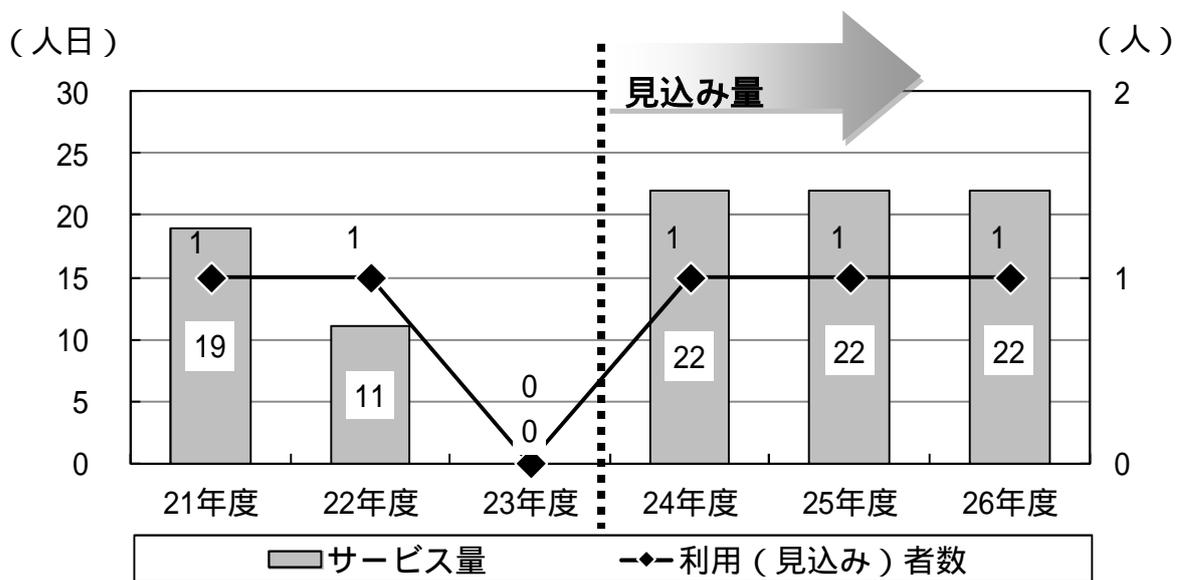
平成20年度からの利用実績により、一人当たりの利用日数（12人日）を求めるとともに、障害のある人の増加傾向をもとに今後の利用者数を推計し、サービス見込量を算出しています。

自立訓練（機能訓練）

1 か月当たりの利用量・利用者数の実績及び見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
自主訓練 (機能訓練)	人日	19	11	0	22	22	22
	利用者数	1	1	0	1	1	1

注：平成23年度は4月から8月までの実績値を基にした推計値です。



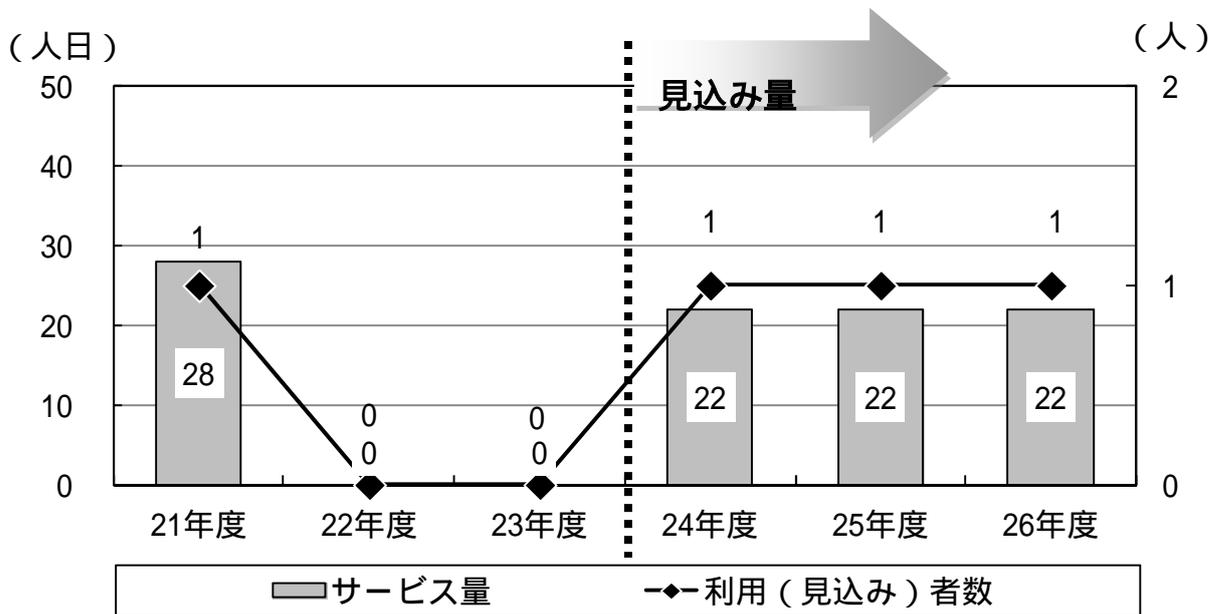
23年度（見込み）の実績はありませんが、今後、利用者が生じることを予測し、見込み量を算出しています。

自立訓練（生活訓練）

1か月当たりの利用量・利用者数の実績及び見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自主訓練 (生活訓練)	人日	28	0	0	22	22	22
	利用者数	1	0	0	1	1	1

注：平成23年度は4月から8月までの実績値を基にした推計値です。



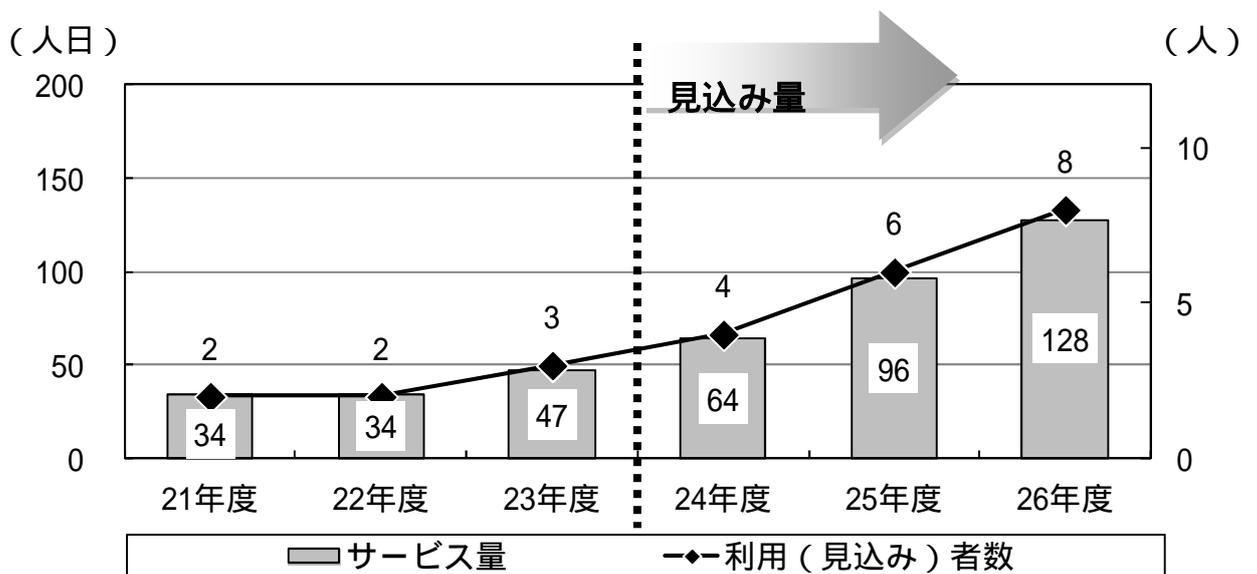
23年度（見込み）の実績はありませんが、今後、利用者が生じることを予測し、見込み量を算出しています。

就労移行支援

1か月当たりの利用量・利用者数の実績及び見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労移行支援	人日	34	34	47	64	96	128
	利用者数	2	2	3	4	6	8

注:平成23年度は4月から8月までの実績値を基にした推計値です。



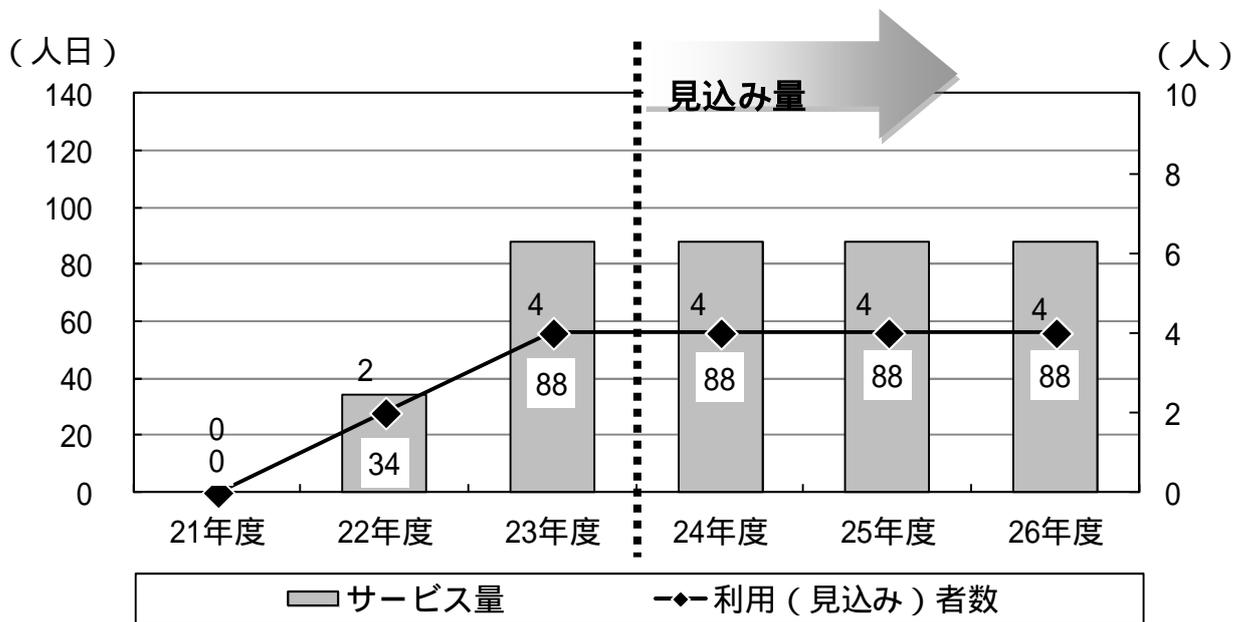
平成20年度からの利用実績により、一人当たりの利用日数（16人日）を求め、特別支援学校の卒業者の状況（卒業生のうち、就労を希望される方）などを勘案して、基礎的なサービス見込量を算出しています。

就労継続支援（A型）

1か月当たりの利用量・利用者数の実績及び見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労継続支援（A型）	人日	0	34	88	88	88	88
	利用者数	0	2	4	4	4	4

注：平成23年度は4月から8月までの実績値を基にした推計値です。



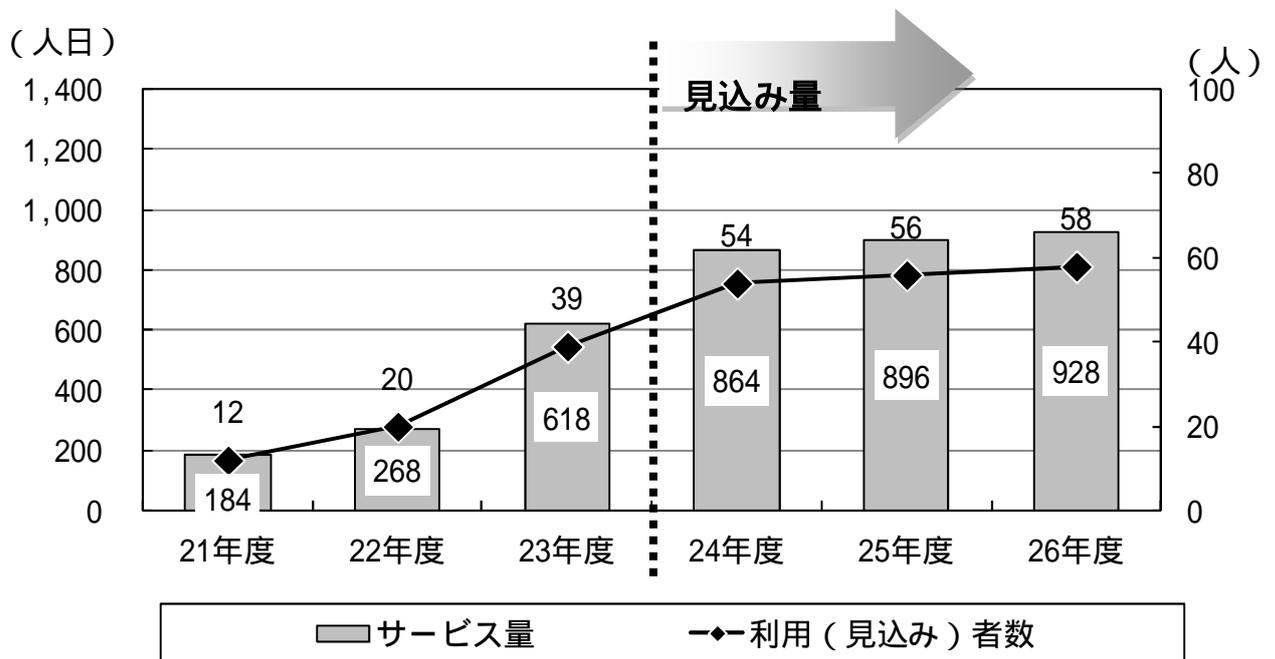
平成20年度からの利用実績により、一人当たりの利用日数（22人日）を求め、障害のある人の増加傾向をもとに今後の利用者数を推計し、施設の新体系移行予定から利用者数を見込むとともに、特別支援学校の卒業者の状況などを勘案して、サービス見込量を算出しています。

就労継続支援（B型）

1か月当たりの利用量・利用者数の実績及び見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労継続支援（B型）	人日	184	268	618	864	896	928
	利用者数	12	20	39	54	56	58

注：平成23年度は4月から8月までの実績値を基にした推計値です。



平成20年度からの利用実績により、一人当たりの利用日数（16人日）を求め、障害のある人の増加傾向をもとに今後の利用者数を推計し、施設の新体系移行予定（平成24年13人）から利用者数を見込むとともに、特別支援学校の卒業者の状況などを勘案して、サービス見込量を算出しています。

(3) 居住系サービス

居住系サービスには次の種類があります。

居住系サービスの内容

サービス名	サービスの内容
共同生活介護 (ケアホーム)	主として夜間に、共同生活介護を営む住居における入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に、共同生活を営む住居における相談その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設入所者を対象に、主として夜間に、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを行います。

制度改正等により踏まえるべき事項

グループホーム・ケアホーム利用の際の助成の創設

グループホーム・ケアホーム入居者に対して、居住に要する費用の助成が創設されます。

見込量確保のための方策

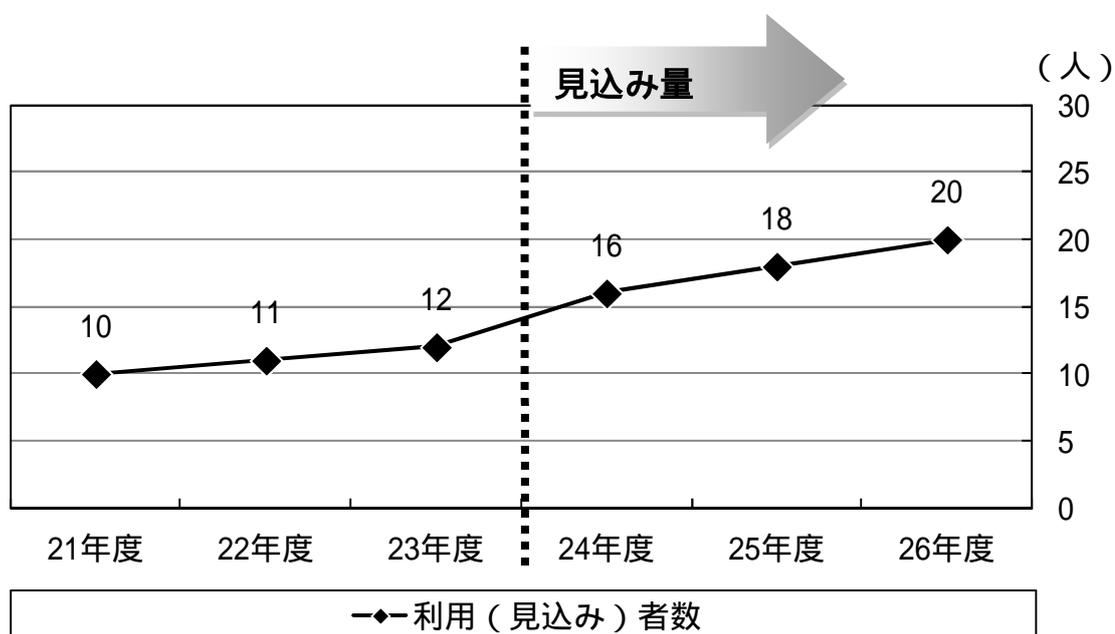
共同生活介護（ケアホーム）や共同生活援助（グループホーム）については、施設等からの地域移行を促進するため、また、親亡きあとも障害のある人が安心して暮らせる「住まいの場」として今後も整備が必要となるため、地域の理解を得ながら、事業者に対して適切な支援に努めます。

共同生活介護（ケアホーム）・共同生活援助（グループホーム）

1か月当たりの利用者数の実績及び見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活介護・共同生活援助	利用者数	10	11	12	16	18	20

注：平成23年度は4月から8月までの実績値を基にした推計値です。



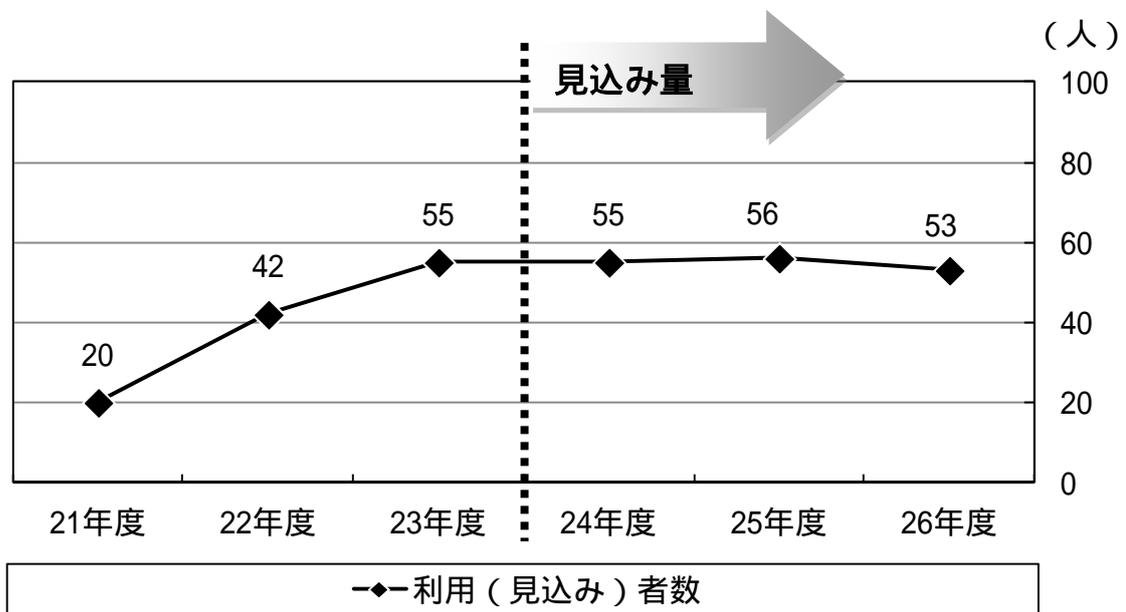
利用実績により、障害者施設等からの地域移行を促進するため、今後の利用者数を見込み、サービス見込量を算定しています。

施設入所支援

1か月当たりの利用者数の実績及び見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設入所支援	利用者数	20	42	55	55	56	53

注：平成23年度は4月から8月までの実績値を基にした推計値です。



特別支援学校の卒業者（利用者数 平成24年度卒1人）の状況などを勘案して、基礎的なサービス見込量を算出しています。

さらに、「平成26年度末の施設入所者数」の目標値を53人と設定していることから、平成26年度までの目標値に向けた推計を行い、最終的なサービス見込量を算定しています。

(4) 相談支援

相談支援サービスの内容

サービス名	サービスの内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての障害のある人を対象に、支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成します。支給決定又は変更後のサービス事業者等との連絡調整・計画の作成及び一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害のある人又は精神科病院に入院している精神障害のある人を対象に、地域における生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な便宜を供与します。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した障害のある人や一人暮らしへと移行した障害のある人などが、安定的に地域生活を送れるよう、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談など対応に必要な便宜を供与します。

制度改正等により踏まえるべき事項

支給決定プロセスの見直し等

支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直しがなされます。今後は、サービス等利用計画作成の対象者が大幅に拡大されます。

相談支援体制の強化

地域移行や地域定着についての相談支援が充実されます。（地域移行支援・地域定着支援の個別給付化。）

障害児相談支援（障害児支援利用計画の作成）の創設

児童福祉法に基づき、市が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画（障害者のサービス等利用計画に相当）を作成します。

障害児の入所サービスについては、姫路こども家庭センター（児童相談所）が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外となります。

相談支援

1か月当たりの利用者数の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画相談支援	利用者数				17	37	57
地域移行支援	利用者数				3	3	4
地域定着支援	利用者数				2	4	6

7 - 5 地域生活支援事業の見込量と確保策

(1) 相談支援事業

相談支援事業の内容

事業名	事業の内容
相談支援事業	障害福祉サービスの利用等について、障害者本人や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うことで自立した日常生活又は社会生活が送れるように総合的・継続的に支援します。
地域自立支援協議会	相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等関係機関とのネットワークとして設置した障害者自立支援協議会において、障害のある人の虐待防止及び個々のケースや地域の課題について情報共有等を行います。
相談支援機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する社会福祉法人等に委託している相談業務機能の強化を図ります。また、相談内容や状況に応じて、関係機関と随時、連携しながら個別ケア会議などを開催し、本人の自立した日常生活や生活支援を推進します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる人に対し、制度の利用を支援するために、申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

制度改正等により踏まえるべき事項

相談支援体制の充実・強化

地域における相談支援体制の充実・強化を図るため、地域における相談支援の中核的な役割を担う総合的な相談支援センター（基幹相談支援センター）の設置が求められています。

自立支援協議会について、障害者自立支援法に明確に位置づけられ、今後運営の活性化を図っていきます。

成年後見制度利用支援事業の必須事業化

法律上、市の地域生活支援事業の必須事業に格上げすることになります。

見込量確保のための方策

専門的な相談や複合的な相談、困難事例への対応などを速やかに行うため、相談支援事業と相生市や兵庫県の保健や福祉に関する相談窓口の連携体制の構築を図るとともに、自立支援協議会でのケース会議等で情報の共有化を図ります。

基幹相談支援センターの設置については、国や県の動向及び障害のある人や家族のニーズを踏まえ、設置に向けて検討を進めていきます。

相談支援事業の実績及び必要量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
相談支援事業	実施箇所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無				未設置	未設置	設置
地域自立支援協議会	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度 利用支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	利用者数	0	0	1	1	1	1

(2) コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業の内容

事業名	事業の内容
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため意思疎通に支障がある障害者等に、当事者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者及び要約筆記奉仕員の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

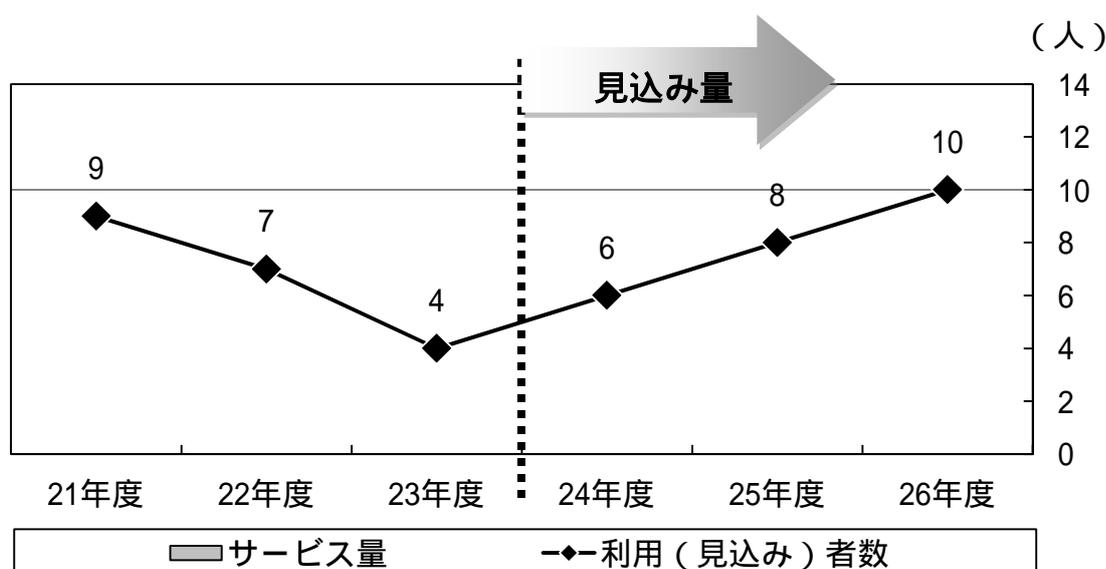
見込量確保のための方策

コミュニケーション支援事業の円滑な実施を図るためには、人材の養成が重要であることから、県等と協力して人材育成に努めます。

コミュニケーション支援事業の年間の利用者数の実績及び見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
コミュニケーション支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	利用者数	9	7	4	6	8	10

注：平成23年度は4月から8月までの実績値を基にした推計値です。



平成20年度からの利用実績と、聴覚・言語障害のある人の増加傾向をもとに今後の利用者数を見込み、サービス見込量を算定しています。

(3) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業の内容

事業名	事業の内容
日常生活用具給付等事業	重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付すること等によって、日常生活の便宜を図ります。

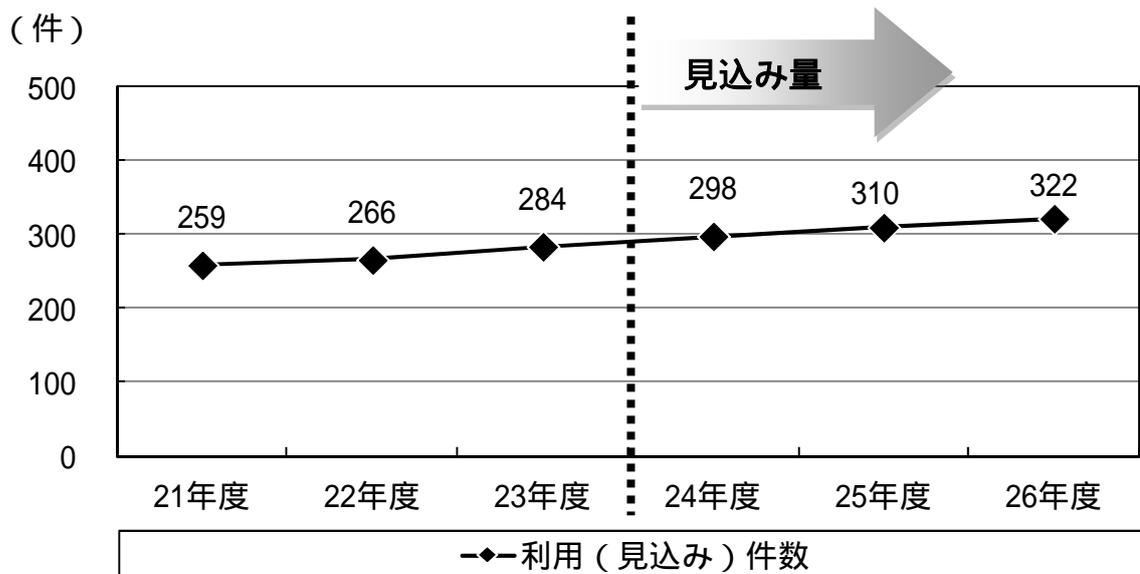
見込量確保のための方策

利用希望者の把握に努めるとともに、障害のある人が生活の質の向上を図ることができるよう、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付を行います。

年間の利用延べ件数の実績及び見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日常生活用具給付等事業	延べ件数	259	266	284	298	310	322

注：平成23年度は4月から8月までの実績値を基にした推計値です。



平成20年度からの利用実績と、障害のある人の増加傾向をもとに今後の利用者数を見込み、サービス見込量を算定しています。

(4) 移動支援事業

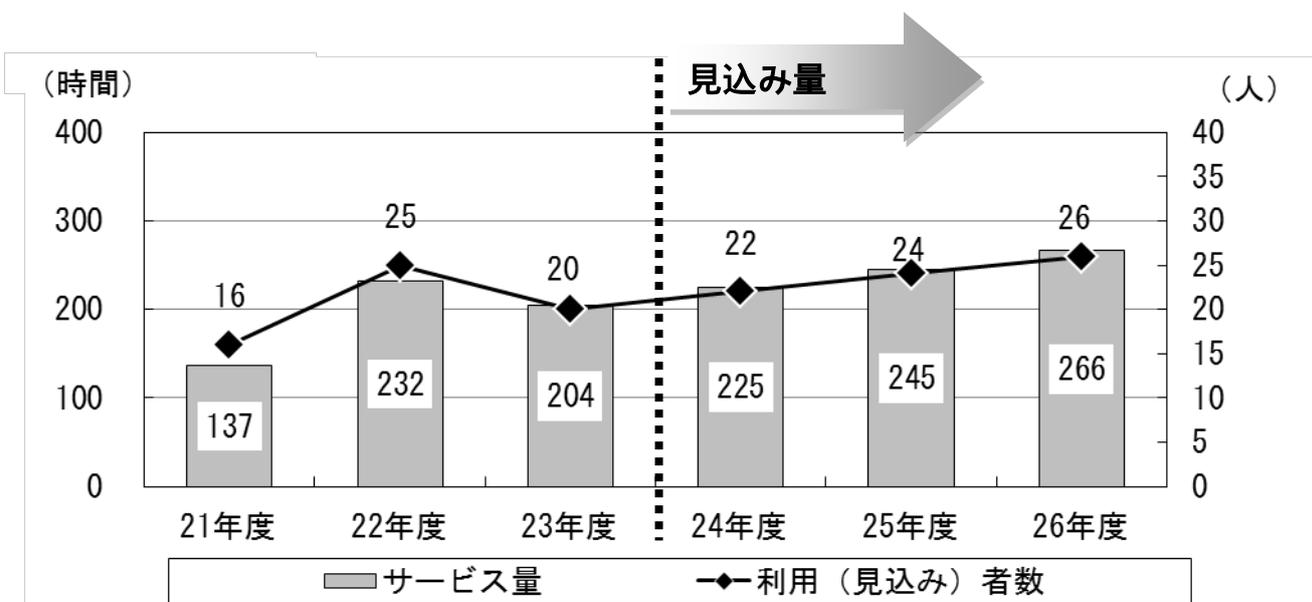
移動支援事業の内容

事業名	事業の内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

1か月当たりの利用量・利用者数の実績及び見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
移動支援事業	時間	137	232	204	225	245	266
	利用者数	16	25	20	22	24	26

注：平成23年度は4月から8月までの実績値を基にした推計値です。



利用実績により、一人当たりの平均利用時間数を求め、障害のある人の増加傾向をもとに今後の利用者数を推計し、障害福祉サービスの同行援護への移行者の数を勘案し、サービス見込量を算出しています。

(5) 地域活動支援センター

地域活動支援センターの内容

事業名	事業の内容
基礎的事業	障害者に創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う通所型施設として、地域生活を支援します。
機能強化事業	<p>型：専門職員を配置し、医療・福祉及び地域社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。</p> <p>型：地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。</p> <p>型：概ね5年以上の実績を有し、安定的な運営が行われている地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業です。</p>

1 か月当たりの利用者数の実績及び見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
型	実施箇所	1	1	1	1	1	1
	利用者数	6	4	4	4	4	4
型	実施箇所	0	0	0	0	0	0
	利用者数	0	0	0	0	0	0
型	実施箇所	0	1	2	2	2	2
	利用者数	0	1	11	11	11	11

注：平成23年度は4月から8月までの実績値を基にした推計値です。

平成20年度からの利用実績をもとに今後の利用者数を見込み、平成23年度の実績を維持するものとしてサービス見込量を算定しています。

(6) 更生訓練費給付事業

更生訓練費給付事業

事業名	事業の内容
更生訓練費給付事業	施設に入所・通所して就労移行支援事業や自立訓練事業又は訓練を受けている人に、社会復帰の促進を図る支援を行います。

年間の利用者数の実績及び見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
更生訓練費 給付事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	利用者数	0	0	0	1	1	1

注:平成23年度は4月から8月までの実績値を基にした推計値です。

(7) 生活支援事業

生活支援事業

事業名	事業の内容
生活支援事業	日常生活上必要な訓練・指導をはじめ、本人活動支援等を行い、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進します。 【事業例】身体障害者リフレッシュ事業、発達障害児療育事業、あいあいサマークラブ事業、障害児地域療育等相談事業 など

実施状況

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
生活支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

注:平成23年度は4月から8月までの実績値を基にした推計値です。

(8) 日中一時支援事業

日中一時支援事業

事業名	事業の内容
日中一時支援事業	日中、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練、その他市が認めた支援を行います。

1 か月当たりの利用者数の実績及び見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
日中一時支援事業	実施箇所	6	5	5	5	5	5
	利用者数	9	15	10	12	14	16

注:平成23年度は4月から8月までの実績値を基にした推計値です。

平成20年度からの利用実績と、障害のある人の増加傾向をもとに今後の利用者数を見込み、サービス見込量を算定しています。

(9) 社会参加促進事業

社会参加促進事業

事業名	事業の内容
社会参加促進事業	日中、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他市が認めた支援を行います。

年間の利用者数の実績及び見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
スポーツ・レクリエーション教室 開催等事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	利用者数	228	172	254	260	270	280
芸術・文化講座開催等 事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	利用者数	1,124	1,237	1,250	1,260	1,270	1,280
点字・声の 広報等発行 事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	利用者数	15	15	15	16	17	18
自動車運転 免許取得・ 改造助成事 業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	利用者数	2	0	2	2	2	2

注：平成23年度は4月から8月までの実績値を基にした推計値です。

7 - 6 障害児支援の見込量と確保策

(1) 児童発達支援事業

児童発達支援事業の内容

事業名	事業の内容
児童発達支援事業	身体障害のある児童、知的障害のある児童又は精神障害のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。

制度改正等により踏まえるべき事項

児童福祉法を基本とした身近な支援の充実

重複障害に対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別等にわかれている現行の障害児施設(通所・入所)が一元化されます。

在宅サービスや児童デイサービスは市が支給決定を行っていることも踏まえ、通所サービスについては市が実施主体となります。(入所については引き続き都道府県。)

児童発達支援の1か月当たりの必要量及び利用者数の見込み

サービス名	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
児童発達支援	人	19	19	19
	人日分	76	76	76

平成20年度からの就学前の児童の「児童デイサービス」の利用実績と、通園施設の児童の利用実績から、今後の利用者数を見込み、サービス見込量を算定しています。

(2) 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスの内容

事業名	事業の内容
放課後等デイサービス	障害のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある児童の放課後等の居場所を提供します。

制度改正等により踏まえるべき事項

放課後等デイサービスの創設

学齢期における支援の充実のため、「放課後等デイサービス」を創設することになっています。(20歳に達するまで利用できるように特例が設けられます。)

放課後等デイサービスの1か月当たりの必要量及び利用者数の見込み

サービス名	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
放課後等デイサービス	人	26	26	26
	人日分	104	104	104

平成20年度からの就学後の児童の「児童デイサービス」の利用実績と、通園施設の児童の利用実績から、今後の利用者数を見込み、サービス見込量を算定しています。

(3) 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援の内容

事業名	事業の内容
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害のある幼児、又は今後利用する予定の障害のある幼児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

制度改正等により踏まえるべき事項

保育所等訪問支援の創設

保育所等を訪問し、専門的な支援を行うため、「保育所等訪問支援」を創設します。

(4) 計画相談支援・障害児相談支援

相談支援サービスの内容

サービス名	サービスの内容
計画相談支援・障害児相談支援	障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用するすべての障害のある児童を対象に、支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

制度改正等により踏まえるべき事項

計画相談支援・障害児相談支援（障害児支援利用計画の作成）の開始

児童福祉法に基づき、市が指定する特定相談支援事業者（障害児の居宅サービス）及び障害児相談支援事業者（障害児の通所サービス）の両方の指定を受けた事業者の相談支援専門員が居宅及び通所サービスの一体的な計画を作成することになります。

障害児の入所サービスについては、姫路こども家庭センター（児童相談所）が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外となります。

見込量確保のための方策

障害のある児童の放課後の生活や長期休暇の生活の支援、また、特別支援学校卒業生の福祉事業所等から帰宅後の生活の支援など、きめ細やかな生活の支援ができるよう、一人ひとりに応じたケアマネジメントの仕組みづくりを進めます。

計画相談支援・障害児相談支援の月間の利用者数の見込み

サービス名	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画相談支援・ 障害児相談支援	人	3	3	5

8 . 施策の推進体制

8 - 1 関係機関等との連携

障害のある人の施策は、その分野が多岐にわたり、母子保健法、児童福祉法、学校教育法、障害者自立支援法、バリアフリー新法、障害者の雇用の促進等に関する法律など、各分野の個別法・要綱等に基づき実施されています。そのため、各分野を所管する庁内関係各部との連携を図ります。

また、障害のある人に関わる施策については、国や県の制度に関わる分野も多いことから、国や県の各機関と連携を図り、計画を推進します。

8 - 2 住民参加の促進

障害者団体や社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体等の各種団体や民間企業、地域住民の協力のもと障害者福祉を推進するとともに、各種団体・民間企業・地域等との連携を図り、計画を推進します。

8 - 3 計画の進行管理

本計画については、相生市障害者自立支援協議会の定期的な開催に合わせ、本計画の進捗状況を報告し、進行管理や評価を行います。